

第6次東郷町 総合計画

2021 ▶▶ 2030

人・まち・みどり ずっと暮らしたい とうごう

TOGO TOWN

わたくしたちの誓い

わたくしたちは、恵まれた郷土をさらに住みよいまちに発展させることを願い、一人ひとりが、暮らしの中で身につけ実践してゆくためのきまりを定めます。

- 一 緑を愛し 住みよいまちをきずきます
- 一 きまりを守り ふれあいのある明るいまちをつくります
- 一 教養を豊かにし 文化の向上につとめます
- 一 元気で働き 幸せな家庭にします
- 一 いのちを大切にし 進んでからだをきたえます

(昭和 60 年 4 月 14 日制定)



町の花：あやめ



町の木：もっこく

はじめに

この度、令和3年度を初年度とする10年間のまちづくりの指針となる「第6次東郷町総合計画」を策定いたしました。

計画の策定に当たり、住民意向調査等各種アンケートやグループインタビュー、ワークショップを通じて多くの貴重なご意見をいただきました町民の皆様、多大なご尽力を賜りました総合計画審議会委員の皆様を始め、ご協力をいただいた多くの皆様に心からお礼を申し上げます。

本町は、昭和45年4月に町制施行し、豊かな自然を保ちながら、都市近郊の住みよいまちとして発展してきました。

そして、令和2年4月には、町制施行50周年という大きな節目を迎え、これまで本町を築き守ってこられた先人の方々に感謝の念を捧げるとともに、次の50年に向けた新たなまちづくりのスタートについて決意を新たにしたところです。

町の人口は、平成27年（2015年）には42,858人でしたが、その後も緩やかな増加傾向が続いており、本計画の目標年度である令和12年（2030年）には、約45,700人に増加するものと見込んでおります。

また、令和2年9月には大型商業施設「ららぽーと愛知東郷」がオープンし、町の中心市街地形成の第一歩を踏み出すとともに、本町を訪れる人が増え、これまでの「ひと」や「モノ」の流れが大きく変わる転換期を迎えました。

一方で、年々激甚化する自然災害や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大といった新たな危機の発生、少子高齢化の更なる進行、情報通信技術の急速な発展など、本町を取り巻く社会情勢も大きく変化しています。

この総合計画は、こうした変化の中でも、ひと・まち・みどりの輝きを増すことにより、まち全体の魅力を高め、多くの人々を惹きつけることで、持続的な発展を実現し、将来に向けて活力のある東郷町を築き上げていくための大切な指針です。

こうした思いから、まちの将来都市像を「人・まち・みどり　ずっと暮らしたい　とうごう」と掲げ、福祉施策の充実、子育て支援、安全・安心なまちづくり、交通利便性の向上、まちの魅力の発信などにしっかりと取り組むことで、本町の持つポテンシャルを最大限に生かし、「ずっと暮らしたい」、「東郷町で暮らしてみたい」と思っていただけるまちづくりを進めてまいります。

このまちの目指す姿の実現に向け、町民の皆様と一緒に全力で取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



令和3年3月

東郷町長

内侯 憲祐

【目 次】

序編 1

第1章 計画策定の考え方	2
第2章 社会経済情勢の変化	4
第3章 東郷町の特性	7
第4章 町民の意識	14
第5章 主要なまちづくりの課題	18

第1編 基本構想 21

第1章 将来都市像	22
第2章 基本目標	24
第3章 将来人口の見通し	26
第4章 将來の都市構造	27
第5章 基本構想の推進に向けて	29

第2編 基本計画 31

施策の体系	32
基本計画の見方	34

基本目標1 誰もが元気に暮らせるまち 36

01 健康づくりを推進する	38
02 地域福祉を充実する	40
03 障がいのある方がいきいきと暮らせる	42
04 高齢者がいきいきと暮らせる	44
05 運動・スポーツを推進する	46

基本目標2 子どもがのびのび育つまち 48

01 子育てしやすい環境をつくる	50
02 健やかな子どもを育てる	52
03 生涯を通じた学びを推進する	54
04 地域文化を大切にする	56
05 多文化の人々が共生できる社会をつくる	58

基本目標3 安全・安心で、自然と共生するまち 60

01 犯罪や交通事故等の少ない安全・安心なまちをつくる	62
02 災害に強いまちをつくる.....	64
03 緑豊かなまちを守る	66
04 環境にやさしいまちをつくる	68
05 美しいまちをつくる	70

基本目標4 快適に暮らせるまち 72

01 公共交通を利用しやすくする	74
02 安心して通行できる道路を整備する	76
03 魅力ある市街地を整備する.....	78
04 良好な住環境をつくる	80

基本目標5 産業と交流が盛んなまち 82

01 農業を活性化する	84
02 商工業を活性化する	86
03 働く場を充実する	88
04 まちの魅力の発信と交流人口・定住を増やす	90

基本目標6 みんなでつくるまち 92

01 協働のまちづくりを進める.....	94
02 自分らしく輝ける社会づくりを進める.....	96
03 地域交流を促進する	98
04 将来を見据えた行財政運営を進める	100
05 多様な組織の連携を強化する.....	102

計画の進行管理	104
---------------	-----

資料編 107

序 編

第1章 計画策定の考え方	2
第2章 社会経済情勢の変化	4
第3章 東郷町の特性	7
第4章 町民の意識	14
第5章 主要なまちづくりの課題	18



第1章 計画策定の考え方

第6次東郷町総合計画の策定の目的や構成と期間、役割を示します。

(1) 計画策定の目的

総合計画は、本町の最上位に位置付けている計画であり、本町の目指すべき将来の姿（将来都市像）を明らかにするとともに、その実現のための施策等をまとめたもので、まちづくりや行財政運営における重要な計画です。

本町は、平成23年度（2011年度）を初年度とする第5次東郷町総合計画を策定し、「人とまち みんな元気な 環境都市」を将来都市像に掲げ、計画的にまちづくりを進めてきました。第5次東郷町総合計画を策定して10年が経過し、人口減少・少子高齢化の進展や自然災害リスクの増大、情報通信技術の更なる進展等、本町を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、町民と町が情報の共有を図るとともに、町民の参画・協働を進める町政運営のあり方や基本的な原則を定める東郷町自治基本条例を平成26年（2014年）に施行しました。

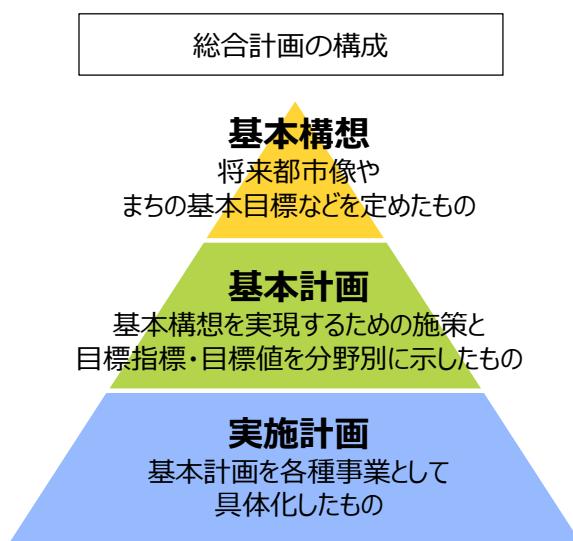
そこで、社会経済情勢の変化に柔軟に対応するとともに、東郷町自治基本条例が目指す「町民みんなが主役のまちづくり」の実現を基本姿勢として、新たな時代にふさわしいまちづくりや行財政運営の指針となる第6次東郷町総合計画を策定します。

(2) 計画の構成と期間

第6次東郷町総合計画は、東郷町自治基本条例第13条第3項に基づき策定し、基本構想・基本計画・実施計画の三層構造で構成します。

基本構想・基本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）からの10年間とします。

実施計画は3年間の計画期間とし、毎年度見直し、作成します。



▼計画の期間

年度	R3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)	12 (2030)
基本構想	10年間									
基本計画	10年間									
実施計画	3年間	3年間	3年間							※実施計画は毎年度作成

(3) 計画の役割

総合計画は、まちづくりや行財政運営等の町政運営における最上位に位置付けられる計画です。第6次東郷町総合計画は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5か年計画である第2期東郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略と整合を図りながら策定したものです。

また、東郷町自治基本条例の「まちづくりの基本原則」を踏まえ、より多くの町民が計画策定に参画できるよう、多様な町民参画手法を取り入れ、町民との協働を基本原則として策定しました。そして、町民にわかりやすい将来のまちの姿や目標指標を設定するとともに、町民、地域・団体、事業者等の役割を明示することにより、町民参画によるまちづくりを推進します。

さらに、総合計画は様々な分野において持続可能なまちづくりを目指していくための指針とします。

第2章 社会経済情勢の変化

これからの中づくりを考えていくためには、次に挙げる社会経済情勢の変化を踏まえることが必要です。

(1) 人口減少・少子高齢化の進展

我が国の総人口は平成20年（2008年）をピークに減少に転じ、今後も減少傾向が続くことが予想されています。また、人口構成は戦後から年少人口の割合が減少し、老人人口の割合が増加する傾向にあり、令和12年（2030年）には老人人口は31%に達すると予想されています。

本町においても、当面人口は増加傾向が続きますが、今後人口減少と少子高齢化が進むと予測されます。このため、少子高齢化による社会保障費の増加、労働人口の減少に伴う経済・産業活動の縮小、若者の減少による地域活力の低下等が懸念されることから、人口減少・少子高齢化の進展に対応した施策の展開が求められます。

(2) 自然災害リスクの増大

近年、全国各地で人的被害を伴う地震が頻発しており、東海地方においても南海トラフ地震（M8～9クラス）の発生が懸念されています。南海トラフ地震の30年以内発生確率は70～80%と予想されており、切迫する南海トラフ地震への対応が課題となっています。

また、近年の豪雨災害により全国各地で甚大な被害がもたらされており、激甚化・頻発化する豪雨災害に対し、防災・減災対策の強化を図ることが必要です。

(3) 情報通信技術の更なる進展

情報通信技術（ICT）は急速に発達し、その中でも人工知能（AI）やIoT^{※1}、ビッグデータ等の未来につながる技術が大きく進展し、現在も進歩を続けています。これらの最先端技術はSociety5.0^{※2}の実現に向けた技術とされており、まちづくりのあらゆる分野において、住民の生活の利便性と満足度を高める上で有効であり、地域の魅力を一層向上させることができると期待されています。

本町においても、様々な地域の課題を解決していく上で、最先端技術の導入を進めていくことが求められます。

用語解説

*¹ IoT : Internet of Things の略で「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車や電車、家電、ロボット、施設等のあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることにより、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すもの。

*²Society5.0 : サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。

(4) リニア中央新幹線開業の影響

リニア中央新幹線は、令和9年度（2027年度）に東京と名古屋間での開業が予定されており、東京と名古屋間は約40分で結ばれることになります。リニア中央新幹線の開業が社会経済に及ぼす影響として、首都圏との交流が大幅に拡大することによる交流人口の増加を始め、産業活動や観光振興等の経済効果の発現等、様々な分野に影響がもたらされることが見込まれています。

本町においても、今後のリニア中央新幹線開業による人の移動・物流ニーズの増加等の影響を見据えた施策を展開していくことが必要です。

(5) 新たな感染症の発生

令和2年（2020年）に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、人々の生命・生活や地域経済に甚大な影響を与えました。具体的には、テレワーク^{※1}の導入やオンライン^{※2}教育の実施、オンライン診療に関わる規制の緩和等が進むなど、働き方や暮らし方が大きく変化しました。

本町におけるこれからまちづくりにおいても、新型コロナウイルス感染症の危機を契機として、様々なニーズや社会の変化、リスクに対応できる柔軟性が求められます。

(6) 公共施設等の老朽化の進行

我が国のインフラ（道路や河川管理施設、下水道等）は高度経済成長期に集中的に整備され、今後急速に老朽化することが懸念されています。今後、建設後50年以上経過する施設の割合は加速度的に高くなると見込まれ、戦略的に維持管理・更新することが求められています。

本町が保有する公共施設等についても老朽化が進行し、近い将来、多くの施設が順次更新の時期を迎えることとなります。今後も持続可能な公共サービスを提供していくためには、長期的な視点を持って、公共施設等の利活用の促進や長寿命化等に計画的に取り組む必要があります。

(7) 持続可能な開発目標（S D G s）の採択

S D G s（Sustainable Development Goalsの略称）は、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された令和12年（2030年）を期限とする、先進国を含む国際社会全体の17の開発目標です。国は、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けて取組を推進するに当たっては、S D G sの理念に沿って進めることにより、政策全体の最適化や地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の推進につなげることができます。

本町においても、S D G sの要素を総合計画の各施策に反映し、取組を推進していくことが求められます。

用語解説

※1 テレワーク：I C Tを活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。

※2 オンライン：一般にインターネット等の通信回線に接続されていること。

■ S D G s の 17 の目標



あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



各国内及び各国間の不平等を是正する



飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



持続可能な生産消費形態を確保する



すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う



持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

第3章 東郷町の特性

東郷町の特性を整理した結果を以下に示します。

(1) 町の概要・特色

① 位置・地勢

本町は、名古屋市と豊田市の間に位置する面積 18.03 平方キロメートルのまちです。

尾張丘陵部と平野部の接合地帯に位置し、起伏に富んだ地形となっています。



② 地域資源

◆緑

市街化の進展に伴い、樹林地や農地といった緑は減少しつつあります。今なお市街地の周辺には緑が残されています。夏には、ホタルを見ることもできます。



◆水

愛知池や境川等の豊かな水資源に恵まれています。愛知池の周囲の管理用道路は一周約 7.4 キロメートルあり、ランニングやウォーキング、サイクリング等で多くの人に利用されています。



◆ボート

平成 6 年（1994 年）、国民体育大会のボート競技が愛知池で行われたことをきっかけに、「ボート」を東郷町のスポーツとしました。愛知池ではボートの大会「中日本レガッタ」や「町民レガッタ」が開催されます。



◆文化財

寺社や史跡、彫刻、絵画、工芸品、民俗芸能等、県・町の指定文化財を始め、数多くの文化財が残されています。



③ 新しいまちづくり「セントラル開発」

定住人口の増加、にぎわいと働く場の創出、財政基盤の強化、行政サービスの維持・向上を目指すため、本町では、東郷中央土地区画整理事業を核とする新たなまちづくり「セントラル開発」を推進しています。

令和2年（2020年）には、東郷セントラル地区において大型商業施設が開業し、近接してバスターミナルが整備されました。今後も本町の中心に位置する役場等の公共施設を最大限に活用しながら、都市機能の集約を図り「まちの中心核」を形成していくことを目指しています。

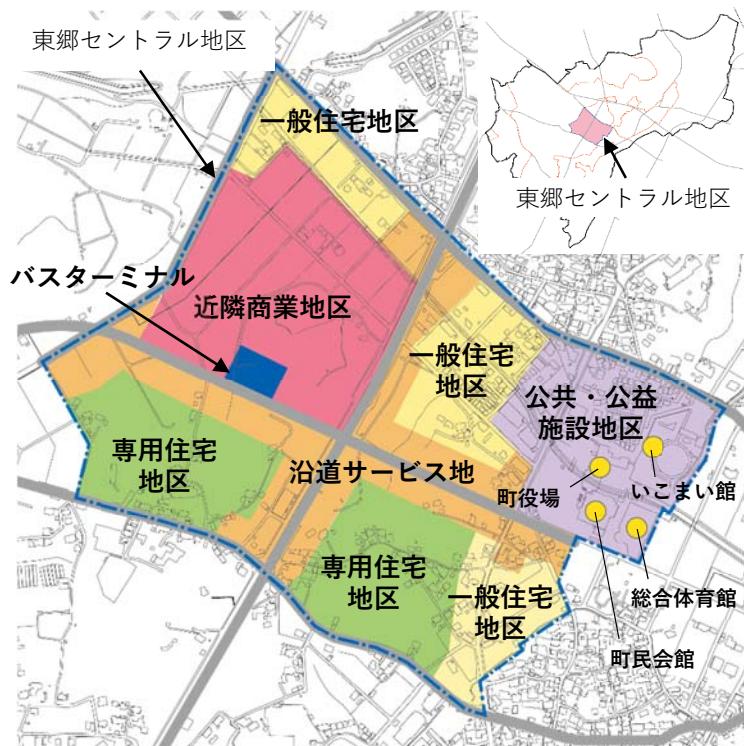


図 3-1 東郷セントラル地区土地利用イメージ図

(2) 統計から見る町の特徴

① 将来人口

本町では当面人口は増加傾向が続きますが、今後人口減少と少子高齢化が進むと予測されます。

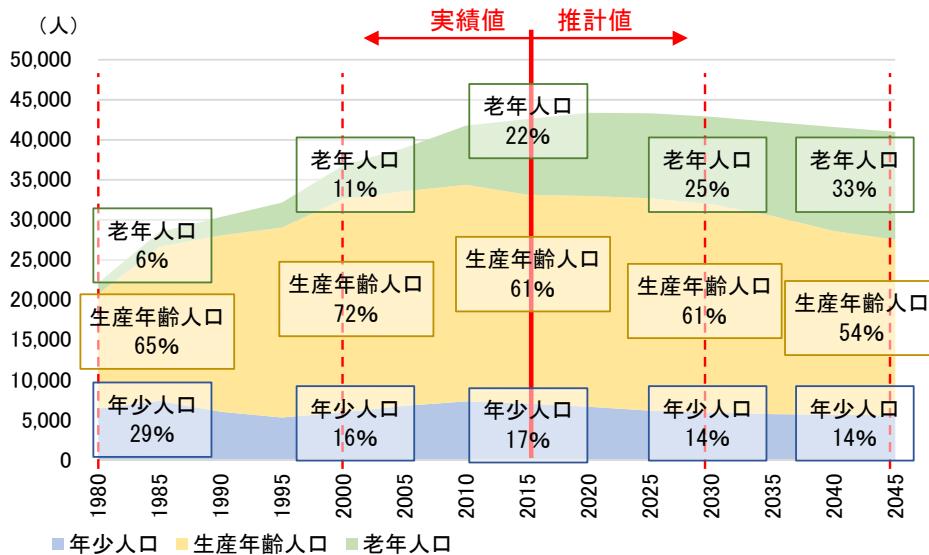


図 3-2 人口動向及び将来推計

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（H30 推計）」

② 昼夜間人口比率

昼夜間人口比率（夜間人口 100 人当たりの昼間人口）は平成 27 年（2015 年）に 79.3% であり、周辺市の中で本町は最も低く、ベッドタウンとしての色が強くなっています。

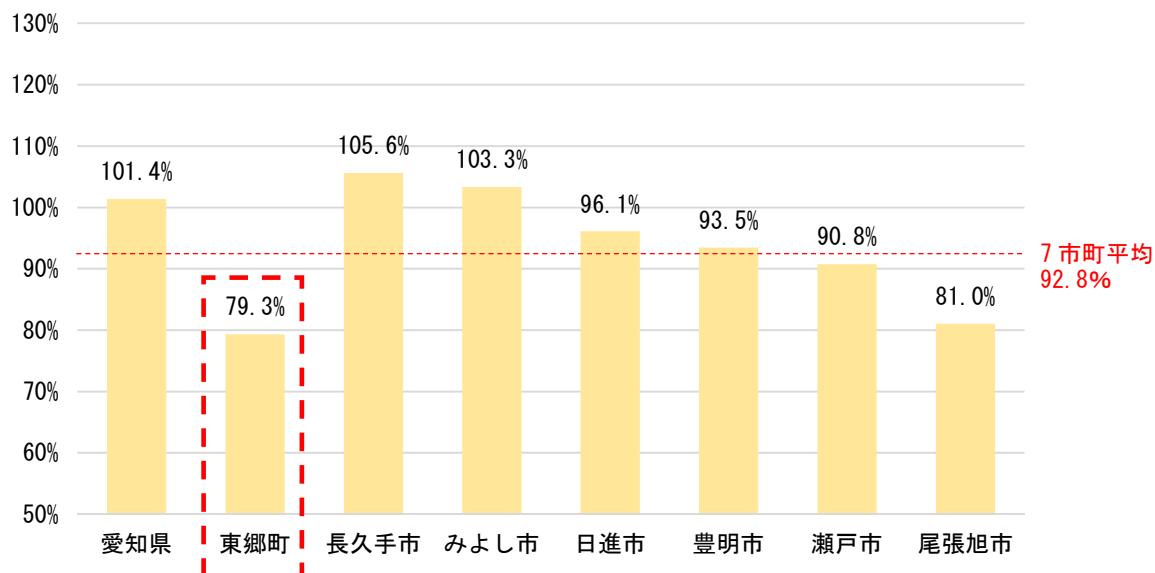


図 3-3 昼夜間人口比率

資料：総務省統計局「H27 国勢調査」

③ 世帯構成割合

家族類型別の世帯数の状況では、単独世帯や核家族世帯が増加しているのに対し、3世代世帯は減少しています。

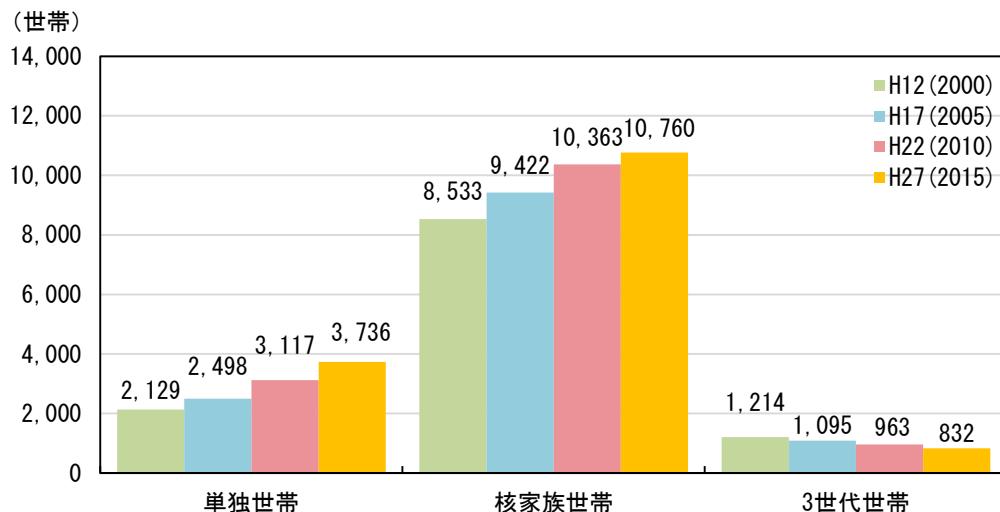


図 3-4 家族類型別一般世帯数の推移

資料：総務省統計局「国勢調査」

④ 外国人人口

外国人人口の伸び率をみると、平成 26 年（2014 年）から平成 31 年（2019 年）までの期間で 42.2% の伸びを示しています。

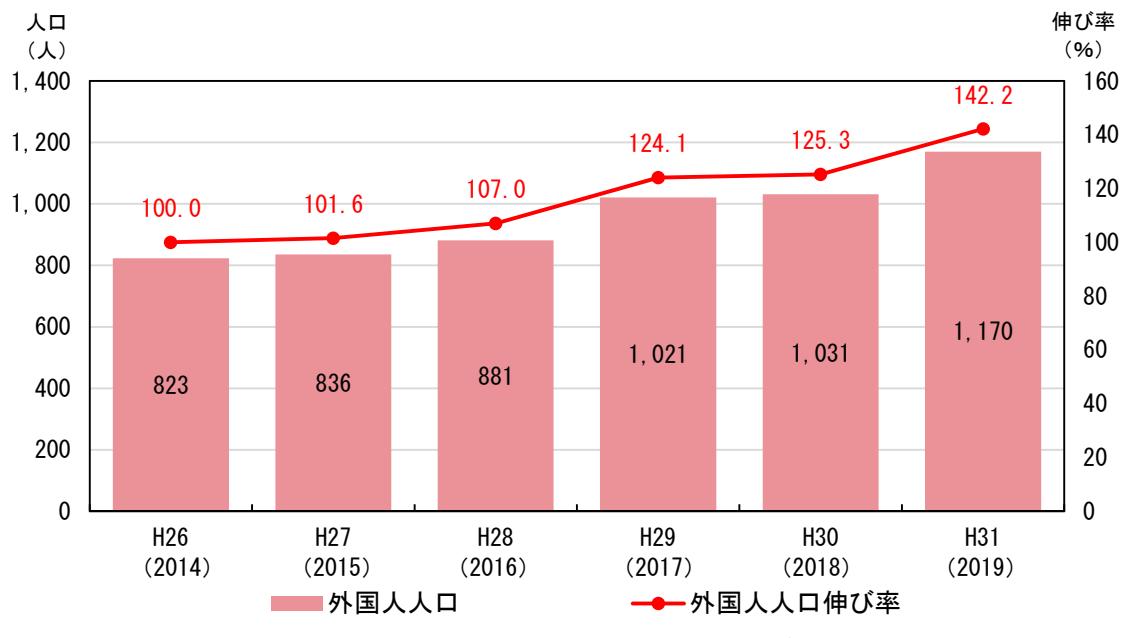


図 3-5 外国人人口の推移と伸び率

資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（各年 1月 1日現在）

⑤ 就業地・通学地

本町では、他の市区町村へ通勤している人は平成27年（2015年）に69.5%であり、周辺市と比べて、町内での就業者割合が最も低い状況にあります。

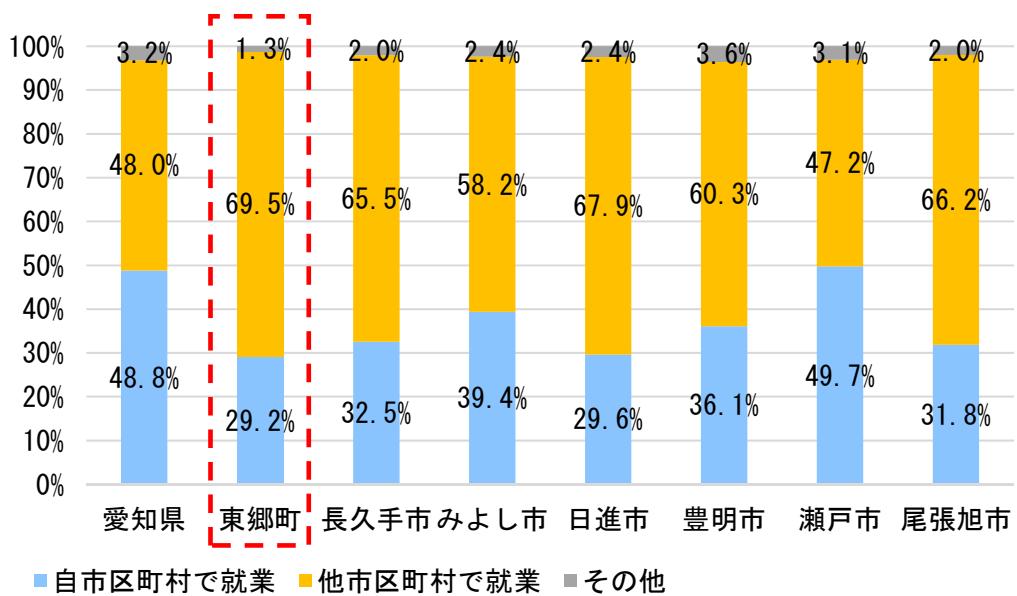


図 3-6 就業地の割合

資料：総務省統計局「H27 国勢調査 従業地・通学地集計 従業地・通学地による人口・就業状態等集計」

他の市区町村へ通学している人は平成27年（2015年）に76.4%であり、町内での通学者割合が尾張旭市に次いで2番目に低い状況にあります。

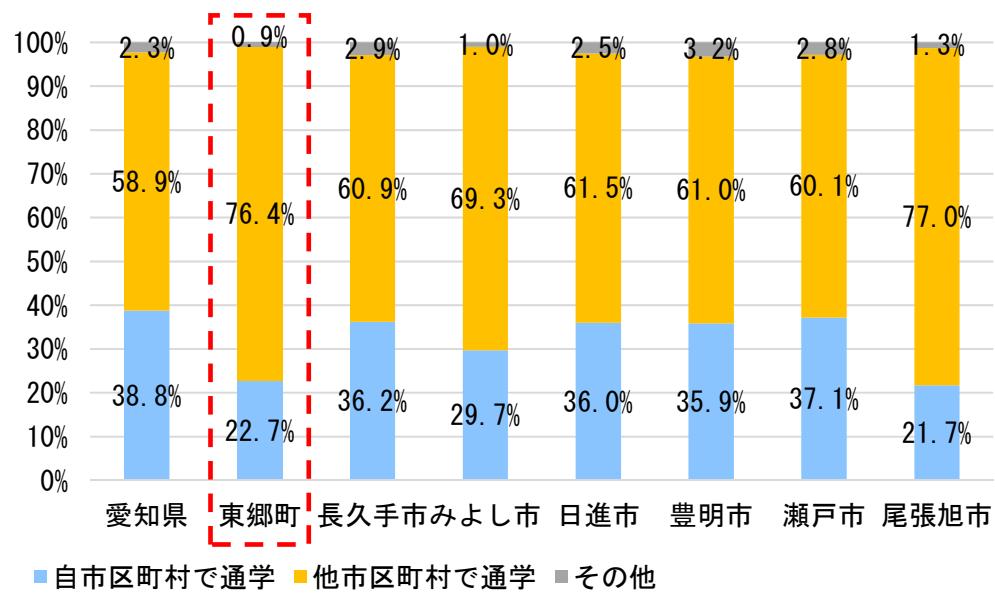


図 3-7 通学地の割合

資料：総務省統計局「H27 国勢調査 従業地・通学地集計 従業地・通学地による人口・就業状態等集計」

⑥ 産業

◆農業

農家数及び耕地面積は、平成 7 年（1995 年）以降減少傾向にあります。

耕地面積は、平成 27 年（2015 年）では平成 7 年（1995 年）の半数となっています。

農業産出額（農業粗生産額）は、平成 12 年（2000 年）から平成 17 年（2005 年）にかけて大きく減少しています。

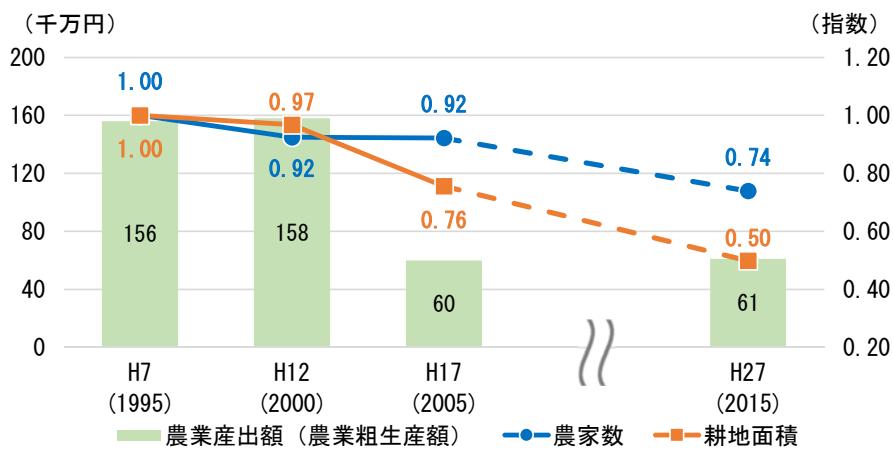


図 3-8 農業産出額・農家数・耕地面積の推移

※農家数及び耕地面積は、H7 を 1.00 としたときの指数。

※耕地面積について、H17 からは自給的農家を含まない。

※農業産出額について、H7、H12 は農業粗生産額、H17、H27 は農業産出額。

資料：「愛知県統計年鑑」(H7、H12 農業粗生産額)、農林水産省「生産農業所得統計」(H17 農業産出額)

農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」(H27 農業産出額)

農林水産省「農林業センサス」(農家数・耕地面積)

◆工業

事業所数は、平成 26 年（2014 年）までは減少傾向にありました。しかし、平成 29 年（2017 年）には増加に転じています。事業所数の産業分類別構成比では、金属製品、生産用機械、輸送機械等の製造業が上位を占めています。

従業者数は、平成 26 年（2014 年）までほぼ横ばいでいたが、平成 29 年（2017 年）には大幅に増加しています。

製造品出荷額等は、平成 26 年（2014 年）までほぼ横ばいでいたが、平成 29 年（2017 年）には近年で最も高い値を示しています。

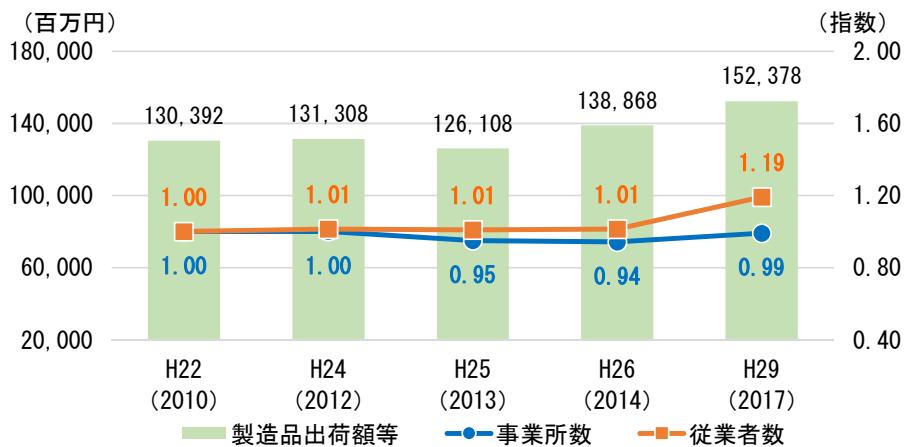


図 3-9 製造品出荷額等・事業所数・従業者数の推移

※事業所数及び従業者数は、H22 を 1.00 としたときの指数。

※事業所数について、従業員 4 人以上の事業所数値。H23、H27、H28 は未実施。

H26 以前の基準日は 12 月 31 日現在、H29 の基準値は 6 月 1 日現在。

資料：企画情報課「工業統計調査」

◆商業

事業所数は、平成 16 年（2004 年）以降減少していましたが、平成 24 年（2012 年）以降は増加に転じています。

従業者数は、平成 24 年（2012 年）には平成 19 年（2007 年）比で約 3 割減となりましたが、その後増加に転じています。

年間商品販売額は、平成 24 年（2012 年）に最も低くなりましたが、その後増加に転じ、平成 28 年（2016 年）には近年で最も高い値を示しています。

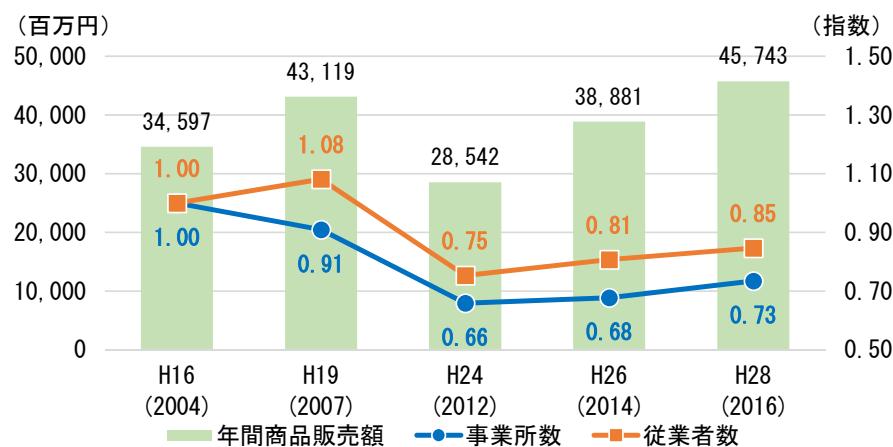


図 3-10 年間商品販売額・事業所数・従業者数の推移

※事業所数及び従業者数は、H16 を 1.00 としたときの指標。

※年間商品販売額について、H16、H19、H28 は 6 月 1 日現在、
H24 は 2 月 1 日現在、H26 は 7 月 1 日現在の数値。

資料：企画情報課「商業統計調査、経済センサス活動調査」

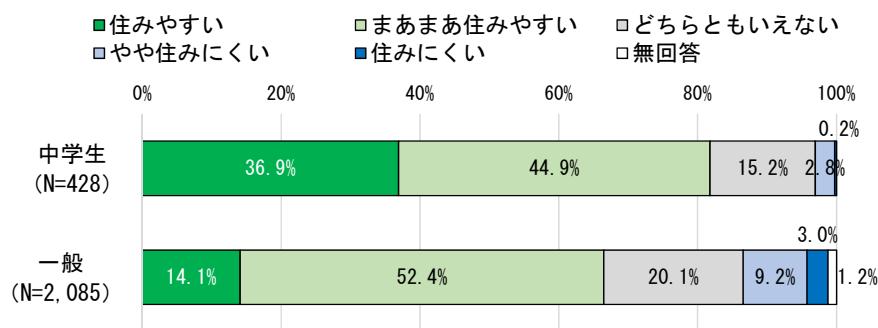
第4章 町民の意識

第6次東郷町総合計画を策定するに当たり、町民の意識・ニーズを把握するため、平成30年度(2018年度)に住民意向調査(18歳以上を対象)を実施し、令和元年度(2019年度)に各種アンケート(対象:中学生、高校生、東郷町成人式実行委員会、事業者、区・自治会、町民活動団体、東郷町文化産業まつりの来場者)やワークショップ(対象:東郷町に在住、在勤、在学の方)を実施しました。ここでは住民意向調査と各種アンケートの主な結果を示します。

(1) 住みやすさに対する意識

◆東郷町の住みやすさ

『住みやすい』(「住みやすい」と「まあまあ住みやすい」の合計)と評価した割合は、一般が約7割、中学生では8割以上と高く、住みやすさに対する評価は高くなっています。

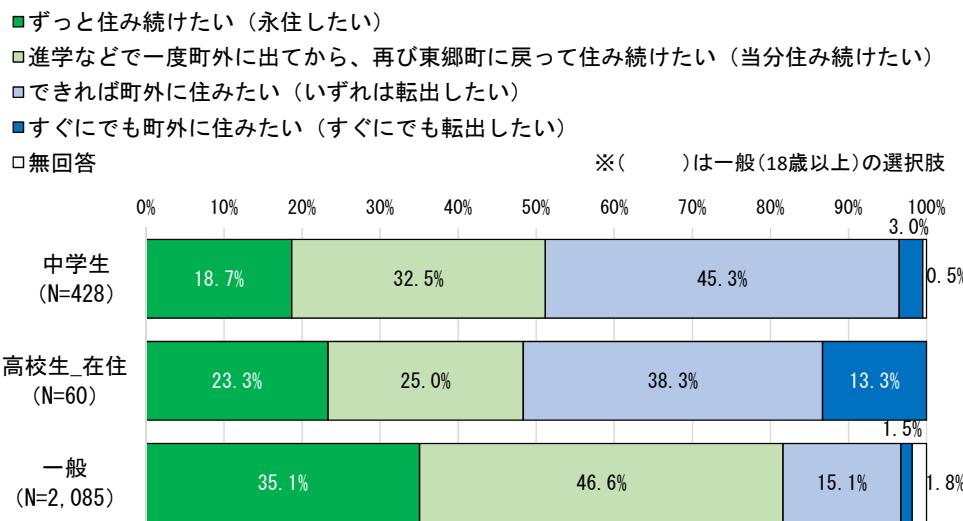


※一般は、住民意向調査(18歳以上を対象)の結果を示しています。
※高校生は東郷町外在住者が多く含まれることから、住みやすさに関しては設問を設けていません。

◆定住意向

東郷町に『住み続けたい』(「ずっと住み続けたい(永住したい)」と「再び東郷町に戻って住み続けたい(当分住み続けたい)」の合計)と回答した割合は、一般が約8割、中学生と高校生が約5割となり、年齢が若くなるほど、「ずっと住み続けたい」という回答の割合が低くなっています。

その理由は年齢を問わず、『住み続けたい』理由は「愛着があるから」「住みやすいから」「自然環境が良いから」が、『住み続けたくない』理由は「交通の便が良くないから」が多くなっています。



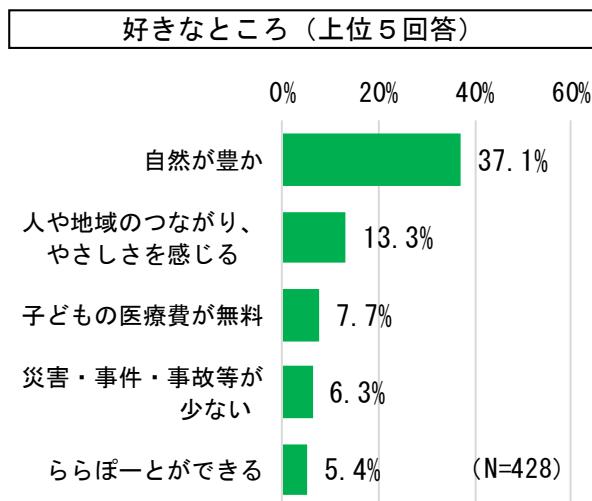
※高校生は東郷町在住者を対象に集計しています。

(2) 町の強み・弱みに対する意識

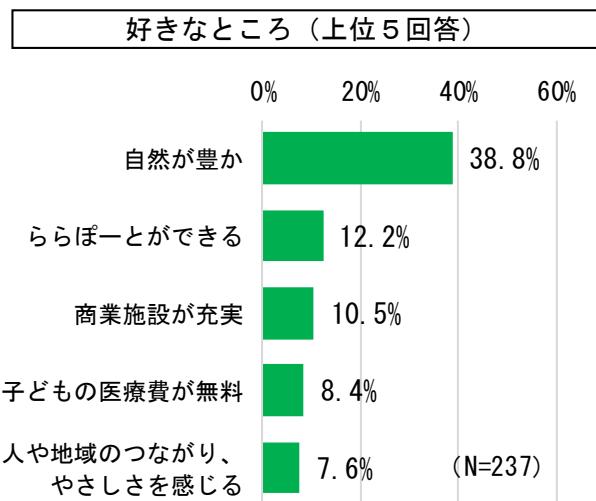
◆東郷町の強み

「自然が豊か」という回答が総じて多くなっています。

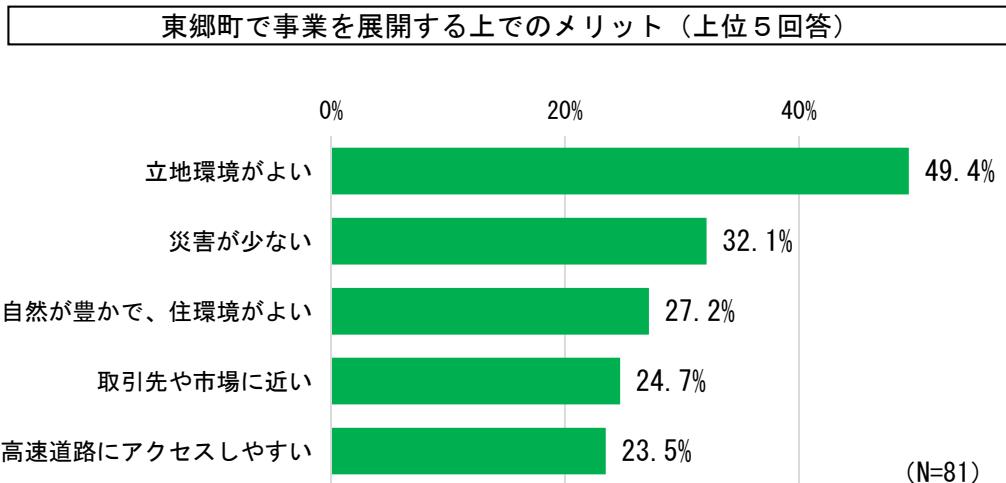
<中学生>



<高校生>



<事業者>



<東郷町文化産業まつりの来場者>

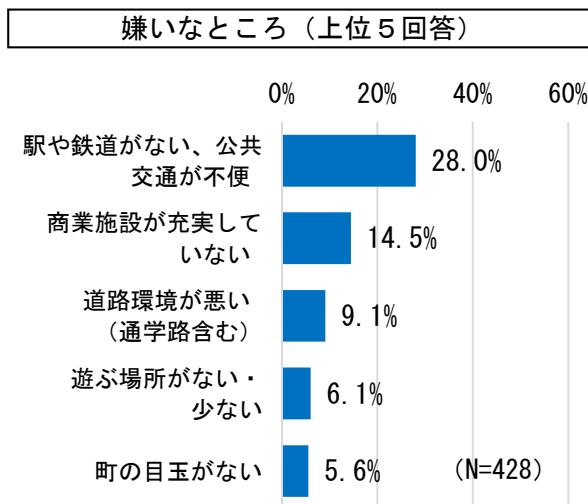
東郷町の1番良いところ（自慢できるところ）

1位：自然が豊か 2位：子育て支援が充実している 3位：静かなまち

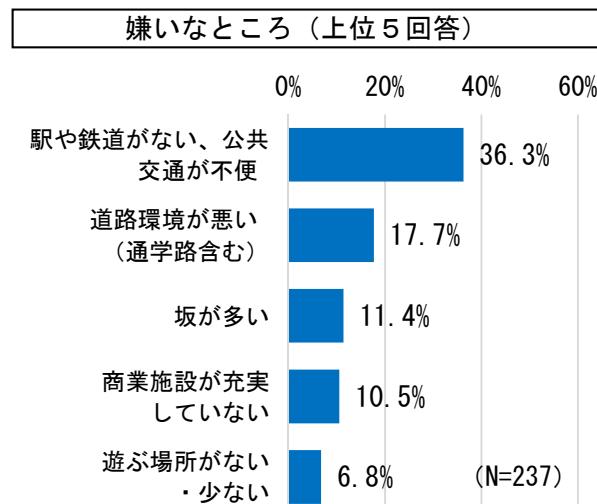
◆東郷町の弱み

「公共交通が不便」という回答が総じて多くなっています。

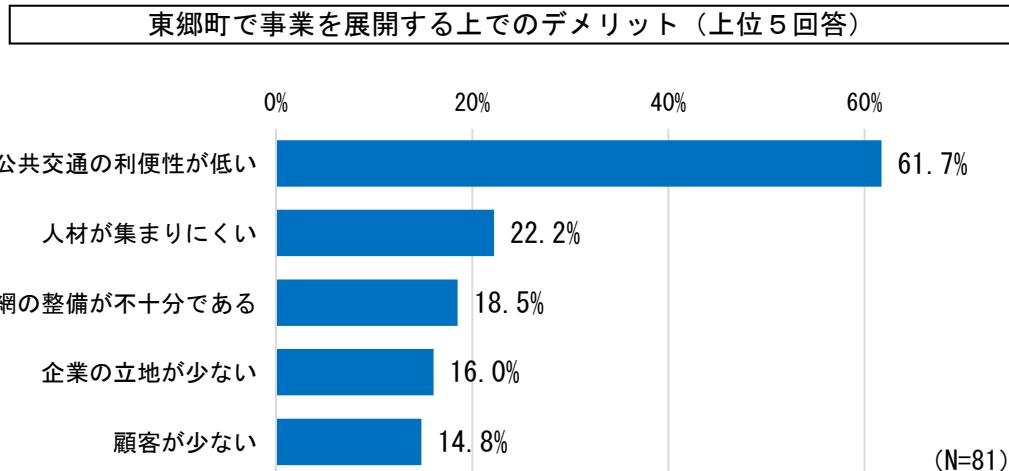
<中学生>



<高校生>



<事業者>



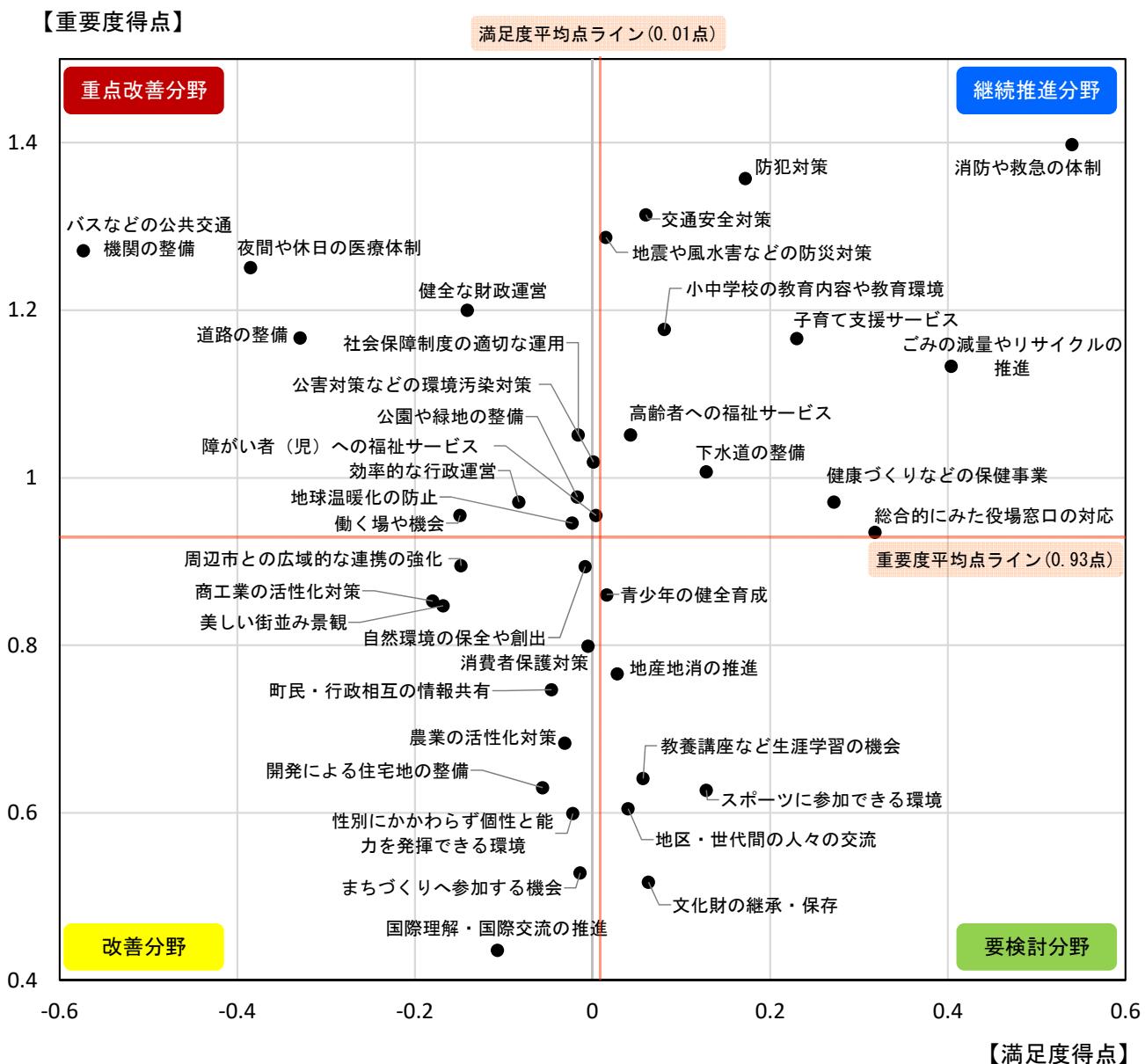
<東郷町文化産業まつりの来場者>

東郷町の1番良くないところ（改善したいところ）		
1位：交通が不便	2位：道路（道路が狭い等）	3位：駅がない

(3) 町の取組に対する意識

「満足度」と「重要度」について、「満足」と「重要」を2点、「やや満足」と「やや重要」を1点、「やや不満」と「あまり重要でない」を-1点、「不満」と「重要でない」を-2点、「どちらともいえない」を0点として点数化し、「これから優先的に取り組むべき施策」の結果とともに偏差値化するとの散布図となります。

満足度が低く重要度が高い「重点改善分野」(現在の満足度は低いが、重要度が高いため、最も優先的に取り組むことを期待されている施策群)は、「バスなどの公共交通機関の整備」、「夜間や休日の医療体制」、「健全な財政運営」、「道路の整備」等が位置しています。



資料：東郷町住民意向調査（H30年度）

第5章 主要なまちづくりの課題

社会経済情勢の変化や本町の特性、町民の意識等を踏まえると、本町の主要なまちづくりの課題は次のとおりとなります。

(1) 高齢化の進展への対応と町民の豊かな暮らしの実現

本町においても今後は高齢化が更に進むことが想定されるため、高齢者福祉施策の充実や高齢者が安全・安心に移動できるような公共交通の充実、高齢者の就労・社会貢献の推進等に取り組んでいくことが必要です。

また、高齢者を始め、町民誰もが元気で豊かに暮らし続けられるよう、健康づくりや運動・スポーツの推進、地域福祉の充実等に取り組んでいくことが必要です。

(2) 若い世代の定住促進

本町では、進学や就職を機に町外に転出する若者が多く、中高生アンケートにおいても 18 歳以上の町民に比べて、中高生の定住意向が低い結果となっています。

今後、若い世代の転出を抑制するとともに、転入が増加するよう、教育・子育て支援の充実や学びの機会の充実、地域文化の振興等、若い世代が東郷町で暮らし続けたいと思えるような施策を推進していくことが必要です。

(3) 防災・減災のまちづくり

南海トラフ地震や激甚化・頻発化する豪雨災害を踏まえ、より一層の防災・減災対策の充実を図ることが必要です。自助・共助の観点から地域の防災力強化や、町内事業者との連携強化を図っていくことも求められます。

さらに、令和 2 年（2020 年）に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症を踏まえて、今後も新たな感染症に備えた対策を講じていくことが必要です。

(4) 自然環境の保全・活用

緑豊かな自然環境は本町の強みであり、自然環境の保全や自然とのふれあいを重視する町民が多くなっています。このため、自然環境を守るとともに、町民が自然とふれあえる場の整備が必要です。

また、地球環境の保全や生活環境の保全の観点から、地球環境にやさしいまちづくりや、良好な景観の形成、まちの環境美化等を推進していくことが求められます。

(5) 公共交通の利便性の向上

令和 2 年（2020 年）に開業した大型商業施設に近接してバスターミナルが整備されました。

今後は、こうした環境の変化に加え、高齢化の進展や町民ニーズを踏まえて、公共交通の基盤整備や機能強化、誰もが利用しやすい公共交通の利用環境の構築等を図っていくことが必要です。

(6) 地域産業の活性化と働く場の充実

主要産業である製造業を始め、農業や商業の振興を図り、地域産業の活性化を図ることが必要です。商業については、令和2年（2020年）に東郷セントラル地区に大型商業施設が開業したことから、その集客性を町内全体の商業の活性化につなげていくことが必要です。

また、本町は他市へ通勤している人の割合が7割を占めており、上述のとおり、進学や就職を機に町外に転出する若者が多いことから、若い世代の定住を促進していくためにも、町内における働く場の充実を図っていくことが必要です。

(7) 地域交流の活性化

人々のライフスタイルや価値観の多様化を始め、少子高齢化や核家族化、単身世帯の増加等、社会構造が大きく変化しています。

こうした中で、町民を始め、NPO、各種団体、大学等の多様な主体と行政が連携してまちづくりに取り組んでいくことや、コミュニティ意識を高め、コミュニティ活動の活性化を図っていくことで、地域が抱える様々な課題を解決していくことが必要です。

第1編 基本構想

第1章 将来都市像	22
第2章 基本目標	24
第3章 将来人口の見通し	26
第4章 将來の都市構造	27
第5章 基本構想の推進に向けて	29



第1章 将来都市像

第6次東郷町総合計画の将来都市像を次のように掲げます。

人・まち・みどり ずっと暮らしたい とうごう

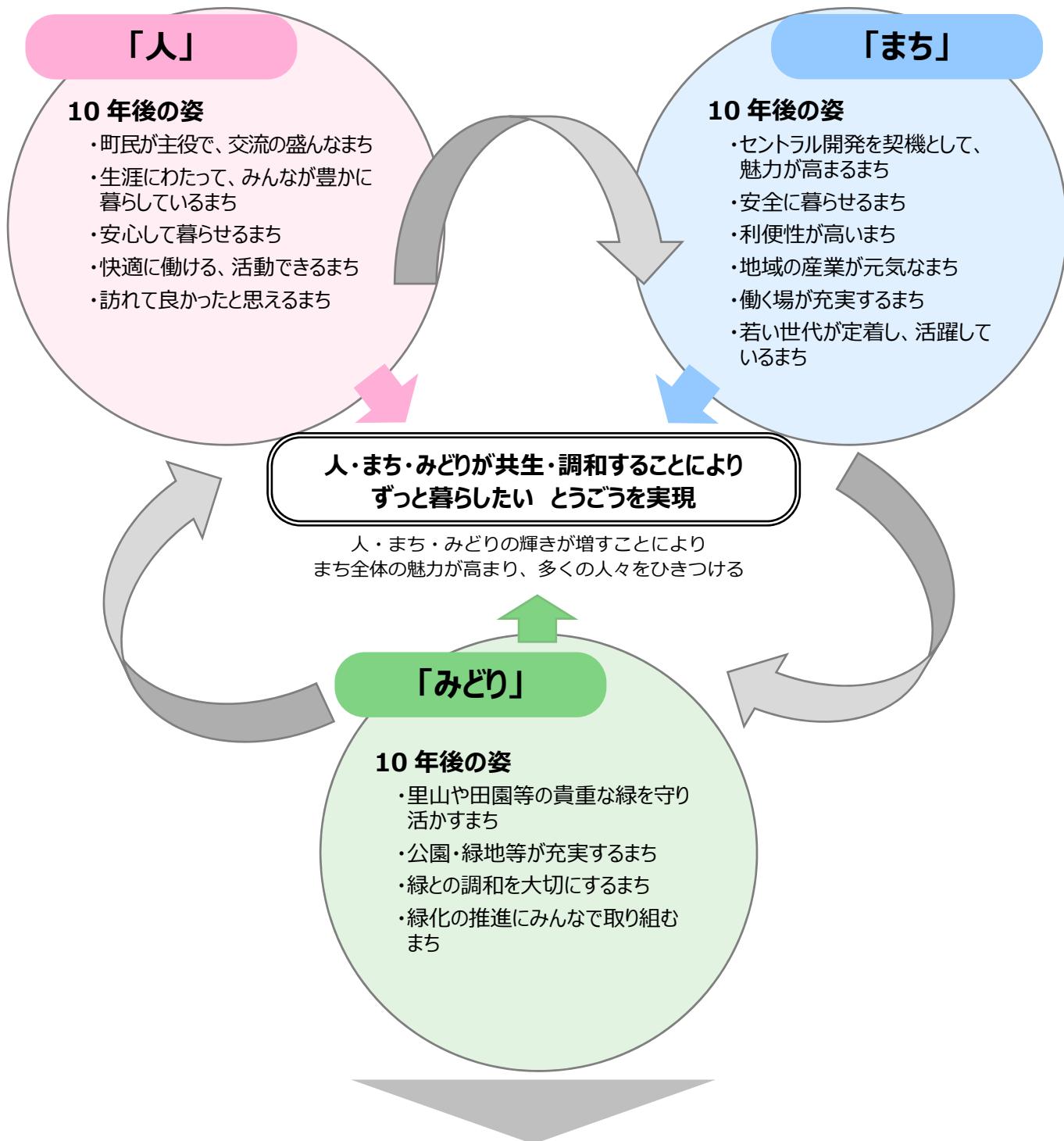
<背景>

- 本町は、名古屋市と豊田市の間に位置し、住宅のまちとしての性格が強く、住宅地開発を中心に人口4万人を超えるまちに発展してきました。今後もセントラル開発に伴う住宅地整備等が進むことにより、当面は人口が増え続ける見通しです。しかし、全国的に人口減少が進む中、本町においても将来的には人口減少及び少子高齢化は避けられない問題となっています。
- 人口減少や少子高齢化が進むと、それに伴う経済・産業活動の縮小によって町の収税減や社会保障費の増加が生じ、財政はますます厳しさを増すことが予測されます。また、地域コミュニティの機能低下やまちの活力低下をもたらすことも懸念されます。こうした中で、人口減少を迎える前の早期に対策を講じておくことが重要であり、町民や行政等が一丸となって、これからのかまちづくりに向けて取り組み、町民一人一人が豊かに暮らせる持続可能なまちを実現していくことが求められます。
- 本町におけるこれからのかまちづくりは、人口減少・少子高齢化の進展への対応を始め、若い世代が定着するまちづくりや産業の活性化、防災・減災のまちづくり、交通利便性の向上等が課題となっています。
- 一方、町民アンケート等で「東郷町の好きなところ」の上位に挙げられる「住みやすさ」と「緑豊かな自然環境」は本町の強みです。市街地周辺に残された良好な水辺と緑の自然環境は、町民の誇りになっています。こうした住みやすい住環境と貴重な自然を次代に継承していくことが必要です。

<将来都市像の基本的な考え方>

- これからのかまちづくりは、本町で生活する人、通学する人、事業を行う人、働く人、活動する人（東郷町自治基本条例では、これらの人々や団体等を「町民」と定めています。）や本町を訪れる人等、様々な形でまちに関わる「人」を主体とする取組がますます重要となります。
- 町民と行政が協働で本町が抱える様々なまちづくりの課題を解決し、新たなまちづくりに向けて取り組むことを目指して、将来都市像の最初に「人」を掲げます。
- 「人」と、セントラル開発の進展等に伴い新たに形成されていく「まち」、そして、本町の強みである「みどり」が共生・調和するまちづくりを進めることにより、町民が「ずっと暮らしたい」と思えるまち、町外の方が「東郷町で暮らしてみたい」と思えるまちの実現を目指します。
- 将来都市像に掲げる「みどり」と「暮らしやすい（ずっと暮らしたい）」というキーワードは、第6次東郷町総合計画策定に向けての町民アンケート等において「今後目指したいまちの姿」として多く寄せられた言葉であり、多くの町民が望んでいる10年後のまちの姿をあらわしています。

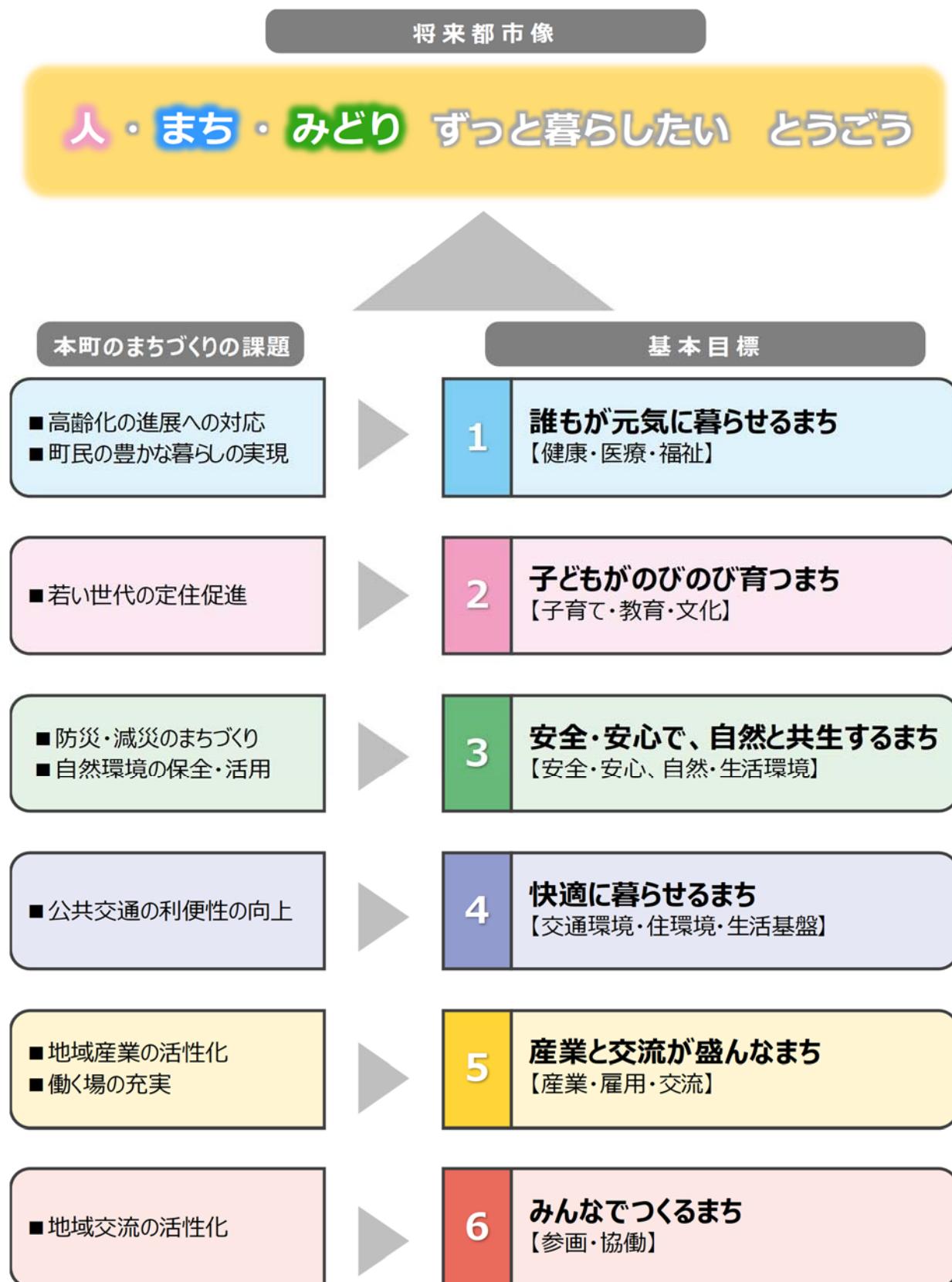
<将来都市像が目指す姿>



このようなまちを町民と行政が協働してつくっていきます

第2章 基本目標

将来都市像を実現するための基本目標を次のとおり掲げます。



基本目標1：誰もが元気に暮らせるまち【健康・医療・福祉】

- 豊かな暮らしの実現に向けて、地域で助け合えるまちをつくります。
- 生涯を通じた健康づくりに誰もが取り組めるまちをつくります。
- 高齢者や障がいのある方がいきいきと暮らせるまちをつくります。

基本目標2：子どもがのびのび育つまち【子育て・教育・文化】

- 子どもたちが健やかに成長できるまちをつくります。
- 地域で子育てを支え、安心して、楽しく子育てができるまちをつくります。
- 多様な文化を尊重し合えるまちをつくります。

基本目標3：安全・安心で、自然と共生するまち【安全・安心、自然・生活環境】

- 災害に強く、犯罪や交通事故が少ない安全・安心なまちをつくります。
- 緑豊かな自然を守り活かし、田園や水辺に親しめるまちをつくります。
- 一人一人の取組によって、環境にやさしく、美しいまちをつくります。

基本目標4：快適に暮らせるまち【交通環境・住環境・生活基盤】

- 公共交通や道路の利便性を高め、誰もが外出しやすいまちをつくります。
- 魅力的な中心核を形成し、多くの人にぎわうまちをつくります。
- より快適な住環境を整え、ずっと暮らしたいまちをつくります。

基本目標5：産業と交流が盛んなまち【産業・雇用・交流】

- 農業や商工業が活性化し、持続可能な産業が営まれるまちをつくります。
- 既存店舗と大型商業施設との連携が図られ、にぎわいのあるまちをつくります。
- 働く場が充実し、働きやすい環境が整ったまちをつくります。
- 町民と来訪者の交流や若い世代の定住を促進し、活気のあるまちをつくります。

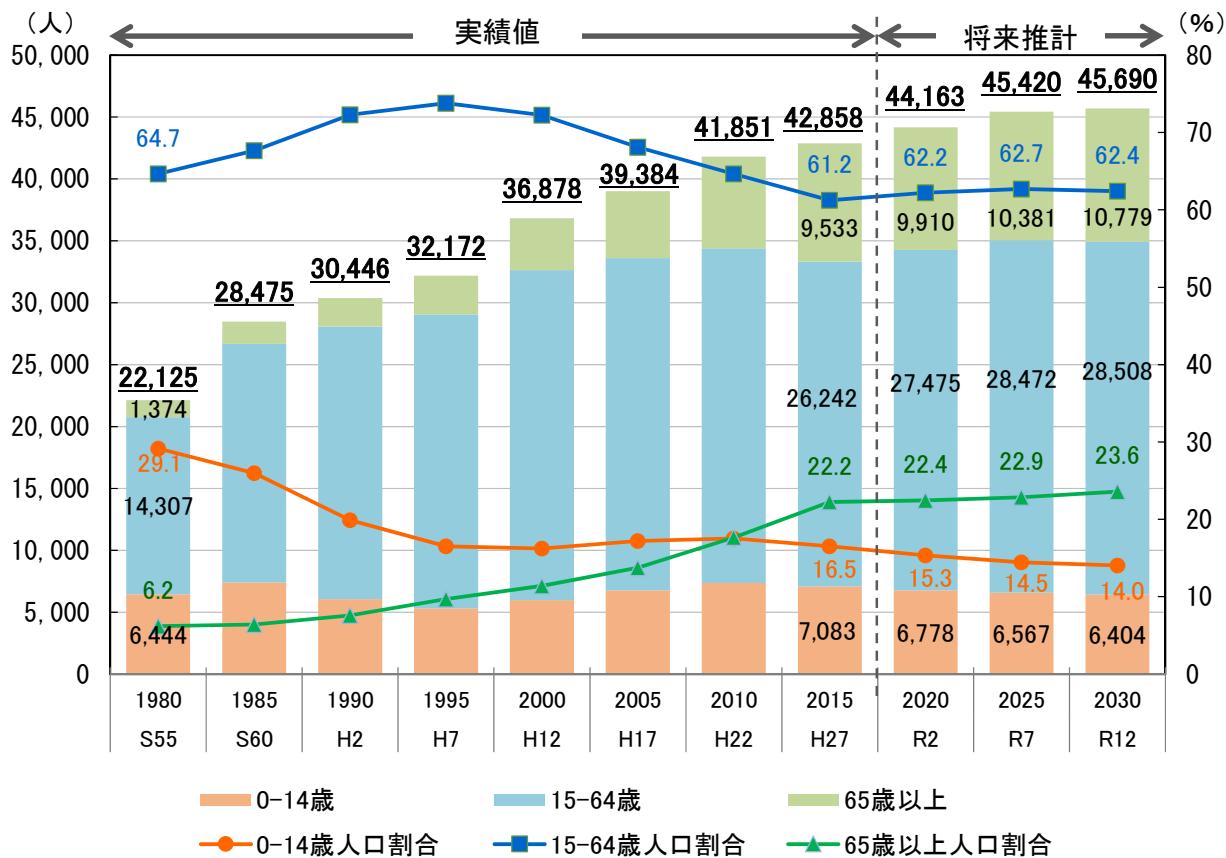
基本目標6：みんなでつくるまち【参画・協働】

- 町民の参画と協働によりまちづくりを進めます。
- 町民が活躍できるまちづくりを進めます。
- 大学や事業者、周辺自治体等、多様な組織との連携によりまちづくりを進めます。
- 健全で効率的な行財政運営を進めます。

第3章 将来人口の見通し

本町の将来人口は、令和 12 年（2030 年）に約 45,700 人と想定します。

将来人口の見通し



〔昭和 45 年～平成 27 年〕 資料：総務省統計局「国勢調査」

〔令和 2 年～令和 12 年〕 資料：国立社会保障・人口問題研究所推計を準拠し作成

※年齢 3 区別人口割合は年齢不詳者を除いて算出しています。

第4章 将來の都市構造

將來都市像を実現するための都市づくりの方向性、將來都市構造図を次のとおり示します。

<都市づくりの方向性>

○持続可能なまちづくりの推進

- 東郷セントラル地区を中心とした都市拠点の形成により、交流人口の増加を図る
- 産業拠点の形成により、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進する

○日常生活の利便性確保（コンパクトな都市構造への転換）

- 都市拠点や地域生活拠点を中心に、コンパクトな都市構造の形成を図る
- 公共交通や道路ネットワークが充実した、過度に自動車に依存しない暮らしやすいまちづくりを推進する

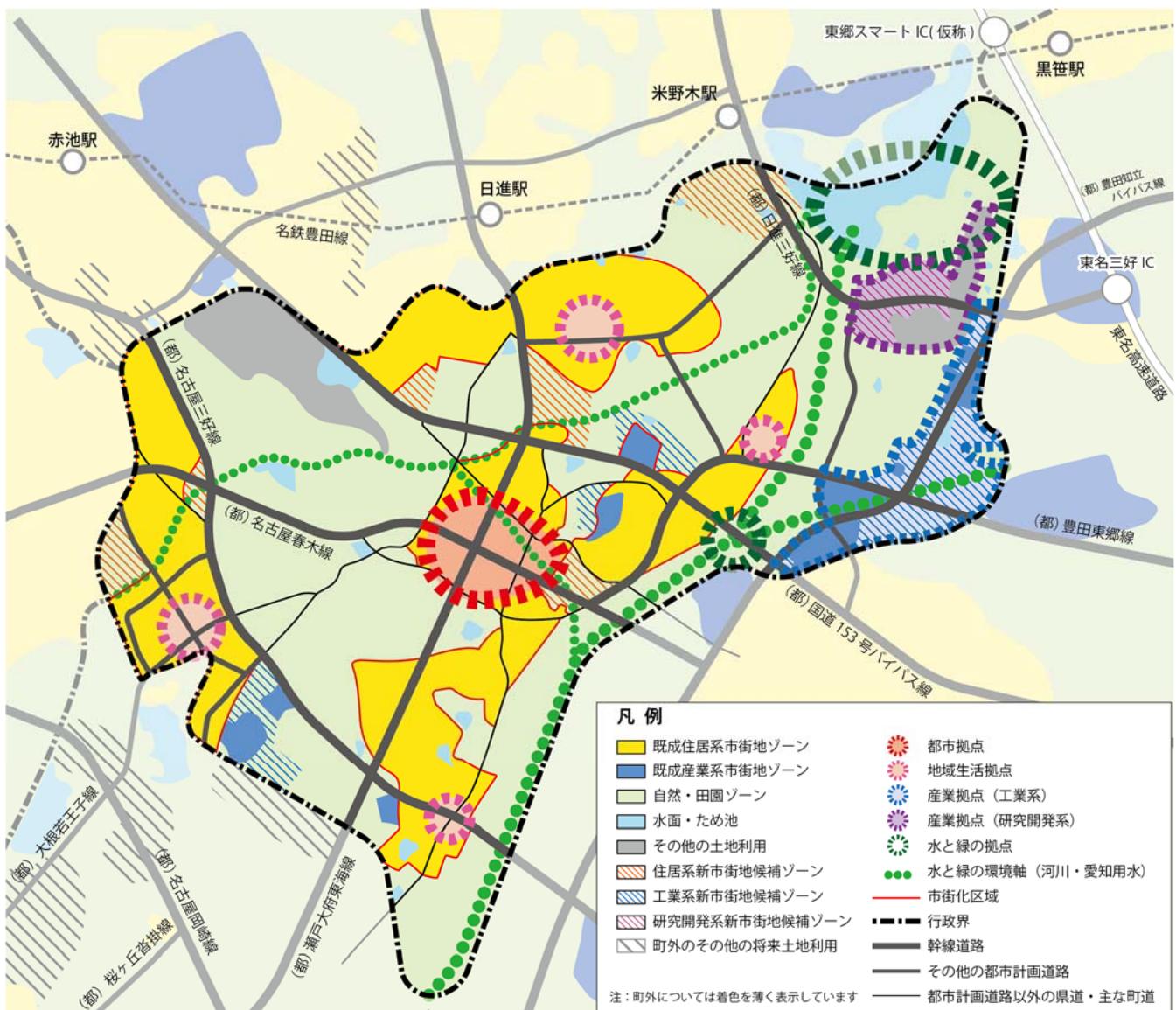
○良好な居住環境の維持・更なる向上

- 多様で良好な居住環境の維持・形成を図る
- 若者・子育て世代・高齢者等、多様な人や多世代が交流するまちづくりを推進する
- 自然・田園環境の保全・活用等環境に優しいまちづくりを推進する

○安全・安心なまちづくりの推進

- 災害に強いまちづくりに取り組み、東郷町に住みたい・住み続けたいと思えるような安全なまちづくりを推進する
- バリアフリー化や交通安全対策、防犯対策により、安心して暮らせるまちづくりを推進する

<将来都市構造図>



第5章 基本構想の推進に向けて

将来都市像「人・まち・みどり　ずっと暮らしたい　とうごう」の実現に向けた取組を着実に推進するための方針を示します。

1 町民と行政の協働によるまちづくりの推進

まちづくりは、行政だけで実現できるものではなく、町民を始め、本町を訪れる人等、様々な主体が連携して進めが必要です。

町民と行政がそれぞれの役割と責任を認識して、町民参画を積極的に進め、協働してまちづくりに取り組んでいきます。そのために、町民にわかりやすい情報の提供や相談の実施等、町民の活動を支援します。

2 SDGsの理念に沿った取組の推進

国は、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けた取組を推進するに当たっては、持続可能な開発目標（SDGs）の理念に沿って進めることにより、政策全体の最適化や地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の推進につなげることができます。

本町においても、SDGsの要素を総合計画の各施策に反映し、取り組みます。

3 最先端技術の活用

近年、AIやIoT等の最先端技術をあらゆる産業や社会に取り入れることにより、自動化による人手不足の解消や地理的・時間的制約の克服等、様々な課題を解決するSociety5.0の実現に向けた取組が進められています。

最先端技術を活用し、町民の生活利便性や満足度を高め、持続可能なまちの形成と地域の魅力向上に努めます。また、行政運営においても、最先端技術を活用することにより、業務の省力化等に取り組みます。

4 時代の変化に対応するまちづくりの推進

新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生命や生活、地域経済に甚大な影響を与え、私たちの働き方や暮らし方等も大きく変化しました。

町民が安心して暮らせるまちを実現するため、新型コロナウイルス感染症の危機を契機として顕在化した様々な地域の課題や、今後起こりうる時代の変化に的確に対応するまちづくりを進めます。

5 広域行政の推進

人・モノ・情報の動きが活発化し、生活圏や交流圏が拡大する中、より効率的に行政サービスを提供していくためには、周辺自治体と連携し、圏域全体で取り組んでいくことが必要です。

本町においても、様々なニーズへの対応や活力ある地域の形成のため、近隣市と連携することにより、より質の高い行政サービスの提供に努めます。

6 効率的で効果的な行政経営

本町が目指す基本的な方向を明らかにし、その達成水準を示すため、基本計画において目標指標及び目標値を設定します。

事業の実施においては、財政見通しを踏まえ、基本目標の達成に向けて有効な事業を選択して実施するとともに、プロセスや方法についても改善や改革を進め、町民の満足度が向上するよう「成果」に重点を置いた持続可能な行政経営に努めます。

第2編 基本計画

施策の体系	32
基本計画の見方	34
基本目標1 誰もが元気に暮らせるまち	36
基本目標2 子どもがのびのび育つまち	48
基本目標3 安全・安心で、自然と共生するまち	60
基本目標4 快適に暮らせるまち	72
基本目標5 産業と交流が盛んなまち	82
基本目標6 みんなでつくるまち	92
計画の進行管理	104



施策の体系

将来都市像	基本目標	基本となる施策	主な施策
人・まち・みどり ずっと暮らしたい とづごう	1 誰もが元気に暮らせるまち 【健康・医療・福祉】	01 健康づくりを推進する	① 疾病予防・健康増進の推進 ② 地域ぐるみの健康づくり ③ 食育の推進 ④ 医療体制の充実
		02 地域福祉を充実する	① 地域福祉活動の推進 ② 地域福祉推進体制の充実 ③ 包括的な支援体制の整備
		03 障がいのある方がいきいきと暮らせる	① 障がい者(児)福祉サービスの充実 ② こころのバリアフリーの推進 ③ 障がいのある方の社会参加の推進 ④ 障がいのある方の就労機会の拡大
		04 高齢者がいきいきと暮らせる	① 高齢者の社会参加と介護予防の推進 ② 地域で安心して暮らせる環境の構築 ③ 介護を受けながら安心して暮らせる体制の充実 ④ 高齢者の就労・社会貢献の推進
		05 運動・スポーツを推進する	① 運動・スポーツの習慣化 ② 指導者の育成 ③ 参加しやすい環境づくり
	2 子どもがのびのび育つまち 【子育て・教育・文化】	01 子育てしやすい環境をつくる	① 子育て支援の充実 ② 多様な保育サービスの提供 ③ 幼児教育・保育の質の向上 ④ 支援を必要とする子どもや家庭への取組の推進
		02 健やかな子どもを育てる	① 地域と連携した学校づくり ② 教育環境の充実 ③ いじめ・不登校対策 ④ 青少年の健全育成
		03 生涯を通じた学びを推進する	① 生涯学習の充実 ② 地域で活躍できる環境づくり ③ こころの豊かさを育てる機会の充実
		04 地域文化を大切にする	① 文化財保護意識の高揚 ② 地域文化の継承 ③ 文化団体の活動促進
		05 多文化の人々が共生できる社会をつくる	① 多文化共生の推進 ② 国際交流・国際理解教育の推進
	3 安全・安心で、自然と共生するまち 【安全・安心、自然・生活環境】	01 犯罪や交通事故等の少ない安全・安心なまちをつくる	① 防犯体制の強化 ② 交通安全対策の推進 ③ 消費者被害の未然防止及び相談体制の充実
		02 災害に強いまちをつくる	① 災害に強い都市基盤の整備 ② 地域の安全・安心の強化 ③ 消防体制の強化 ④ 災害時における避難者対策 ⑤ 感染症対策
		03 緑豊かなまちを守る	① 多様な生態系の保全と創出 ② 水辺環境の保全整備 ③ 公園・緑地の整備 ④ 緑化の推進
		04 環境にやさしいまちをつくる	① 地球温暖化対策の推進 ② 環境にやさしいライフスタイルへの転換 ③ ごみの適正処理と3Rの推進
		05 美しいまちをつくる	① 良好な景観の形成 ② 空き家等の対策の推進 ③ 環境保全対策の推進 ④ まちの環境美化と不法投棄対策の推進

基本目標	基本となる施策	主な施策		
4 快適に暮らせる まち <small>【交通環境・住環境・ 生活基盤】</small>	01 公共交通を 利用しやすくする	①	公共交通の基盤整備・機能強化	
		②	公共交通の利便性向上	
		③	近隣市との連携、広域的な交通手段の充実	
	02 安心して通行できる 道路を整備する	①	幹線道路の整備	
5 産業と交流が 盛んなまち <small>【産業・雇用・交流】</small>		②	歩行者にやさしい道路整備	
		③	暮らしやすい道路の形成	
	03 魅力ある市街地を 整備する	①	まちの顔となる都市拠点の形成	
		②	秩序あるまちの形成	
6 みんなでつくる まち <small>【参画・協働】</small>		③	安全・快適に暮らせるまちの形成	
	04 良好的な住環境をつくる	①	市街地の住環境の向上	
		②	下水道の整備・維持管理	
		③	上水道の安定供給	
01 農業を活性化する	①	担い手及び新規就農者の育成		
	②	持続可能な農業の推進		
	③	地元農産物の普及促進と新たな商品開発の支援		
	02 商工業を活性化する	①	町内企業の拡張	
03 働く場を充実する	②	中小企業等への支援		
	③	特産品の普及促進と新たな商品開発の支援		
	④	創業支援体制の構築		
	⑤	若者の就労支援		
04 まちの魅力の発信と 交流人口・定住を 増やす	⑥	働きがいの創出		
	⑦	ワーク・ライフ・バランスの推進		
	⑧	① シビックプライドの醸成		
	⑨	② シティプロモーションの推進		
01 協働のまちづくりを 進める	⑩	③ 移住・定住の促進		
	⑪	④ 多様な主体の協働体制の構築		
	⑫	⑤ 広報の充実		
	⑬	⑥ 広聴の充実		
02 自分らしく輝ける 社会づくりを進める	⑭	⑦ 町民活動の支援		
	⑮	⑧ 平和の啓発と人権の尊重		
	⑯	⑨ 男女共同参画の推進		
	⑰	⑩ コミュニティ活動の推進と活性化		
03 地域交流を促進する	⑱	⑪ 全世代・全員活躍型の地域づくり		
	⑲	⑫ 町民相互の絆を深める		
	⑳	⑬ 最新技術や民間活力を活用した行政サービスの向上		
	㉑	⑭ 行政組織の適正化と人材育成		
04 将来を見据えた 行政財政運営を進める	㉒	⑮ 安定した財政運営		
	㉓	⑯ 町有施設の総合管理		
	㉔	⑰ 近隣自治体間の行政連携		
	㉕	㉑ 大学や事業者等との連携		
05 多様な組織の連携を 強化する	㉖	㉒ 広域的な連携		
	㉗	㉓		
	㉘	㉔		
	㉙	㉕		

基本計画の見方

基本目標

将来都市像の実現に向けて、本町が目指す6つの基本目標です。

基本目標1 誰もが元気に暮らせるまち 【健康・医療・福祉】

基本となる施策

01 健康づくりを推進する

現状と課題

本町の平均寿命は、男女共に全国及び愛知県の数値を上回り、健康的に日常生活を送ることができる健康寿命※も延ばしてきました。

そのためには、早くから健康的な生活習慣の習得や運動習慣の確立を支援し、疾患の発生予防や早期発見、重症化予防、生涯を通じて健康づくり等を推進することが必要です。

健康づくりは、個人

人や家族）と地域、企

な主体による自発的か

実践していく必要があ

ります。

また、近年、全国で

「欠食」等、食生活の悪化が問題視されてい

ます。ライフステージに応じた食育の推進、

家庭における共食を通じた子どもへの食育

の推進を図り、食を通じた健康づくりの実践

が求められます。

さらに、町民が住み慣れた地域でいき

と暮らせるよう、地域の医療体制の充実

ることも重要です。

10年後の姿

- 子どもから大人まで、町民が自分や周囲の健康に关心を持ち、生活習慣や運動習慣、食習慣を見直し、生涯にわたって健康づくりを実践します。
- 医療体制が充実することにより、医療サービスの質が向上します。

目標指標

「10年後の姿」の達成状況を測定するために設定した指標です。

目標指標

指標名	単位	現状値	中間値 (2025年)	目標値 (2030年)
健康づくりなどの保健事業に満足している町民の割合	%	33.8	39.5	45.0

中間値・目標値

目標指標の現状値を5年後、10年後にどこまで達成していくのかという目安の値を示したものです。

用語解説

*健康寿命：健康上の問題で日常生活が

用語解説

文中で使用している専門用語等の説明です。

主な施策

計画期間内に取り組む主な内容を示したものです。

主な施策

施策① 疾病予防・健康増進の推進

- 生活習慣病や感染症等を予防するため、特定健診、長寿健診やがん検診等の各種健診（検診）、予防接種等の受診を促進
- 特定健診等の結果に応じ
- ライフステージに応じた図ります。



SDGsのアイコン

施策を推進することにより達成に寄与するSDGsの目標に関するアイコンを示したものです。

施策② 地域ぐるみの健康づくり

- 町民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、地域での健康づくり活動の支援や、ボランティアの育成及びボランティア活動の支援を行います。
- 地域・団体、企業、関係機関等の多様な主体による自発的な健康づくりを推進するとともに運動しやすい環境を整えます。

施策③ 食育の推進

- 学校給食を活用した食に関する指導を実施し、子どもの食育の推進を図ります。
- 生涯を通じて「食」に関する知識と、バランスのよい「食」を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践できるよう食育の大切さについての事業や啓発を行います。
- 地産地消、食品ロス、食文化の伝承等の食に関する理解や感謝を深められるよう事業や啓発を行います。

施策④ 医療体制の充実

- 安心して医療を受けられるよう 医療保険制度の適正な運用を図ります。
- 休日や時間外の急病時にあわせての周知を図るとともに、適切な受診行動を図ることで、医療需要に対応します。
- かかりつけ医を持つことによる早期発見、重症化予防を図ります。

町民ができること

- 健康づくりの意識を高め、
- 特定健診、長寿健診やがん早期発見、早期治療に努めます。
- 子どもたちが本町の農産物を安全に消費するため、農産物の販売を図ります。
- かかりつけ医制度を積極的に活用し、健康管理制度に努めます。

関連する個別計画

基本となる施策に関連する、町の個別計画を示したものです。

関連する個別計画

- 東郷町地域福祉計画
- いきいき東郷21
- 東郷町高齢者福祉計画
- 東郷町特定健康診査等実施計画
- 東郷町国民健康保険データヘルス計画

誰もが元気に 暮らせるまち

- 豊かな暮らしの実現に向けて、地域で助け合えるまちをつくります。
- 生涯を通じた健康づくりに誰もが取り組めるまちをつくります。
- 高齢者や障がいのある方がいきいきと暮らせるまちをつくります。



基本となる施策 01

健康づくりを推進する 38

基本となる施策 02

地域福祉を充実する 40

基本となる施策 03

障がいのある方がいきいきと暮らせる 42

基本となる施策 04

高齢者がいきいきと暮らせる 44

基本となる施策 05

運動・スポーツを推進する 46

基本目標1 誰もが元気に暮らせるまち 【健康・医療・福祉】

基本となる施策

01 健康づくりを推進する

現状と課題

本町の平均寿命は、男女共に全国及び愛知県の数値を上回っていますが、平均寿命だけでなく、健康的に日常生活を送ることができる健康寿命※も延ばしていくことが重要です。

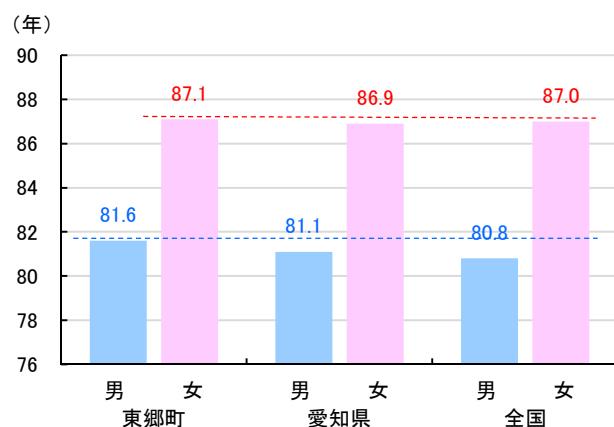
そのためには、早くから健康的な生活習慣の習得や運動習慣の確立を支援し、疾病の発生予防や早期発見、重症化予防、生涯を通じた健康づくり等を推進することが必要です。

健康づくりは、個人の意識だけでなく、周囲の環境にも大きく影響を受けることから、町民（個人や家族）と地域、企業、関係機関等の多様な主体による自発的な健康づくりの取組を実践していく必要があります。

また、近年、全国では「孤食」、「偏食」、「欠食」等、食生活の悪化が問題視されています。ライフステージに応じた食育の推進、家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進を図り、食を通じた健康づくりの実践が求められます。

さらに、町民が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、地域の医療体制の充実を図ることも重要です。

◆平成27年 平均寿命の比較（東郷町・愛知県・全国）



10年後の姿

- 子どもから大人まで、町民が自分や周囲の健康に関心を持ち、生活習慣や運動習慣、食習慣を見直し、生涯にわたって健康づくりを実践しています。
- 医療体制が充実することにより、町民の疾病の早期発見、重症化予防、健康増進が図られています。

目標指標

指標名	単位	現状値	中間値 (2025年)	目標値 (2030年)
健康づくりなどの保健事業に満足している町民の割合	%	33.8	39.5	45.0

用語解説

*健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく、生活できる期間。

主な施策



施策① 疾病予防・健康増進の推進

- 生活習慣病や感染症等を予防するため、特定健診、長寿健診やがん検診等の各種健診（検診）、予防接種等の受診を促進します。
- 特定健診等の結果に応じて改善に向けた支援や重症化予防に重点を置いた対策を推進します。
- ライフステージに応じた健康づくりに取り組めるよう健康情報の発信や健康相談等の充実を図ります。

施策② 地域ぐるみの健康づくり

- 町民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、地域での健康づくり活動の支援や、ボランティアの育成及びボランティア活動の支援を行います。
- 地域・団体、企業、関係機関等の多様な主体による自発的な健康づくりを推進するとともに運動しやすい環境を整えます。

施策③ 食育の推進

- 学校給食を活用した食に関する指導を実施し、子どもの食育の推進を図ります。
- 生涯を通じて「食」に関する知識と、バランスのよい「食」を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践できるよう食育の大切さについての事業や啓発を行います。
- 地産地消、食品ロス、食文化の伝承等の食に関する理解や感謝を深められるよう事業や啓発を行います。

施策④ 医療体制の充実

- 安心して医療を受けられるよう、医療保険制度や福祉医療の適正な運用を図ります。
- 休日や時間外の急病時に利用できる医療機関や救急医療情報システムについての周知を図るとともに、適切な受診行動がとれるよう情報発信を行います。
- 多様化する医療需要に対応するため、地域医療機関との連携強化を図ります。
- かかりつけ医を持つことにより、気軽に健康相談や生活指導が受けられるようにし、疾病の早期発見、重症化予防を図ります。

町民ができること

- 健康づくりの意識を高め、健康的な生活習慣や運動習慣、食習慣を身につけます。
- 特定健診、長寿健診やがん検診等の各種健診（検診）、予防接種等を適切に受診し、疾病の予防、早期発見、早期治療に努めます。
- 子どもたちが本町の農産物や多様な食文化に触れることができる機会を提供します。
- かかりつけ医制度を積極的に活用し、健康管理に努めます。

関連する個別計画

- 東郷町地域福祉計画
- いきいき東郷21
- 東郷町高齢者福祉計画
- 東郷町特定健康診査等実施計画
- 東郷町国民健康保険データヘルス計画

基本目標1 誰もが元気に暮らせるまち 【健康・医療・福祉】

基本となる施策

02 地域福祉を充実する

現状と課題

我が国では、人口減少や少子高齢化の進行、核家族化、単身世帯の増加により、社会構造が大きく変化し、住民間の結びつきの希薄化や家庭、地域の機能低下が懸念されています。また、近年、ひきこもり、生活困窮、介護疲れ、虐待といった福祉領域だけでなく、生活全般に関する様々な要因が複合的に絡み合った課題が浮き彫りになっています。

こうした課題を解決するためには分野を越えた連携を進め、包括的に支援できる仕組みとして重層的支援体制を構築することが必要です。

本町においても、社会的な支援を必要とする全ての町民が住み慣れた地域で自分らしく住み続けられるよう、「地域共生社会」^{※1}の実現に向けて、総合的な福祉サービスを提供することが重要です。

また、既存の制度や公的なサービス提供だけでは解決が難しい場合もあるため、支援の支え手、受け手という関係を越えて、町民や地域、ボランティア、団体、事業所といった多様な主体が「我が事」として参画し、地域福祉の推進を具現化していくことが求められます。

◆町民アンケート【あなたは、現在、どの程度「ご近所づきあい」をしていますか。】



- 何かで困ったときには、相談し、助け合える
- 簡單なことであれば、困ったときに相談し、助け合える
- 助け合いや相談はしないが、世間話をする
- 世間話などはしないが、あいさつをする
- 顔は知っているが、言葉を交わすほどではない
- ほとんど近所づきあいはない
- 不明・無回答

10年後の姿

- 年齢や障がいの有無に関係なく、また、ひきこもりの方や生活困窮等の課題を抱える方が孤立することのないよう、全ての人が住み慣れた地域で安心して暮らせる「地域共生社会」が実現しています。
- 地域の中で困りごとを気軽に相談でき、「困ったときはお互い様」という気持ちで助け合っています。

目標指標

指標名	単位	現状値	中間値 (2025年)	目標値 (2030年)
社会保障制度の適切な運用に満足している町民の割合	%	14.3	17.7	21.0

主な施策



施策① 地域福祉活動の推進

- 福祉に関する正しい知識の普及・啓発活動を推進し、町民一人一人が「我が事」として意識できるように努めます。
- ボランティアの育成や地域で活動する団体への支援等、好きなことやできることで活躍できる場を充実します。

施策② 地域福祉推進体制の充実

- 身近な地域で困りごとを相談したり、その解決に向けて話し合う体制づくりを進めます。
- 地域福祉の推進を図ることを目的としている東郷町社会福祉協議会の運営基盤の強化と活動機能の充実を図ります。
- 民生委員児童委員への活動支援を行い、地域課題の早期発見・早期対応に努めます。

施策③ 包括的な支援体制の整備

- 相談窓口を広く周知し相談しやすい体制を整えるとともに、関係機関との連携により地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。
- 困りごとを複合的に抱えた人に対し、分野を越えて包括的に支援できるように、全庁横断的・重層的な連携体制を構築します。
- 県の相談機関やハローワーク等の関係機関と連携して支援を行います。
- 生活保護制度や生活困窮者自立支援制度を活用し、安定した生活の確保と自立を促します。
- 成年後見制度^{※2}の周知・啓発を行うとともに、権利擁護支援に向けた連携体制を構築します。

町民ができること

- 障がい、ひきこもり、生活困窮といった福祉に関する課題について正しい理解を深めます。
- 地域の困りごとを身近な問題として考え、行動します。
- 困っている方を見かけたら、行政と連携して支援します。

関連する個別計画

- 東郷町地域福祉計画
- 東郷町地域福祉活動計画
- 東郷町高齢者福祉計画
- 東郷町自殺対策計画
- 東郷町成年後見制度利用促進計画

用語解説

^{※1} 地域共生社会：本町が目指す地域共生社会は、人生100年時代を迎えた現代において、全ての人がいくつになっても住み慣れた地域の中で自分らしく暮らせる社会をいう。

^{※2} 成年後見制度：認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な人に対し、不動産や預貯金等の財産の管理、介護等のサービスや施設への入所に関する契約の締結、遺産分割の協議、悪徳商法の被害からの保護等を行う制度。

基本目標1 誰もが元気に暮らせるまち 【健康・医療・福祉】

基本となる施策

03 障がいのある方がいきいきと暮らせる

現状と課題

障がいのある方の増加や重度化、多様化に伴い、必要とされる福祉サービスを適切に提供していくことが求められています。また、親亡き後を見据えた支援や、地域で安心して生活していくための支援として、福祉サービスに結びついていない方の困りごとを把握し、必要な相談に結びつけることも必要となっています。加えて、就労環境や就労機会も十分とはいえない状況にあり、サービスの充実が求められています。

平成25年（2013年）に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、地域社会における共生の実現に向けて、福祉サービスの充実等、障がいのある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援することが求められるようになりました。

そのため、障がいのある方自らの意思決定による社会参加や就労を支援し、活躍の場を広げ、障がいの有無にかかわらず、共に支え合える地域を築いていくことが必要です。

◆障害者手帳所持者数の推移



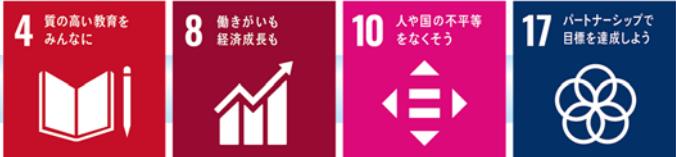
10年後の姿

- 自らの意思決定による社会参加の支援をすることで、障がいのある方の社会参加の機会が増え、障がいのある方との交流が生まれ、障がいへの理解が深まっています。
- 個々のニーズを把握し、そこから必要な支援体制を整備していくことで、障がいのある方が安心して暮らし続けられる環境が整っています。

目標指標

指標名	単位	現状値	中間値 (2025年)	目標値 (2030年)
障がい者（児）への福祉サービスに満足している町民の割合	%	12.3	22.3	25.6

主な施策



施策① 障がい者（児）福祉サービスの充実

- 障がい者基幹相談支援センターを中心に、福祉サービスを利用していない方の実態把握に努め、必要なサービス体制を構築します。
- 発達障がいや医療的ケアを必要とする方等、ニーズの多様化に対応した障がい者（児）の支援体制を構築します。

施策② こころのバリアフリーの推進

- 障がいのある方の理解を深めるための講演会や交流会の実施等の啓発活動を行います。
- 子どもたちが、障がいのある方に対する理解を深められるよう、福祉教育の機会を充実します。
- 「ヘルプマーク」※等の普及を図り、障がいのある方に対する理解と協力を促進します。

施策③ 障がいのある方の社会参加の推進

- 障がいのある方自らの意思決定による社会参加を支援します。
- 障がいのある方やその家族が、交流を通じて障がいに関する情報交換や悩みの解決につなげられるよう、交流機会の拡充と地域社会での交流の促進を図ります。

施策④ 障がいのある方の就労機会の拡大

- 職業能力向上のため、障がいの種別や程度に応じた職業指導、職業訓練を実施します。
- ハローワークや商工会等の関係機関と連携し、障がいのある方の雇用に関する支援体制を充実させ、企業及び障がいのある方に各種制度の情報発信をします。
- 企業との連携を図ることにより、障がいのある方の就労拡大につなげます。

町民ができること

- 障がいのある方は、必要な福祉サービスを選択し、積極的に社会参加します。
- 町民は、障がいのある方に対する理解を深め、地域で支え合う考え方を持ち行動します。
- 事業者は、障がいのある方の雇用に関する制度を活用し、積極的に障がいのある方の雇用を受け入れます。

関連する個別計画

- 東郷町障がい者計画
- 東郷町障がい福祉計画
- 東郷町障がい児福祉計画
- 東郷町地域福祉計画

用語解説

*ヘルプマーク：援助や配慮を必要としている方々が、そのことを周囲に知らせることができるマーク（右の画像）で、その普及により援助を得やすくすることを目指すもの。



基本目標1 誰もが元気に暮らせるまち 【健康・医療・福祉】

基本となる施策

04 高齢者がいきいきと暮らせる

現状と課題

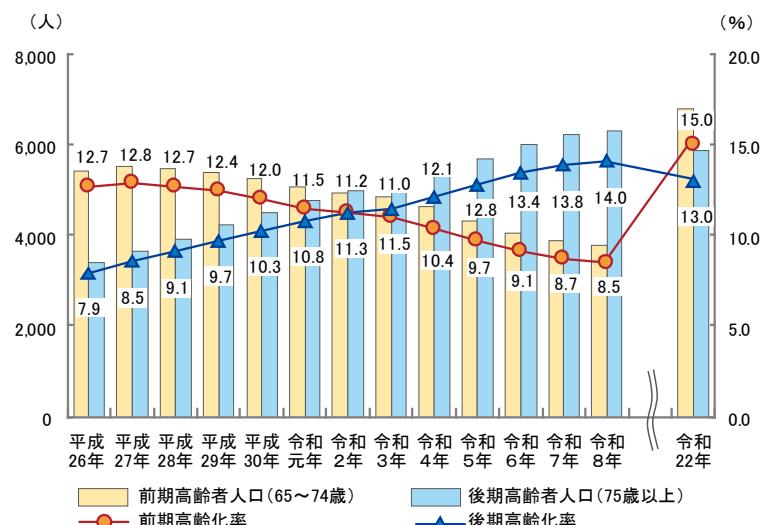
我が国では、65歳以上の高齢者人口が増加しており、今後も高齢化は進行すると予想されています。特に、75歳以上の高齢者人口の急増が見込まれています。これは本町においても同様の状況であり、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる仕組み（地域包括ケアシステム）を推進する必要があります。

そのためには、日常生活圏域において、住まい、医療、介護、予防、生活支援を一体的に受けられる環境の整備が求められます。

今後は、在宅医療のニーズが一層高まると考えられるため、在宅医療と介護の連携を推進していくことが必要です。また、要介護者や認知症高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域に交流の場等を増やすことで、地域のつながりを強化し、お互いに支え合いながら暮らせる環境の整備も必要です。

さらに、高齢者の就労や社会貢献を支援することにより、高齢者の能力を活かし、生きがいの創出につなげていく必要があります。

◆前期高齢者、後期高齢者の推移と推計



10年後の姿

- 在宅医療と介護の連携が図られるとともに、多様なサービスの活用や地域での支え合いにより、高齢者が住み慣れた地域で、健康を保持し、生きがいを感じて生活しています。
- 認知症高齢者等判断能力が不十分な方が財産侵害を受けたり、人としての尊厳が損なわれたりすることがないように保護・支援されています。

目標指標

指標名	単位	現状値	中間値 (2025年)	目標値 (2030年)
高齢者への福祉サービスに満足している町民の割合	%	18.2	28.2	34.0

主な施策



施策① 高齢者の社会参加と介護予防の推進

- 地域とのつながりを深め、高齢者が住み慣れた地域で気軽に通える場や仲間づくりができる場を拡充できるよう支援します。
- 教室や講座等を通して介護予防の推進を図ります。

施策② 地域で安心して暮らせる環境の構築

- 高齢者の困りごとの把握、民間企業との連携、地域での助け合いにより、高齢者が必要とする日常生活の支援が行える環境を整えます。
- 各地域で活動するサポーターや関係団体と連携を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、見守り体制を強化します。
- 認知症等の理由で判断能力の不十分な方々を保護するため、成年後見制度の普及・啓発に努めます。

施策③ 介護を受けながら安心して暮らせる体制の充実

- 要介護・要支援者及び家族介護者のニーズを把握し、福祉サービスの内容を充実します。
- 在宅医療と介護の連携を推進します。
- 介護や認知症等に対する理解を深めるための普及・啓発に努めます。

施策④ 高齢者の就労・社会貢献の推進

- 高齢者の就労や社会参加、地域貢献活動を推進するため、東郷町シルバー人材センターの活動を支援します。
- 高齢者が自らの能力を活かし、ボランティア等として地域活動の担い手として活躍できる体制を整えます。

町民ができること

- 健康に配慮し、いきいきとした生活が送り続けられるように努めます。
- 支援や介護が必要な高齢者を地域で見守り、支えます。
- 仕事、趣味、ボランティア等の生きがいを持ち、積極的に社会参加をします。

関連する個別計画

- 東郷町高齢者福祉計画
- 東郷町国民健康保険データヘルス計画
- 東郷町地域福祉計画
- いきいき東郷 21

基本目標1 誰もが元気に暮らせるまち 【健康・医療・福祉】**基本となる施策**

05 運動・スポーツを推進する

現状と課題

運動やスポーツには、体力の向上や健康の増進、ストレスの発散や一体感の醸成等の多様な効果があり、活力ある社会を形成していく上で、重要な役割を担っています。本町の成人の週1回の運動・スポーツ実施率は、仕事や家事の忙しさや、高齢による運動・スポーツへの無関心といった理由により、現状において県より高いものの、全国より低くなっています。

一方で、地域の中で運動・スポーツを楽しむきっかけや仲間づくり、生きがいづくりの機会を求める声も高く、多様なニーズに応じて指導ができる人材や環境が求められています。

こうしたことから、それぞれのライフスタイルやライフスタイルに応じた施策を開拓し、主体的、継続的に生涯にわたって楽しめる運動・スポーツの普及を促進していくことが必要です。

また、町民が主体的に運動・スポーツに親しめるよう、総合型地域スポーツクラブ※等、地域が主体となって運動・スポーツを推進する取組の充実を図ることも必要です。

◆レクスボ大会の様子



10年後の姿

- 多様なニーズに対応した魅力的なスポーツ事業が開催され、多くの人が運動・スポーツに親しんでいます。
- 地域が主体となって総合型地域スポーツクラブを運営し、誰もが気軽に地域で運動・スポーツを楽しむ環境が整備されています。

目標指標

指標名	単位	現状値	中間値 (2025年)	目標値 (2030年)
スポーツに参加できる環境に満足している町民の割合	%	22.4	27.0	30.0
定期的に運動・スポーツをしている町民の割合	%	41.9	45.8	50.0

主な施策



施策① 運動・スポーツの習慣化

- 総合型地域スポーツクラブや民間企業等と連携し、子ども、成人、高齢者、障がいのある方等 ライフステージやライフスタイルに応じた魅力ある運動・スポーツ事業展開することにより、運動・スポーツの習慣化を図ります。
- 誰もが気軽に参加できるボート教室を実施するなどボートに触れる機会の充実を図ることにより、本町の特色あるスポーツであるボートの振興につなげます。

施策② 指導者の育成

- スポーツ推進委員や体力つくり推進委員の研修会や他市町村との交流を通じて、運動・スポーツ指導者の質の向上を図ります。
- 運動・スポーツに関する情報提供を積極的に行うことにより、新たな指導の担い手を発掘します。

施策③ 参加しやすい環境づくり

- 運動・スポーツを「する・みる・支える」等のニーズに合った情報を提供します。
- 運動施設の環境整備により、活動の場の拡大・充実を図ります。
- 総合型地域スポーツクラブを中心に地域主体の運動・スポーツの取組を推進します。
- 民間活力の導入を推進し、多様なニーズに応えられるより魅力のある取組を推進します。

町民ができること

- 運動・スポーツを積極的に行います。
- 運動・スポーツ行事を積極的に観戦、応援等します。
- 運動・スポーツの指導者や支援者として参画し、様々な場面で運動・スポーツに携わります。

関連する個別計画

- 東郷町スポーツ推進計画

用語解説

*総合型地域スポーツクラブ：日常的に活動の拠点となる施設を中心に、会員である住民のニーズに応じたスポーツ活動が質の高い指導者のもとに行えるスポーツクラブ。

子どもが のびのび育つまち

- 子どもたちが健やかに成長できるまちをつくります。
- 地域で子育てを支え、安心して、楽しく子育てができるまちをつくります。
- 多様な文化を尊重し合えるまちをつくります。



基本となる施策 01

子育てしやすい環境をつくる 50

基本となる施策 02

健やかな子どもを育てる 52

基本となる施策 03

生涯を通じた学びを推進する 54

基本となる施策 04

地域文化を大切にする 56

基本となる施策 05

多文化の人々が共生できる社会をつくる 58

基本目標2 子どもがのびのび育つまち【子育て・教育・文化】

基本となる施策

01 子育てしやすい環境をつくる

現状と課題

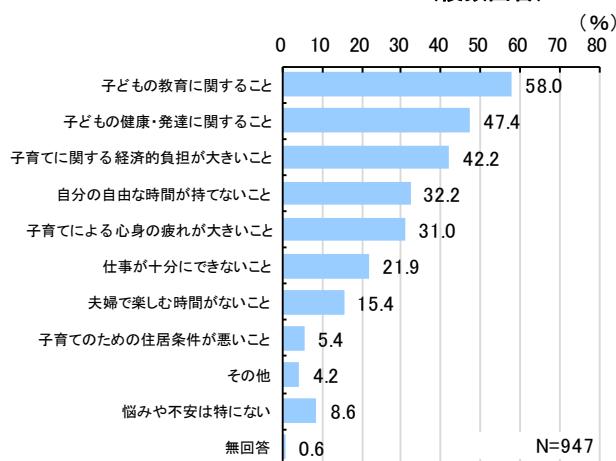
本町の合計特殊出生率^{※1}は、現状においては全国及び愛知県の値より高い数値となっているものの、年少人口は、緩やかに減少していくことが見込まれています。一方で、近年は核家族化や共働き家庭の増加により、保護者の子育てに対するニーズや不安、負担は増加・多様化しており、安心して子どもを産み、子育てが楽しく感じられる環境づくりが必要となっています。

働き方改革の推進等による女性の就労率の高まりから、潜在的な保育ニーズも含め、保育の必要量は高い水準を維持しています。そのため、待機児童を発生させないよう、十分な保育の受入れ体制を整える必要があります。

また、保育所等での幼児教育の充実は、保護者のニーズも高くなっています。今後、保育サービスや就労支援を目的とする放課後児童クラブの更なる充実を図る必要があります。

さらに、児童虐待や悩みを抱える親子等、困難を抱える子どもや家庭に対しても、問題の早期発見・早期解決に向けた対応が必要です。

◆町民アンケート【子育てをする上での悩みや不安】
(複数回答)



10年後の姿

- 安心して妊娠、出産、子育てのできる環境の更なる充実が図られています。
- 子どもの安全・安心な居場所が確保され、遊びや学び等の様々な体験活動により、子どもが自分らしく育っています。

目標指標

指標名	単位	現状値	中間値 (2025年)	目標値 (2030年)
子育て支援サービスに満足している町民の割合	%	30.2	40.2	47.7
安心して子どもを産み育てられるまちと思う町民の割合	%	50.0	53.0	55.8

用語解説

*1 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した指標であり、1人の女性が一生の間に産む平均の子どもの人数を表わしたもの。近年の傾向は、厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」の結果に基づく。

主な施策



施策① 子育て支援の充実

- 妊娠、出産、子育てに関する不安や経済的負担を軽減し、母子の健康を守り、安心して子どもを産み育てることができるよう、支援の充実を図ります。
- 地域の子育て支援の拠点である子育て支援センターや児童館を核とした子育て世代の交流、相談体制の充実を図ります。
- 様々な遊びや学び、多様な体験活動の場を提供します。
- 全ての子どもたちが、その子らしく成長できるよう子育てしやすい環境づくりを進めます。
- 多様な媒体を活用して、子育て支援情報を定期的に発信します。

施策② 多様な保育サービスの提供

- 保育の必要性のある子どもが全員保育所に入所できるよう、必要な入所枠を確保します。
- 就労家庭等の多様な保育ニーズにきめ細かく対応するため、病児、土日・祝日保育等の多様な保育サービスを提供します。
- 障がい児や医療的ケア児^{※2}の受入れができるよう保育所の環境整備を進めます。

施策③ 幼児教育・保育の質の向上

- 教育・保育を一体的に行う認定こども園^{※3}を設置し、質の高い幼児教育及び保育を実施します。
- 保育士の研修の機会を拡充し、保育の能力を向上します。
- 教育・保育に関する専門性の高い人材を確保するため、働きやすい環境を整備します。

施策④ 支援を必要とする子どもや家庭への取組の推進

- 児童虐待や悩みを抱える親子、ひとり親家庭、子どもの貧困等、支援を必要とする子どもや家庭に対して、学校、保育所等の関係機関との連携を密にし、適切に対応します。
- 児童虐待への対応として、専門職を含む人員体制の強化に努め、専門的な相談への対応や、調査・訪問等による継続的な支援の充実を図ります。

町民ができること

- 妊婦や乳幼児を連れた人に配慮する意識を持ち、身近な子どもや子育て家庭への声かけを行うなど、地域全体で子どもを育てる意識を持ちます。
- 年齢や発達段階に応じた子どもの意見が尊重されるように努めます。
- 事業者は、安心して妊娠、出産ができる職場づくりに努めます。

関連する個別計画

- 東郷町子ども・子育て支援事業計画
- 東郷町障がい児福祉計画
- 東郷町地域福祉計画
- いきいき東郷21

用語解説

^{※2} 医療的ケア児：医学の進歩を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子ども。

^{※3} 認定こども園：小学校就学前の子どもに幼児教育と保育を提供し、また、地域における子育て支援を行う施設で、幼稚園と保育園の特長を併せ持った施設。

基本目標2 子どもがのびのび育つまち【子育て・教育・文化】**基本となる施策**

02 健やかな子どもを育てる

現状と課題

少子化による児童生徒数の減少が進む一方、グローバル化や情報化が進展する等、学校教育を取り巻く環境は劇的に変化をしています。そのため、各学校では、時代の変化を捉えつつ、特色ある活動を展開し、次代を担う児童生徒の生きる力を育むことが重要です。また、学校施設の老朽化が進んでいることから、今後も安全で安心な学校生活を送ることができるよう施設の老朽化対策を実施することが必要です。

いじめ・不登校に関しては、スクールカウンセラーや心の教室相談員を配置するとともに、児童生徒の心に寄り添う教育環境の確保に努めてきました。今後も、児童生徒、保護者に対する相談の機会を充実させるとともに、児童生徒の自立を促し、集団への適応力を育成していく必要があります。

各区・自治会では、登下校時の見守り活動やお祭り等のイベントを通じ、地域での青少年健全育成活動を進めています。今後も、地域で青少年を育成していくという意識を共有しながら、地域、学校、行政が一体となって健全育成活動に取り組んでいくことが必要です。

◆オーストラリア「ポイントタック校」とのオンライン交流授業



10年後の姿

- 各家庭や地域、学校、行政が一体となって子どもたちの健全な育成に取り組み、子どもたちが心身共に健やかに育っています。

目標指標

指標名	単位	現状値	中間値 (2025年)	目標値 (2030年)
小中学校の教育内容や教育環境に満足している町民の割合	%	22.6	25.0	30.0

主な施策



施策① 地域と連携した学校づくり

- 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）※により、地域住民の意見を学校運営に取り込みます。
- 地域の実態や特性を踏まえ、家庭や地域等と連携しながら、特色ある教育・特色ある学校づくりを進めます。

施策② 教育環境の充実

- 児童生徒一人一人に向き合う時間を確保し、きめ細やかな教育を行うため、少人数教育を推進します。
- グローバル社会で活躍できる人材を育成します。
- 障がいの有無や国籍にかかわらず、全ての子どもたちが等しく教育を受けられる機会を提供します。
- 全児童生徒に配布するタブレットPCを活用した情報教育を展開します。
- 安全で安心な学校生活を送るため、順次、学校施設の改修を進めます。

施策③ いじめ・不登校対策

- いじめ等の予防や早期の問題解決を図るため、児童生徒及び保護者の相談体制を充実します。
- いじめ問題対策連絡協議会を通じ、関係機関との連携を密にし、いじめを未然に防止します。
- 不登校児童生徒に対しては、集団への適応力を育成します。

施策④ 青少年の健全育成

- 青少年が健全に育ち社会に貢献できるように、各地区の青少年健全育成活動を促進します。
- 各地区と協力しながら啓発活動や青少年健全育成会表彰式を実施し、町民の意識を高めます。
- 子ども同士の交流や地域で活躍できる青少年の育成の場として、子ども会活動を支援します。

町民ができること

- スクールガード等の学校ボランティア制度に登録します。
- 各家庭や地域で、青少年が様々な体験をし、健全に育つよう見守ります。

用語解説

※ 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）：学校・保護者・地域の皆さんのが共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともににある学校づくりを進める仕組みのこと。

基本目標2 子どもがのびのび育つまち【子育て・教育・文化】

基本となる施策

03 生涯を通じた学びを推進する

現状と課題

生涯を通じて学ぶこと、文化芸術に触ることは心を豊かにします。本町では、様々な講座やコンサート・演劇等の公演を実施していますが、定員に達していない公演や講座等もあります。そのため、多様化する町民のニーズを把握し、町民が参加したい、今後も続けていきたいと思う各種事業を実施することが必要です。さらに、今後、高齢化が進展する中、現役時代に得たシニアの経験やノウハウの発掘を行い、世代を超えた交流や高齢者の社会参加の促進につなげていくことも求められています。

また、幅広い知識の習得や多様な学びを支援する場である図書館のサービスを充実する必要があります。

◆本町で実施した講座・公演等の様子



10年後の姿

- 多くの町民が生涯学習や優れた文化芸術に接し、心豊かな人生を送っています。
- より利用しやすく、親しみやすい町民会館・図書館となり、生涯学習の場として多くの町民が利用しています。

目標指標

指標名	単位	現状値	中間値 (2025年)	目標値 (2030年)
教養講座など生涯学習の機会に満足している町民の割合	%	15.5	25.0	34.6



主な施策

施策① 生涯学習の充実

- コンサートや伝統芸能、演劇等の様々なジャンルの公演を開催します。
- 市民ニーズを的確に把握し、ニーズに見合った各種講座を開催します。
- 魅力ある生涯学習に出会うきっかけづくりとして、初心者向けの講座を積極的に開催します。

施策② 地域で活躍できる環境づくり

- 経験や知識を活かし、講師として地域で活躍してもらえるよう、講師登録及び紹介制度を周知します。
- 地域文化の振興を図るため、文化団体の活動を継続して支援します。

施策③ こころの豊かさを育てる機会の充実

- 市民会館・図書館の効率的・効果的な運営を図ります。
- 市民が優れた文化芸術に直接ふれあうことができる機会の充実を図ります。
- 幅広い世代、より多くの方に図書館を利用してもらえるよう、新たな図書サービスを展開します。

市民ができること

- 講座や文化芸術事業等に積極的に参加します。
- 知識や経験を活かすため、講師登録をし、地域社会に役立てます。
- 様々な知識や情報を得るために、図書館を活用します。



基本目標2 子どもがのびのび育つまち【子育て・教育・文化】**基本となる施策**

04 地域文化を大切にする

現状と課題

本町には、県・町の指定文化財以外にも、数多くの文化財や地域の民俗習慣、昔の生活等の貴重な資料が残されています。こうした文化財や地域の歴史を保存・活用し、次代に継承していくことが必要です。

次代の子どもたちに対しては、地域の伝統文化を学ぶ授業が小中学校で実施されています。また、各団体が行っている伝統文化親子教室や、日頃の練習の成果を発表する機会として、伝統文化発表会を開催することにより、後継者の育成に努めています。今後も、無形民俗文化財や伝統芸能を継承していくための取組が必要です。

地域文化を振興し、身近に文化芸術に触れ、参加することができるよう、その先導を担う文化団体の活動を推進していく必要があります。

◆伝統文化発表会の様子



10年後の姿

- 郷土の歴史や文化財に対する町民の関心が高まり、地域文化を大切にする心が育まれています。
- 文化財や伝統芸能、地域の歴史が後世に引き継がれています。
- 文化団体が活発に活動し、地域文化の振興に寄与しています。

目標指標

指標名	単位	現状値	中間値 (2025年)	目標値 (2030年)
文化財の継承・保存に満足している町民の割合	%	12.6	14.4	16.2

主な施策



施策① 文化財保護意識の高揚

- 郷土の歴史・文化財を学ぶ講座の開催や、伝統芸能や民俗芸能を披露する発表会を開催し、歴史を学び、文化に触れる機会をつくります。
- 郷土資料の整理及び収集に努め、身近に郷土の歴史や文化に親しむことができるよう、わかりやすい展示を目指します。

施策② 地域文化の継承

- 無形民俗文化財を後世に伝えるため、保存団体の活動を支援します。
- 文化財保護委員会を中心に地区と協力し、昔を知る方からの聞き取り調査や町内に眠る文化財の発見及び保存に努め、地域の歴史や文化財を後世に伝えていきます。
- 次代に無形民俗文化財や伝統芸能を継承するため、各団体が行う伝統文化親子教室等を推進します。

施策③ 文化団体の活動促進

- 地域文化の振興を図るため、文化団体の活動を支援します。

町民ができること

- 地域の文化財を大切にします。また、文化活動に取り組みます。
- 子どもたちに伝統文化の大切さを伝え、無形民俗文化財の後継者を育てます。



基本目標2 子どもがのびのび育つまち【子育て・教育・文化】

基本となる施策

05 多文化の人々が共生できる社会をつくる

現状と課題

本町においては、外国人が増加傾向にあり、滞在期間の長期化や人手不足が深刻な分野における雇用拡大等で定住化が進む中、外国人の地域活動等への参加や外国人の教育環境の充実等が課題となっています。外国人・日本人を問わず、全ての町民が共に安心して暮らし、交流を深め、活躍できる多文化共生^{*}の地域づくりを進めていくことが必要です。

また、町内の中学校においても、外国籍の児童生徒が増加傾向にあり、日本語教育の重要性が高まっています。多言語による情報提供、円滑な就学の促進等を行い、日本人の児童生徒と同じ学校の一員として協力し合っていくことが重要です。

さらに、次代を担う児童生徒に対しては、海外とのオンライン交流を進めるなど、外国語や外国の文化に触れる機会を拡充し、互いの生活習慣や文化の違いを相互に理解し尊重する気持ちを育成していくことが必要です。

◆日本語教室の様子



10年後の姿

- 外国人と日本人が互いに交流し、理解し合うことで多文化共生意識が向上し、全ての町民が暮らしやすく、活躍できるまちになっています。
- 町内に住む外国人と日本人のコミュニケーションがとれています。
- 国際交流が盛んなまちになっています。

目標指標

指標名	単位	現状値	中間値 (2025年)	目標値 (2030年)
国際理解・国際交流の推進に満足している町民の割合	%	6.1	10.0	13.5

用語解説

* 多文化共生：国籍や民族等の異なる人々が互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことをいう。

主な施策



施策① 多文化共生の推進

- 多文化の人々が共生できるよう多言語による情報の提供や交流を推進します。
- 町内に住む外国人に対し、日本語教育や日常生活に必要となる情報提供の充実を図ります。
- 子どもたちに対し、外国語教育や外国の文化に触れる機会の充実を図ります。

施策② 國際交流・國際理解教育の推進

- 海外都市とのつながりを深め、町民の国際理解を深めるため、国際交流を継続して推進します。
- 国際交流団体を支援し、国際交流活動を推進します。
- 学校や地域において、国際理解教育を推進します。

町民ができること

- 外国人・日本人問わず、地域社会の一員であるという認識を持ち、交流を図ります。
- 互いの言語や文化を知り、学ぶことにより、相互に理解を深めます。



安全・安心で、 自然と共生するまち

- 災害に強く、犯罪や交通事故が少ない安全・安心なまちをつくります。
- 緑豊かな自然を守り活かし、田園や水辺に親しめるまちをつくります。
- 一人一人の取組によって、環境にやさしく、美しいまちをつくります。



基本となる施策 01

犯罪や交通事故等の少ない安全・安心なまちをつくる 62

基本となる施策 02

災害に強いまちをつくる 64

基本となる施策 03

緑豊かなまちを守る 66

基本となる施策 04

環境にやさしいまちをつくる 68

基本となる施策 05

美しいまちをつくる 70



基本目標3 安全・安心で、自然と共生するまち 【安全・安心、自然・生活環境】

基本となる施策

01 犯罪や交通事故等の少ない安全・安心なまちをつくる

現状と課題

近年では、全国的に特殊詐欺^{*}等の今までと形態が異なる犯罪が増加しています。このため、本町においても、犯罪被害を防止するため、町内の金融機関と協同して特殊詐欺の未然防止に努めることや、地域防犯ボランティアを育成していくことが重要です。

また、本町では自動車に依存する割合が高いことから、交通事故を防止するため、町民が被害者にも加害者にもならないよう、交通安全意識を持つほか、交通安全施設の整備・更新が必要となっています。

さらに、消費者ニーズの多様化や消費生活のオンライン化・デジタル化が進展する中、ニーズに即した商品やサービスが便利に入手できるようになった一方で、悪質商法によるトラブルや高額な被害等の発生が懸念されます。自立する消費者を育成、支援し、多種多様化する相談内容に対応するため、適切な情報の提供や相談体制の充実・強化を図っていく必要があります。

◆交通安全活動の様子



10年後の姿

- 犯罪や交通事故のない、住みよい安全・安心なまちが形成されています。
- 適切な情報の提供や消費生活相談の充実により、消費生活における被害防止を図り、町民一人一人が正しい知識を持ち、安心して消費生活を送ることができるまちになっています。

目標指標

指標名	単位	現状値	中間値 (2025年)	目標値 (2030年)
普段から防犯に心がけている町民の割合	%	65.1	70.0	75.0
交通安全対策に満足している町民の割合	%	25.2	30.7	36.2

用語解説

* 特殊詐欺：オレオレ詐欺等、電話をかけるなどして対面することなく相手を信用させ、お金やキャッシュカードをだましとろうとする犯罪。

主な施策



施策① 防犯体制の強化

- 幼児から高齢者まで、階層ごとに防犯教室を開催するなど、防犯に対する意識の向上を図ります。
- 自主防犯組織によるパトロール活動を支援し、地域における防犯意識の向上を図ります。
- 講座の開催等を通じて、地域防犯ボランティアの育成に努めます。
- 防犯カメラや防犯灯の設置、維持管理により、街頭犯罪等を防止するための環境を整えます。

施策② 交通安全対策の推進

- 点検結果や地域の要望に基づき、交通安全施設を設置し、安全・安心なまちの形成を図ります。
- 年間を通して交通安全町民運動において県、警察、町民を始めとする関係団体と共に交通安全啓発を行い、交通安全に対する意識の向上を図ります。
- 高齢者の交通事故を未然に防ぐため、運転免許証自主返納の促進や交通安全意識の向上等の取組を推進します。

施策③ 消費者被害の未然防止及び相談体制の充実

- 消費者トラブルや被害防止に向けた啓発活動を行うとともに、消費者被害防止のための講座等を開催します。
- 消費生活相談センターの周知・啓発に取り組むとともに、相談体制の充実を図ります。

町民ができること

- 防犯意識を高め、自ら防犯対策を実施します。
- 交通事故の被害者にも加害者にもならないよう交通安全意識を高めて、交通ルールを守ります。
- 自ら進んで消費生活に関する必要な知識や情報を取得し、消費者被害にあわないように気をつけます。
- スクールガード等、交通安全活動に積極的に参加します。

関連する個別計画

- 東郷町交通安全計画

基本目標3 安全・安心で、自然と共生するまち 【安全・安心、自然・生活環境】

基本となる施策

02 災害に強いまちをつくる

現状と課題

本町においても、南海トラフ地震の発生が懸念されていることに加え、近年では、台風や線状降水帯による長時間の豪雨が発生していることから、より一層の防災・減災対策の充実が求められています。公共施設においては耐震補強工事が完了しているものの、依然、耐震性に欠けると思われる住宅が確認されていることから、緊急輸送道路沿いの建築物等の耐震化を推進するなど、地域の強靭化^{*}を進める必要があります。

また、町内における帰宅困難者が一時利用できるようなスペースを提供するなどの支援が可能となるよう、町内事業者との連携を強化する必要があります。指定避難所においては、避難者が安心かつ快適に生活できる環境を整えておくことも必要です。

併せて、自助・共助の観点から地区自主防災組織の育成を推進し、自主防災組織により実施される防災訓練の継続・充実を図っていく必要があります。

一方で、消防団員数は、年々減少傾向にあるため、消防団員の確保を進めるとともに、老朽化した消防団の施設等の更新が必要となります。

さらに、令和2年（2020年）に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症は、人々の生命・生活や地域経済に甚大な影響を与えており、今後の新たな感染症に備え、徹底した対策を講じることが必要です。

◆総合防災訓練の様子



10年後の姿

- 防災体制の強化や感染症対策が適切に講じられ、町民が安全で安心な環境の中で生活できるようになっています。
- 区・自治会ごとの自主防災組織の育成により、防災・減災に対する町民の自助・共助の意識が高揚しています。
- 自主防災組織の体制強化や消防団員の増加等により、地域の防災力が向上しています。

目標指標

指標名	単位	現状値	中間値 (2025年)	目標値 (2030年)
地震や風水害などの災害に備えている町民の割合	%	39.6	43.7	47.8
地震や風水害などの防災対策に満足している町民の割合	%	15.3	20.4	25.5

用語解説

* 強靭化：地域や暮らしが、災害等により致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つこと。

主な施策



施策① 災害に強い都市基盤の整備

- 円滑な交通確保に寄与する緊急輸送道路の地震対策を推進します。
- 災害時に有効な耐震性貯水槽や飲料水兼用耐震性貯水槽の設置を推進します。
- 耐震診断の実施や耐震改修等への補助等により、住宅・建築物の耐震化を推進します。
- 雨水処理機能の向上に寄与する治水対策を推進します。
- 浸水被害の軽減のため、河川整備を推進します。

施策② 地域の安全・安心の強化

- 各区・自治会の自主防災組織の体制を強化し、地区防災訓練が継続して実施できるよう支援を継続します。
- 地区防災訓練を通じて、地域住民の防災・減災に対する意識の高揚を図ります。
- 地域安心メールの登録を推進し、町民への情報提供を図ります。

施策③ 消防体制の強化

- 消防団の待遇改善や消防団活動を応援する体制をつくり、消防団員の確保に努めます。
- 老朽化した消防団詰所の建替えや資機材、車両、防火水槽、消火栓の更新を始め、装備品等を計画的に整備します。

施策④ 災害時における避難者対策

- 災害時に迅速に応急対策を行えるよう、事業者や団体等との災害協定の締結を推進します。
- 物資の備蓄やWi-Fi環境の整備等、指定避難所における良好な生活環境を確保するための環境整備を推進します。
- 大規模災害における帰宅困難者に対する支援が可能となるよう必要な資機材を整備します。
- 自助・共助の観点から、在宅避難の備えについて理解を深めます。

施策⑤ 感染症対策

- 新たな感染症に対し、適切な対応がとれるよう、迅速な情報提供や必要資機材の整備に努めます。
- 感染症に対する予防と啓発に努めるとともに、感染拡大の防止に向けて迅速かつ的確に対応できるよう、医療機関や保健所等との組織的な連携体制を構築します。

町民ができること

- 町が開催する防災訓練や防災イベント、各区・自治会の自主防災組織が開催する防災訓練等に参加し、自助・共助といった地域防災力を高めます。
- 新たな感染症対策として各自で情報収集に努め、感染拡大の防止に努めます。

関連する個別計画

- | | |
|-------------|---------------|
| ●東郷町地域強靭化計画 | ●東郷町地域防災計画 |
| ●東郷町国民保護計画 | ●東郷町災害廃棄物処理計画 |

基本となる施策

03 緑豊かなまちを守る

現状と課題

本町は森林、河川、里山、ため池、水田等の豊かな自然環境を有し、多様な生物が生息しています。しかし、都市的な開発が進む中で昔ながらの自然が失われつつあるとともに、アライグマやブラックバス等に代表される外来生物の増加により生態系への影響も懸念されていることから、多様な生態系の保全が求められます。

緑豊かな自然環境は本町の強みであり、自然とのふれあいを重視する傾向も高まっています。こうしたことから、町民が自然とふれあえる場の整備や、次代を担う子どもたちが自然や環境について学ぶ場を創出することが必要です。

さらに、公園整備については、耕作放棄地等を有効活用した整備方法の検討や公園の計画策定段階からの町民参加、既存の都市公園の老朽化対策等を進める必要があります。また、町民の緑化意識の高揚を図りながら、市街地内の緑化や民有地における緑化を進めていくことが必要です。

◆涼松緑道

10年後の姿

- 残された生態系が適切に保存され、自然が回復しています。
- 緑豊かな自然環境が継承されており、身近に自然を感じ、ふれあうことができます。
- 子どもから高齢者まで、誰もが遊び、つどうことができる公園が身近な場所にあり、町民に親しまれ、地域と行政が協働しながら公園の手入れを行っています。

目標指標

指標名	単位	現状値	中間値 (2025年)	目標値 (2030年)
自然環境の保全や創出に満足している町民の割合	%	14.6	18.2	21.8

主な施策



施策① 多様な生態系の保全と創出

- 開発に際しては自然生態系に十分配慮します。
- 生物多様性の保全の必要性等、子どもたちが、楽しみながら自然や環境について学ぶ環境教育・学習の機会を充実します。

施策② 水辺環境の保全整備

- 愛知池周辺とその周辺の森林において、豊かな水辺の環境を守りつつ、周辺開発との調和を図りながら自然と人との共生を推進します。
- 親水空間やウォーキングロードの整備等、町民が水辺にふれあい、健康づくりに親しめる環境を整えます。

施策③ 公園・緑地の整備

- 公園・緑地の整備を推進するとともに、既存の都市公園の老朽化対策を進めます。
- 公園の計画策定段階からの町民参加を進めます。
- 市街地に隣接した市街化調整区域の耕作放棄地や施設跡地等の既存ストックを有効活用した公園整備を行います。

施策④ 緑化の推進

- 緑豊かな街並みを形成するため、公共施設や公共空地及び民有地の緑化を推進します。
- 町民の緑化運動の推進と自然環境保全意識を向上させます。

町民ができること

- 生物多様性に対する理解を深め、次代に生態系保全の必要性を伝えます。また、外来生物等を適切に取扱います。
- 今後の公園・緑地の整備において、計画策定段階から参画し、意見や提案をします。
- 地域の公園は地域できれいにしようという愛護の姿勢で取り組みます。
- 身近な場所での緑化活動に協力します。

関連する個別計画

- 東郷町都市計画マスターplan
- 東郷町環境基本計画
- 東郷町緑の基本計画
- 東郷町グリーンベルト構想

基本目標3 安全・安心で、自然と共生するまち 【安全・安心、自然・生活環境】

基本となる施策

04 環境にやさしいまちをつくる

現状と課題

地球温暖化は人類の生存に関わる重要な環境問題の一つであり、二酸化炭素等の温室効果ガスが主な原因となっています。都市活動からの二酸化炭素排出量増加の要因としては、自家用車利用を中心としたライフスタイル、都市化の進展に伴う緑の減少や建築物の増加等、利便性や快適性を優先してきたことが要因の一部として挙げられています。

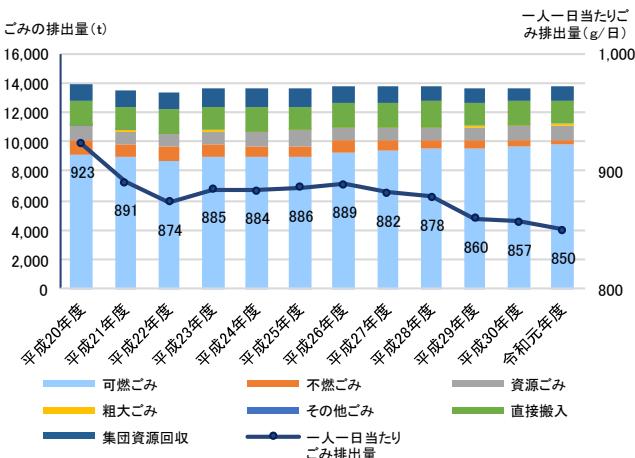
地球温暖化問題を解決していくためには、都市そのものを低炭素化する取組や再生可能エネルギーの導入促進、省エネルギーや食品ロス削減等の一人一人の環境に配慮した行動の実践が必要です。

東郷セントラル地区では、都市機能が集約するコンパクトな都市構造への転換を目指す本町の中心核として低炭素なまちづくりを進めており、この取組を町全体に波及させていくことが重要です。

また、本町では移動手段の多くを自家用車に頼っていますが、目的や距離に応じて、公共交通や自転車、徒歩等を使い分けるエコモビリティライフの推進も重要です。

本町のごみの排出量は、近年、ほぼ横ばい傾向にあります。焼却処理が必要なごみ量を抑制して埋め立て処分量を削減するためには、一層のごみの減量化と資源化を推進する必要があります。そのため、町の資源回収ステーションのみでなく、民間の資源回収場所の積極的な活用や更なる回収方法の検討等、資源化できる機会を増やすことが必要です。

◆本町における一人一日当たりのごみ排出量の推移



10年後の姿

- コンパクトな都市構造への転換や再生可能エネルギーの導入が進み、まちの低炭素化が実現しています。
- 自家用車に過度に頼らないライフスタイルに転換するなど、町民一人一人が環境に配慮した行動を実践しています。

目標指標

指標名	単位	現状値	中間値 (2025年)	目標値 (2030年)
普段から省エネを心がけている町民の割合	%	68.1	73.0	78.0
普段からリサイクルに心がけている町民の割合	%	72.3	77.0	81.2

主な施策



施策① 地球温暖化対策の推進

- 再生可能エネルギーの導入促進のための普及・啓発に努めます。
- 大気中の温室効果ガスの排出実態や排出抑制策の周知に努めます。
- 東郷セントラル地区で様々な環境施策を先導的に導入し、町全体の低炭素化につなげます。

施策② 環境にやさしいライフスタイルへの転換

- 町民や事業者等が積極的に省エネルギー行動を実践できるよう普及・啓発に努めます。
- 食材の使い切り、食べ残しの削減といった、家庭で取り組める身近な食品ロス削減の取組や知識の普及・啓発に努めます。
- 公共交通中心の移動手段を推進するエコモビリティライフを推進します。

施策③ ごみの適正処理と3 R[※]の推進

- ごみの排出に関する正しい知識の普及・啓発に努め、ごみの分別の徹底や減量化を推進します。
- 限りある資源や物の大切さ等の意識向上を図り、3 R活動を推進します。
- リサイクルを推進するため、資源として回収する品目の拡充や資源回収ができる機会を増やします。

町民ができること

- 省エネ、省資源に配慮した生活を実践します。
- 家庭から出る食品ロスを減らすよう努めます。
- ごみに対する適正排出の意識を高め、確実な分別を徹底するとともに、3 R活動に積極的に取り組みます。
- 事業者は、事業活動によって生じる廃棄物の抑制に努めます。

関連する個別計画

- 東郷町環境基本計画
- 東郷町エコまちづくり計画
- 東郷町エコプラン
- 東郷町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

用語解説

* 3 R : Reduce : リデュース（ごみの発生、資源の消費をもとから減らすこと）、Reuse : リユース（繰り返し使うこと）、Recycle : リサイクル（資源として再び利用すること）の総称。

基本目標3 安全・安心で、自然と共生するまち 【安全・安心、自然・生活環境】

基本となる施策

05 美しいまちをつくる

現状と課題

本町の街並みは、諸輪地区や和合地区等の古くからの市街地、土地区画整理事業等により形成された住宅地、それ以外の自然・田園等により形成されています。既存集落の一部では、豊かな樹林に囲まれた社寺や路地により、昔からのたたずまいを残す歴史的な景観が残っています。愛知池や境川等の水辺や周辺に広がる農地等に代表される自然・田園景観は、本町の誇る優れた景観資源となっています。これらの景観を誘導・維持・保全するとともに、良好な都市景観を維持していく必要があります。特に都市拠点として位置付けられる東郷セントラル地区においては、歩いて楽しく、にぎわいや活気の感じられる景観の形成を進めることができます。

一方、近年、雑草等が生い茂り、景観や生活環境の悪化を招くおそれのある空き地や、倒壊等のおそれのある危険な空き家等が増加している状況が見られます。景観保全や安全・安心な暮らしのためにも空き家・空き地等の対策を推進することが求められます。

さらに、生活排水による水質汚濁やごみのポイ捨て、不法投棄等の問題は依然として続いており、引き続きこれらの対策が必要です。

◆クリーンアップキャンペーンの様子



10年後の姿

- 東郷セントラル地区を中心とした都市拠点では、にぎわいと秩序ある景観の形成が進み、その他の地域では地域の特性に応じた良好な市街地景観や住宅地の街並み、自然・田園景観等が形成されています。
- 町内を流れる河川や水路の水質改善により、清潔な水環境が保たれています。
- ごみのポイ捨てや不法投棄のない清潔で美しい生活環境が保たれています。

目標指標

指標名	単位	現状値	中間値 (2025年)	目標値 (2030年)
美しい街並み景観に満足している町民の割合	%	14.9	19.0	23.0

主な施策



施策① 良好的景観の形成

- 地区の特性に合わせ、地区計画制度等を活用し、住宅地等の「ゆとり」と「うるおい」のある景観の形成を推進します。
- 東郷セントラル地区において、建物及び街路等が周辺の景観と調和するよう誘導し、にぎわいと秩序ある景観の形成を推進します。
- 良好な景観を維持するため、屋外広告物については、県条例で定める基準に従い、適正な設置となるよう指導に努めるとともに、違反屋外広告物の簡易除去やパトロールを推進します。
- 農業基盤を充実させ耕作放棄地の解消を図り、豊かな自然・田園景観の保全を推進します。
- 地域に親しまれている歴史的な風景や景観の維持・保全を図ります。

施策② 空き家等の対策の推進

- 適正な維持管理が行われていない空き家・空き地等を含む建物・土地の所有者に対して、適正管理を促すとともに、周囲の景観、環境に適合した利用を推進するよう啓発します。
- 空き家等の発生を未然に防ぐための施策について、検討を進めます。

施策③ 環境保全対策の推進

- 公害の発生源である事業者に対する監視・指導を強化するとともに、生活型公害に関する啓発活動を推進し、快適な生活環境の維持に努めます。
- 家庭での生活排水対策の啓発に努めるとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進し、河川やため池等の水環境の維持・向上を図ります。
- 河川水質調査を継続し、監視に努めます。

施策④ まちの環境美化と不法投棄対策の推進

- 清潔な生活環境を保持するため、ごみのポイ捨てや不法投棄に対する監視体制を継続して、環境美化意識の向上に努めます。

町民ができること

- 良好な景観を維持するため、土地利用の際は景観に配慮します。
- 景観や生活環境の保全、安全性の観点から、建物・土地の適正な維持管理に努めます。
- 家庭でできる生活排水対策や浄化槽の維持管理を実践します。
- ごみ拾い等の地域の環境美化活動に参加します。

関連する個別計画

- 東郷町都市計画マスタープラン
- 東郷町環境基本計画
- 東郷町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
- 東郷町生活排水対策推進計画

快適に暮らせるまち

- 公共交通や道路の利便性を高め、誰もが外出しやすいまちをつくります。
- 魅力的な中心核を形成し、多くの人にぎわうまちをつくります。
- より快適な住環境を整え、ずっと暮らしたいまちをつくります。



基本となる施策 01

公共交通を利用しやすくする 74

基本となる施策 02

安心して通行できる道路を整備する 76

基本となる施策 03

魅力ある市街地を整備する 78

基本となる施策 04

良好な住環境をつくる 80



基本目標4 快適に暮らせるまち 【交通環境・住環境・生活基盤】**基本となる施策**

01 公共交通を利用しやすくする

現状と課題

本町では、都市機能を集約し、歩いて暮らせるまちづくりを目指してセントラル開発を進めており、令和2年（2020年）に開業した大型商業施設に近接してバスターミナルが整備されました。

このような環境変化に加え、町民ニーズの高い大規模病院や、鉄道駅等近隣市へのアクセス利便性向上等のため、バス路線の再編を行う必要があります。そのため、近隣市が委員として参加している地域公共交通会議や尾三地区広域公共交通推進会議を活用して、大規模病院や鉄道駅への乗り入れ及び近隣市のコミュニティバスの相互乗り入れについて検討・研究する必要があります。

また、本町の地域特性に応じた、誰もが利用しやすい公共交通サービスの提供に取り組む必要があります。

◆コミュニティバス「じゅんかい君」の運行

10年後の姿

- バスターミナルが多くの方に活用され、広域的なアクセス利便性が高まっています。
- 路線バス、巡回バス及びタクシーが相互に補完し合い、効率的な公共交通ネットワークが形成されています。

目標指標

指標名	単位	現状値	中間値 (2025年)	目標値 (2030年)
バスなどの公共交通機関の整備に満足している町民の割合	%	13.4	21.6	25.5

主な施策



施策① 公共交通の基盤整備・機能強化

- 町民ニーズを把握し、巡回バスの路線再編の検討を行います。
- バスターミナルを中心として公共交通の連携を図り、自家用車がなくても移動しやすいまちを形成します。
- A I や自動運転技術、様々な移動を1つの移動サービスとして捉えるM a a S^{※1}等の新たなモビリティサービスの活用を検討します。

施策② 公共交通の利便性向上

- 路線バス、巡回バス及びタクシーが相互に補完し合い、地域住民の生活行動に応じた利用しやすく、合理的かつ効率的な公共交通ネットワークを形成します。
- 誰もが利用しやすいよう、バスのユニバーサルデザイン化^{※2}、バリアフリー化^{※3}を推進します。
- 情報表示等ユニバーサルデザイン仕様の公共交通システムを導入します。
- バスロケーションシステム等の利用者が利用しやすいシステムを導入します。
- 高齢者や障がいのある方、妊産婦等がタクシー等を利用して気軽に外出しやすいよう支援します。

施策③ 近隣市との連携、広域的な交通手段の充実

- 地域公共交通会議や尾三地区広域公共交通推進会議を活用して、大規模病院や鉄道駅への乗り入れ、近隣市のコミュニティバスの相互乗り入れについて検討・研究します。

町民ができること

- 公共交通を積極的に利用します。

関連する個別計画

- 東郷町都市計画マスターplan
- 東郷町地域公共交通計画

用語解説

^{※1}M a a S : Mobility as a Service の略。スマホアプリにより、ある地点からある地点への移動単位での地域住民や旅行者一人一人の移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。

^{※2}ユニバーサルデザイン化：年齢や障がいの有無等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

^{※3}バリアフリー化：障がいのある方が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。物理的な障壁だけでなく、社会的、制度的、心理的なものも含まれる。

基本となる施策

02 安心して通行できる道路を整備する

現状と課題

道路は、人や物を交流させる「交通の役割」のほか、消防・救急活動や災害時の緊急輸送等の「防災の役割」、通風や採光等の「環境の役割」等、生活の中で重要な役割を果たしています。

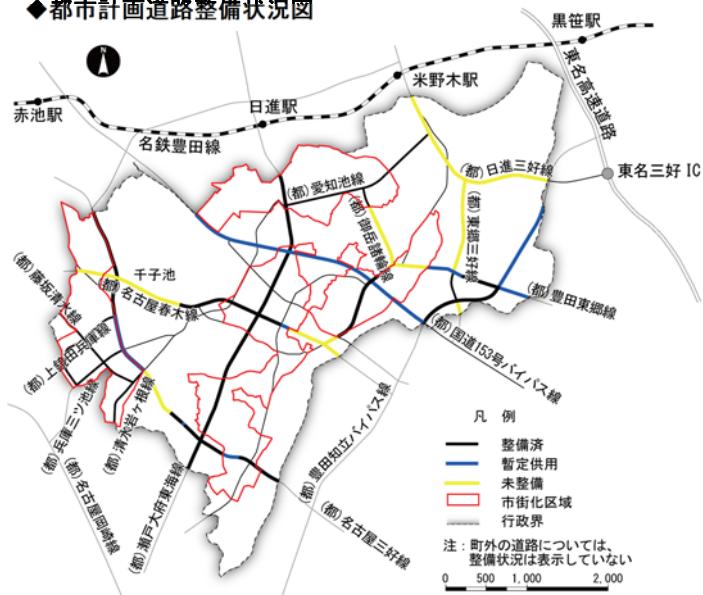
本町の東西方向の主要な幹線道路である国道153号バイパス線は、今後のリニア中央新幹線開業による人の移動・物流ニーズの増加等を見据えた6車線化の実現に向け、国に要望していくことが求められます。また、南北方向の瀬戸大橋東海線については、今後も計画的な維持管理を関係機関に働きかけていくことが重要です。

さらに、主要な幹線道路を補完する本町の都市計画道路については、未整備区間が多く存在するため、未整備区間の整備を進めることが必要です。

一方、主要道路において歩道がない箇所が存在していることから、安全な歩行者空間を確保し、事故を未然に防ぐ必要があります。

また、緊急車両が通行できない生活道路や、交通量が多く渋滞が発生しやすい交差点があるため、安全に通行できる道路の整備や渋滞対策が必要となっています。さらに、橋梁等の道路施設が老朽化していることから、点検及びメンテナンスを行い長寿命化による維持管理費の縮減を図る必要があります。

◆都市計画道路整備状況図



10年後の姿

- 都市計画道路の整備により、歩道を含めた道路が整備されて渋滞が緩和されるとともに、緊急輸送道路への道路ネットワークが構築されています。
 - 通学路の安全が確保され、登下校中の児童生徒の安全が守られています。

目標指標

指標名	単位	現状値	中間値 (2025年)	目標値 (2030年)
道路の整備に満足している町民の割合	%	16.0	25.0	30.0

主な施策



施策① 幹線道路の整備

- 自動車交通を円滑にするため、都市計画道路の整備について関係機関と協議調整を図るとともに、国道・県道路線は整備促進の要望を積極的に行い、町道路線は優先順位や費用対効果を考慮して整備を推進します。
- 都市計画道路等の整備を推進し、町内と町外を結ぶ道路ネットワークの形成を図ります。

施策② 歩行者にやさしい道路整備

- 歩行者が安全に通行できるように、歩道の整備を図ります。また、歩行者が円滑に通行できるように、既設歩道の縁端部の段差解消を推進します。
- 地域住民や関係団体と協働し、児童生徒が安全に通行できる道路交通環境を整備します。

施策③ 暮らしやすい道路の形成

- 狭あい道路等の解消のため、沿道建物の建て替えに合わせた拡幅整備等、防災及び交通安全の向上のための整備を推進します。
- 地区計画道路の整備を推進します。
- 渋滞解消のため、ボトルネック交差点^{※1}の改善を図ります。
- 自転車専用通行帯等の整備について、関係機関と協議を図り、整備を推進します。
- 地域住民の意向を把握し、道路の維持修繕に努めます。
- 計画的に橋梁及び歩道橋を修繕し、ライフサイクルコスト^{※2}の縮減に努めます。

町民ができること

- 道路の点検活動への参加や、道路維持活動（側溝清掃・除草等）の定期的な実施に努めます。
- 自動車は駐車場に停めて、路上駐車はしません。

関連する個別計画

- 東郷町都市計画マスタートップラン

用語解説

^{※1}ボトルネック交差点：交通容量を超える交通量が流入することにより、渋滞が発生する交差点。

^{※2}ライフサイクルコスト：施設の計画・設計から建設、維持・管理、解体撤去、廃棄に至るまでに発生する総費用。

基本となる施策

03 魅力ある市街地を整備する

現状と課題

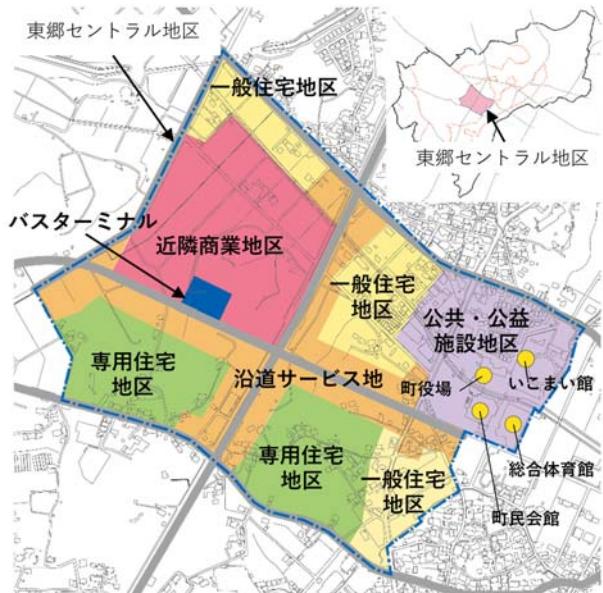
本町では、これまで地域特性に応じた市街地整備を進めてきました。その結果、市街地が分散する町となっていましたが、現在は、東郷セントラル地区において多様な都市機能を集約し、町の中心核にふさわしい都市拠点の形成を進めています。多様な都市機能の集積とともに、交通結節点となるバスターミナルの整備により、町内外の交流と交通の中心核にふさわしい、多様な人々がふれあえるにぎやかな都市拠点としていく必要があります。

一方、面的に整備された住宅地等の地域生活拠点においては、既存の都市機能の維持・充実や地域固有の歴史・文化的資源の維持により生活利便施設、福祉、交流等の機能の充実を図ることが必要です。

今後、利便性が高く、より魅力ある市街地を形成していくためには、都市拠点・地域生活拠点を中心に都市機能が集約するコンパクトなまちを実現することや、都市基盤としての産業拠点を形成していく必要があります。

また、道路や公共施設等において、バリアフリー化等を推進し、誰もが安心して暮らせるまちの形成が必要です。

◆東郷セントラル地区土地利用イメージ図



10年後の姿

- 都市拠点や地域生活拠点を中心にコンパクトな都市構造が形成されて利便性の高いまちが実現し、市街化調整区域における既存集落等ではゆとりある良好な暮らしの維持が図られています。
- 自然環境と調和した市街地の形成により、町民が便利で快適に、安心して住み続けられるまちになっています。
- まちのユニバーサルデザイン、バリアフリー化によるまちづくりが進み、誰もが安心して出掛けられるまちになっています。

目標指標

指標名	単位	現状値	中間値 (2025年)	目標値 (2030年)
開発による住宅地の整備に満足している町民の割合	%	16.7	20.8	25.0

主な施策



施策① まちの顔となる都市拠点の形成

- 多様な都市機能の集積とバスターミナルによる交通結節点機能の強化により、町民の交流と交通の中心核として機能する都市拠点を形成します。
- 東郷中央土地区画整理事業を進めることにより、魅力あふれる都市拠点を形成します。

施策② 秩序あるまちの形成

- 土地の合理的かつ適切な利用の調整を図り、都市拠点と地域生活拠点を形成し、都市機能が集約したコンパクトなまちを形成します。
- 地域生活拠点では、生活利便施設、福祉、交流等の機能を誘導します。
- 諸輪東部地区等の広域交通のポテンシャルの高い地域に産業機能を誘導し、産業拠点を形成します。
- 将来人口を踏まえ、適切な規模の新たな住宅系市街地を計画的に確保します。

施策③ 安全・快適に暮らせるまちの形成

- 誰もが安全で快適に暮らせるまちの実現のため、道路・公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

町民ができること

- 新たな土地利用に関する計画等について、関心を持ち意見を出します。
- 地区のまちづくりについて、各地区で話し合い、協力します。

関連する個別計画

- 東郷町都市計画マスタープラン
- 東郷町立地適正化計画
- 東郷町エコプラン



基本目標4 快適に暮らせるまち 【交通環境・住環境・生活基盤】

基本となる施策

04 良好な住環境をつくる

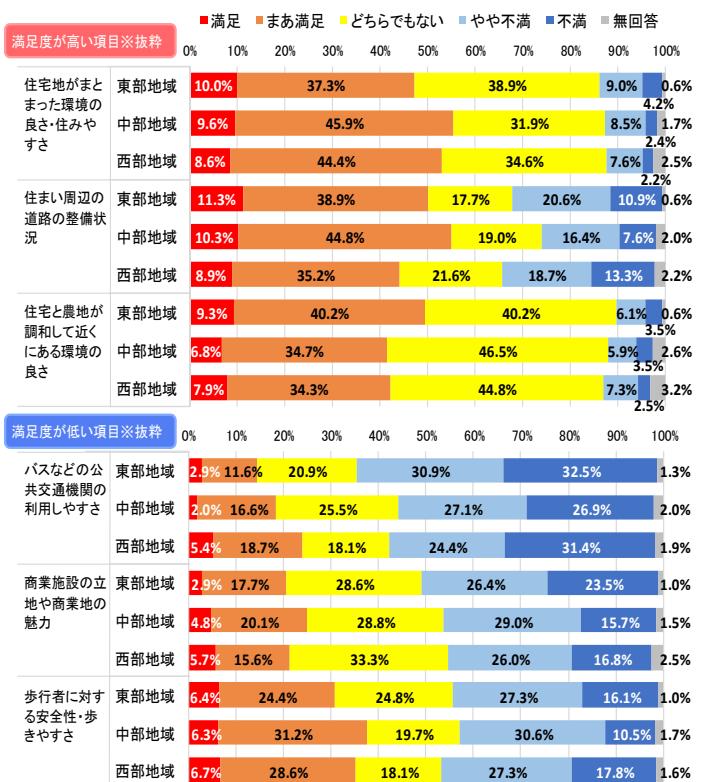
現状と課題

既に土地区画整理事業等による市街地整備が完了している地区においては、良好な住環境と都市基盤施設の維持・保全を図る必要があります。また、面的整備のされていない地区においては、用途地域に加え高度地区を設定することにより高層な建築物を規制し、ゆとりある街並み景観の形成を図るとともに、地区計画等の活用により、生活道路の改善や身近な公園・広場等の整備を進め、地域の特性に合った良好な住環境の形成を図る必要があります。

本町の下水道事業においては、水洗化率100%を目指して、下水道への切替えを進めていくことが課題となっています。維持管理についても管・施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを縮減していくことが必要です。

さらに、上水道については、4市1町で構成する愛知中部水道企業団で広域水道事業として実施しています。節水型社会の進展により水需要の大幅な増加が見込めない中でも、水道施設の経年化に伴う更新、南海トラフ地震を始めとした災害対策を行う必要があります。また、水環境を守るために水源地の自然環境を整える必要があります。

◆町民アンケート【お住まいの地区の暮らしやすさや周りの環境について】



10年後の姿

- まち全体で良好な住環境の形成が進み、住環境の改善・向上が図られています。
- 市街化区域の下水道整備が完了し、衛生的で快適な暮らしを体感できるまちとなっています。
- 安全で安定した水道水の供給が行われています。

目標指標

指標名	単位	現状値	中間値 (2025年)	目標値 (2030年)
東郷町を住みやすいと感じている町民の割合	%	66.5	70.4	74.3



主な施策

施策① 市街地の住環境の向上

- 市街地における地区計画等の推進により住環境の改善を図るとともに、公園・緑地の適正な管理や道路等の公共施設の計画的な修繕等により住環境を維持・保全します。
- 秩序ある土地利用と良好な住環境の形成を図るため、東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例や地区計画制度の運用を推進します。
- 空き家等を有効に利用することによって、住環境の向上を図ります。

施策② 下水道の整備・維持管理

- 市街化区域内の未整備地区を中心に下水道の整備を推進します。
- ストックマネジメント計画に基づき、耐用年数を考慮した維持管理を実施します。
- 下水道への切替えが進むよう町民への情報提供等を行い、水洗化の普及促進を図ります。

施策③ 上水道の安定供給

- 愛知中部水道企業団と連携し、安心で安全な水を安定供給します。
- 水源地の環境保全を図ります。

町民ができること

- 地域の住環境に係るまちづくりの検討に積極的に参加します。
- 下水道の重要性について理解し、地域全体で下水道への接続を積極的に進めます。
- 水源環境保全のための植樹や間伐活動に参加します。
- 水の大切さを認識して節水に努めます。

関連する個別計画

- 東郷町都市計画マスタープラン
- 東郷町流域関連公共下水道事業基本計画
- 東郷町公共下水道ストックマネジメント計画

産業と交流が 盛んなまち

- 農業や商工業が活性化し、持続可能な産業が営まれるまちをつくります。
- 既存店舗と大型商業施設との連携が図られ、にぎわいのあるまちをつくります。
- 働く場が充実し、働きやすい環境が整ったまちをつくります。
- 町民と来訪者の交流や若い世代の定住を促進し、活気のあるまちをつくります。



基本となる施策 01

農業を活性化する 84

基本となる施策 02

商工業を活性化する 86

基本となる施策 03

働く場を充実する 88

基本となる施策 04

まちの魅力の発信と交流人口・定住を増やす 90

基本目標 5 産業と交流が盛んなまち 【産業・雇用・交流】

基本となる施策

01 農業を活性化する

現状と課題

本町は大都市である名古屋市の近郊でありながら、豊かな自然に恵まれ、米作を中心とした農業が町内全域で営まれています。しかし、農業従事者の高齢化や担い手不足は、本町の農業振興にとって大きな課題です。

そのため、農業を成長産業とし、若者にとって魅力あるものとするために、農地の集積・集約、A I 活用等による効率化に加え、有機野菜等付加価値のある作物の生産、特產品の開発、地産地消等を促進させることで、農業の6次産業化を推進し農業所得の向上を図る必要があります。

さらに、農業を経営的に成り立てるためには、消費者に「顔が見え、話ができる」関係を築き、本町の農産物を購入・消費する機会を提供するとともに、直売や農産物加工等の活動を通じて高齢・小規模農家に販売機会を創出するなど、地域農業や関連産業の活性化を行う必要があります。

また、農業は必ずしも生産・販売だけが目的でないという多様性を持つものであり、農業に対して、より多くの人が身近に感じ、関心を持っていただけるよう、ふるさと農園の運営や地元の農産物のP R 等による普及促進を行うことが必要です。

◆軽トラ市の様子



10年後の姿

- 農地の集積・集約化が進み耕作の効率が上がり本町の農業が活性化されています。
- 町内スーパーや農産物直売所に地元の農作物や特產品があふれ、保育所や学校給食での町内産農産物の使用割合も更に多くなり、町民が日常的に地元食材を利用しています。
- 新規就農者が増え、有機野菜等付加価値のある農作物を生産するなど、それぞれが趣向を凝らした新たなビジネスモデルを構築しています。

目標指標

指標名	単位	現状値	中間値 (2025年)	目標値 (2030年)
農業の活性化対策に満足している町民の割合	%	11.8	16.0	20.0

主な施策



施策① 担い手及び新規就農者の育成

- 地域の担い手等への農地の利用集積を進めます。
- 農業経営が効率的に行われるよう支援します。
- 新規就農者の育成や農業者の誘致等により担い手の増加を図ります。

施策② 持続可能な農業の推進

- 食料の安定供給を確保する上で重要な生産基盤である農地の保全を図ります。
- 農地の保全のため、農地バンク制度の更なる活用により遊休農地等の利用を促進します。
- 農業の効率化を図るため、農地の集約化、大区画化^{*1}を進めます。
- A I や I C T 、ロボット技術を活用して超省力・高品質生産を実現する新たな農業の取組であるスマート農業^{*2}に向けた各種の情報提供を実施するとともに、国や県の施策と連携し、各種補助金の活用を支援します。
- 持続的な農業である有機農業を推進していきます。

施策③ 地元農産物の普及促進と新たな商品開発の支援

- 地産地消を推進するとともに、町外にも地元農産物を普及させるため、全国に町の農業を P R します。
- 農協、商工会、農業者等と連携し、魅力的な特産品の商品化に対する支援を行い、町の主要な小売店及び全国に販売できるシステムを検討します。
- 保育所や学校の給食の食材選定に当たっては、できる限り地元食材の活用を図ります。
- 本町の農産物を活用した、広い世代で愛される魅力的な特産品を開発し、農業の活性化を図ります。
- 農業に関心が持てるような農業体験を実施します。

町民ができること

- 食生活に直結する農業に関心を持ち、積極的に地元の農産物や特産物を購入します。
- 町が実施する地産地消の推進に関する施策に協力します。

関連する個別計画

- 東郷町農業基本計画
- 東郷農業振興地域整備計画
- 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

用語解説

^{*1} 大区画化：複数のほ場をまとめて区画の大きい農地にすること。

^{*2} スマート農業：I C T やロボット技術を活用して、省力化・精密化や高品質生産の実現等を推進している新たな農業のこと。

基本目標5 産業と交流が盛んなまち 【産業・雇用・交流】

基本となる施策

02 商工業を活性化する

現状と課題

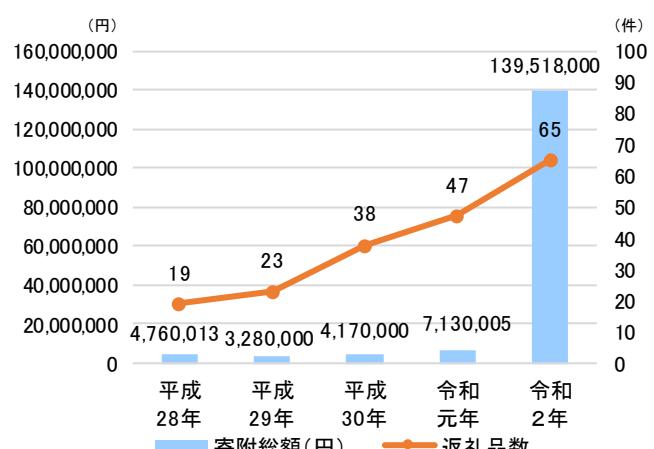
本町では、東郷町企業立地促進条例に基づき、奨励措置を活用して町内企業の拡張や企業誘致を進めています。引き続き当制度を適切に活用するとともに、町内企業との連携を図り、工場等の増設や次世代産業への参入等を促進させることで産業系機能を充実し、町全体の地域経済の向上につなげていく必要があります。

また、令和2年（2020年）に東郷セントラル地区に開業した大型商業施設の集客性を、町内全体の商業の活性化につなげることが重要な課題となっています。そのため、小規模企業及び中小企業への支援の強化等により、町全体の商工業の振興を図る必要があります。

地域に根ざした産業振興のため、これまで開発したローゼルを使った商品に加え、新たな特産品として本町のお米を使った商品の開発を進めており、今後はそれらの商品化に向けた取組が必要です。

さらに、特産品を活用したふるさと納税の返礼品を拡充していくことにより、全国に町の商工業をPRしていくことも重要です。

◆ふるさと納税寄附額と返礼品数の推移



※令和2年度は令和2年12月31日時点の寄附総額、返礼品数

10年後の姿

- 町の中心核はもとより、その他地域においても商工業が活性化し、にぎわいが生み出されています。
- 町の特産品が各地で販売され、ふるさと納税の返礼品として、町の魅力を全国に発信しています。
- 町の支援制度の活用等により、町内企業において産業系機能の充実が図られています。

目標指標

指標名	単位	現状値	中間値 (2025年)	目標値 (2030年)
商工業の活性化対策に満足している町民の割合	%	9.5	13.2	17.0



主な施策

施策① 町内企業の拡張

- 既存店舗と大型商業施設との連携が図られるよう支援します。
- 東郷町企業立地促進条例に基づき、奨励措置を講じることで工場等の増設を促進します。
- 国や県の施策と連携しながら、新技術・新製品等の技術革新の支援、次世代産業への参入の支援を行います。
- 産業系機能の充実を図るため、工業系や研究開発系の新たな産業拠点を形成します。

施策② 中小企業等への支援

- 東郷町小規模企業及び中小企業振興基本条例に基づき、小規模企業及び中小企業に対する支援の強化を図ります。
- 商工業の振興のため、商工会や金融機関、大学等と連携して、小規模企業及び中小企業への支援体制を強化します。
- 社会経済情勢の変化による影響が特に大きい小規模企業の事業の持続的な発展を確保するために必要な支援を講じます。

施策③ 特產品の普及促進と新たな商品開発の支援

- 商工会、農協、農業者等と連携し、魅力的な特產品の商品化に対する支援を行い、町の主要な小売店及び全国に販売できる仕組みを検討します。
- 特產品を活用したふるさと納税の返礼品を拡充していくことで、全国に町の商工業をPRします。

町民ができること

- 地域の店舗等を利用してすることで、町の特產品に親します。
- 地元の魅力・資源を見つめ直し、新たな特產品の発掘及び発信を積極的に行います。



基本目標5 産業と交流が盛んなまち 【産業・雇用・交流】

基本となる施策

03 働く場を充実する

現状と課題

本町は、他市へ通勤している人の割合が7割以上を占めています。また、進学や就職を機に町外に転出する若者も多くなっています。高校生アンケートにおいては、「働く場所が少ないイメージがある」、「働く場所を増やしてほしい」という意見が見られました。若い世代の定住を促進していくためにも、更なる雇用の創出に向けて、若者の就労や創業等に対して、商工会等の関係機関と連携し、身近な支援体制を構築する必要があります。

また、「雇用の質」向上にもしっかりと目を向け、企業の職場環境向上等の取組に対して積極的に支援していく必要があります。

近年では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の制定等を機に、全国的に女性の活躍の機運が急速に高まっており、本町においても、「女性の活躍促進宣言」を掲げ、女性の活躍を全町的に進めています。

今後、更に女性の活躍を進めるためには、一人一人の意識改革と理解の促進が不可欠であり、家庭生活においては、男性女性が共に家事・育児・介護等へ共同して参画することが重要となっています。

◆イクボス宣言の様子



10年後の姿

- 町内の働く場が増えて、新たな雇用が創出されています。
- 町内企業では、若者から高齢者まで誰もが働きがいのある職場環境が整備されています。

目標指標

指標名	単位	現状値	中間値 (2025年)	目標値 (2030年)
働く場や機会に満足している町民の割合	%	11.4	16.0	20.0

主な施策



施策① 創業支援体制の構築

- 近隣市、商工会、金融機関及びその他関係団体と連携し、創業支援体制を構築します。
- 創業者の新たなビジネス創出を支援するため、創業者に対する相談・支援体制の強化を図ります。

施策② 若者の就労支援

- 無職やひきこもりの方等、働きたいけれど働けずにいる若者の就労を支援するため、相談窓口の設置や各種情報の発信を実施します。

施策③ 働きがいの創出

- 働きがいのある職場づくりについて、相談窓口を設置し、先進事例等の情報を発信します。
- 高齢者の働きがい等の促進を担うシルバー人材センターを支援します。

施策④ ワーク・ライフ・バランスの推進

- 仕事と生活の調和が図れるように働き方の改革を推進します。
- 就労形態の多様化や育児休業等に積極的に取り組む企業の拡大を促進します。

町民ができること

- 町民一人一人が自らの仕事と生活の調和のあり方を考え、家庭や地域の中で積極的に役割を果たします。
- 事業者は、ワーク・ライフ・バランスを考慮した柔軟な育児や介護に関する休暇の取得を促進します。

関連する個別計画

- 東郷町男女共同参画プラン
- 創業支援事業計画

基本目標5 産業と交流が盛んなまち 【産業・雇用・交流】**基本となる施策****04 まちの魅力の発信と交流人口・定住を増やす****現状と課題**

本町には、愛知池や歴史的建築物、文化財、産業等の本町固有の貴重な地域資源があります。加えて、東郷セントラル地区では令和2年（2020年）に大型商業施設が開業し、今後は住宅地の整備等が見込まれ、にぎわいと活気あふれる新たなまちが形成されていくことが期待されます。

将来的に少子高齢化の進展が見込まれる中で、人口を維持し、地域の活力を維持・向上させていくためには、町民の方々に地域の魅力を再確認してもらい、シビックプライド^{※1}の醸成を図り、町内在住者の定住促進につなげていくことが重要です。

さらに、町内だけでなく、町外の方々に対しても本町に住むことの魅力や住みよさを発信していくことにより、交流人口、関係人口や新たな定住者の増加につなげていくことも重要です。

◆シティプロモーション「ちょうど級タウン 東郷町」**10年後の姿**

- 町民が地域資源の魅力を再認識し、本町に対する愛着や誇りを持つ人が増えています。
- 本町の魅力の発信により町外の方々の関心が高まり、来訪者や定住者が増加しています。

目標指標

指標名	単位	現状値	中間値 (2025年)	目標値 (2030年)
東郷町に住み続けたいと考える町民の割合	%	81.7	85.3	90.6



主な施策

施策① シビックプライドの醸成

- 自然、歴史・文化、産業、食、人物等の本町が有する地域資源の魅力を掘り起こし、町民と共に共有するための取組を推進します。
- 子どもたちに対し、「ふるさと教育」を推進することにより、まちに対する愛着と誇りを醸成し、定住促進につなげます。

施策② シティプロモーション^{*2}の推進

- SNS^{*3}等の多様なメディアやシティプロモーション動画等を活用し、本町の魅力を効果的に発信します。
- A I 等の新技術を活用した情報発信を推進します。
- 東郷セントラル地区を中心とした商業施設等が集約する魅力ある都市拠点を町外に発信し、周辺都市からの交流人口の増加につなげます。

施策③ 移住・定住の促進

- 情報発信の強化や制度の構築等、移住・定住を促進するための取組を推進します。

町民ができること

- 本町の地域資源の魅力を再確認し、町内外の人に発信します。
- 町政に関心を持つとともに、まちづくり等に参加することで、本町に対する愛着や誇りを深めています。



東郷町イメージキャラクター
トッピィ

用語解説

*1 シビックプライド：町民がまちに対して持つ誇りのこと。

*2 シティプロモーション：町民のまちへの愛着の形成のほか、地域の売り込みや自治体名の知名度の向上を図るなど、自らの地域のイメージを高めるための活動。

*3 SNS : Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービス。

みんなでつくるまち

- 町民の参画と協働によりまちづくりを進めます。
- 町民が活躍できるまちづくりを進めます。
- 大学や事業者、周辺自治体等、多様な組織との連携によりまちづくりを進めます。
- 健全で効率的な行財政運営を進めます。



基本となる施策 01

協働のまちづくりを進める 94

基本となる施策 02

自分らしく輝ける社会づくりを進める 96

基本となる施策 03

地域交流を促進する 98

基本となる施策 04

将来を見据えた行財政運営を進める 100

基本となる施策 05

多様な組織の連携を強化する 102

基本目標 6 みんなでつくるまち【参画・協働】

基本となる施策

01 協働のまちづくりを進める

現状と課題

ライフスタイルの多様化や少子高齢化の進展等、社会環境の変化に伴い、町民ニーズや地域が抱える課題も多様化・複雑化し、行政だけでは対応が難しい課題も多くなっています。

公共的な分野においても、町民を始め、NPO、各種団体、大学等の多様な主体と行政が連携し、地域課題の解決や町民ニーズへの対応等が期待されており、町民等の行政への参画を推進する必要があります。また、地域の多様な生活課題やまちづくり課題に対応していくため、町民等が主体的に取り組めるような様々な方法を確立する必要があります。

近年、スマートフォンの普及とともに、SNSの利用が増えており、地域住民の手に届く情報発信や町民の声を広く集めるための手段として、SNSを有効に活用することが重要です。そして、多様化するSNSから、その時々の利用率や利用者属性を考慮し、その特性に応じたものを選択して効果的に活用していく必要があります。

また、報道機関への積極的な情報提供により報道される情報は、速報性や広域性に優れているため、町民等への情報発信の有効な手段であり、その目的に応じた効果的な情報発信手段を選択することが重要です。

さらに、町民と行政の協働のまちづくりを推進するためには、こうした情報の提供だけでなく、意見や提言を広く聞くとともに、町民の活動場所の提供等、町民活動の支援を行うことで、町民等と行政が支え合う協働体制を構築していく必要があります。

◆東郷町公式LINE



10年後の姿

- 多様な情報発信手段を活用して効果的に町政情報が発信され、町政への関心が高まっています。
- 誰もが気軽に参加できる機会が設けられ、また、新たな情報ツールを活用することにより、時間や場所にとらわれることなく町民の声が集まっています。
- 区・自治会やNPO等の各種団体と行政との協働により、地区の特性を生かした魅力あるまちづくりが進められています。

目標指標

指標名	単位	現状値	中間値 (2025年)	目標値 (2030年)
住民参画や協働の主体として町政に関わりたいと思う町民の割合	%	13.9	24.5	35.0



主な施策

施策① 多様な主体の協働体制の構築

- 町民自らがまちづくりの主役であることを認識し、職員については意識改革を図るなど、町民と行政の双方の協働意識の醸成を図ります。
- 町民だけでなく、NPOや各種団体、大学等の多様な主体と行政が対等な立場で協働のまちづくりを推進できるよう、町民等と行政が支え合う協働のルールづくりを行います。

施策② 広報の充実

- 多様化するSNSから町政情報を提供する手段として適したものを選択し、情報発信を行います。
- 「伝わる」広報紙の作成、ICTの活用、報道機関への積極的な情報提供により、効果的な情報発信を行います。
- 情報公開制度に基づく情報公開のほか、行政運営情報の自主的な公表に努めます。
- 個人情報保護に配慮し、適切な情報発信を行います。

施策③ 広聴の充実

- タウンミーティングやパブリックコメントの周知方法・実施回数等をその都度検討し、広く町民に参加を呼び掛けることにより、町民からの意見や提言等を広く聴き、まちづくりに生かします。
- SNS等のツールを活用し、町民等との双向コミュニケーションを図ります。

施策④ 町民活動の支援

- 町民が自ら学び、活動する拠点として町民活動センター等の場を提供します。
- 町民による社会参加活動が活発化するよう、活動を支援します。
- 町民団体等による地域の課題及び地域の活性化に向けた活動を支援します。

町民ができること

- 町政に関心を持ち、町が提供する情報ツールや情報公開制度を利用して行政情報を共有し、積極的に町政に参画して意見の発信に努めます。
- 住んでいる地域に関心を持ち、地域活動へ積極的に参画します。

基本目標 6 みんなでつくるまち【参画・協働】**基本となる施策****02 自分らしく輝ける社会づくりを進める****現状と課題**

本町では、「東郷町平和都市宣言」を掲げ、平和の大切さを次代に継承していくとともに、恒久平和の実現に向けて努力していく意思を示しました。今後も平和の尊さを認識し、平和に対する意識の高揚、平和教育を推進していくことが必要です。

さらに、全ての人がその人権や多様性を尊重され、職場や家庭、地域等あらゆる分野において活躍できる社会を目指す必要があります。

一方、固定的な性別役割分担意識や男女の不平等感が未だ残っていることや、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）※の方に対する配慮等の新たな課題も生まれているほか、配偶者等の親しい間柄での暴力（DV）が未だ根絶できていないことが課題となっています。

これらの課題に取り組みながら、平和を実感でき、人権が尊重され、性別にかかわらず、誰もが自分らしく輝ける社会の実現を目指していく必要があります。

10年後の姿

- 平和の大切さが継承されています。
- 互いに人権を尊重し、性別にかかわりなく個性や能力が発揮できる社会になっています。
- 相談しやすい環境が整備され、DV被害が減少しています。

目標指標

指標名	単位	現状値	中間値 (2025年)	目標値 (2030年)
性別にかかわらず個性と能力を発揮できる環境に満足している町民の割合	%	10.1	13.4	16.7

用語解説

*性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）：女性同性愛者や男性同性愛者、両性愛者、体の性と心の性が一致しない方、自身の性自認が定まっていない方（LGBTQと呼ばれる）等が含まれる。

◆東郷町平和都市宣言

東郷町平和都市宣言

世界の恒久平和は、人類共通の願いです。

しかし、世界各地では、今もなお、戦争や武力紛争、テロ行為、核兵器の保有などにより、人々の尊い命と平和な暮らしが脅かされています。

世界で唯一の核兵器による被爆国として、二度とあの悲惨な戦争の歴史を繰り返すことのないよう、わたしたちは、平和の大切さを、未来を担う世代に継承していく責任があります。

昭和から平成、そして、令和へと時代が移りゆく今、東郷町は、平和の誓いを新たにし、ここに、恒久平和の実現に努力する「平和都市」であることを宣言します。

令和元年6月24日 東郷町

Peace Town Declaration of Togo Town

An eternal world peace is the hope that we human being have in common.

Not a few people in the world, however, are still threatened of their precious life or peaceful daily living at this very moment, because of wars, armed conflicts, terrorist acts, and possessions of nuclear weapons.

As the only nation in the world to have experienced nuclear weapons, we are obliged to convey the importance of peace to the next generation, who creates our future, so that we will never ever repeat our tragic history of the wars.

Today, when the Japanese imperial era is changing from Showa to Heisei, then now to Reiwa, we, as the town of Togo, will renew our commitment for peace, strengthen our determination to strive for the eternal world peace, and hereby declare ourselves as being a "Peace Town."

June 24, 2019 (Reiwa 1), Togo Town

主な施策



施策① 平和の啓発と人権の尊重

- 戦争が二度と繰り返されることがないよう、平和の大切さを次代に継承していくための平和教育を推進します。
- 人権の尊重に対する理念等に対する理解を深められるよう人権啓発を推進します。
- 多様性を尊重する意識の醸成を図ります。

施策② 男女共同参画の推進

- 家庭、地域、職場等、あらゆる分野において、性別によらない意識を醸成するための教育・学習の機会を充実します。
- 性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の方に対する理解の促進を図ります。
- DVについて周知を図り、相談体制を充実し、必要時には速やかに専門機関につないでいきます。
- 町民と行政との協働の場において、町の基本的な政策や計画を策定する際に設置する審議会等に積極的に女性を登用します。
- 女性の能力開発のための学習機会等の情報提供をします。

町民ができること

- 家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、誰もが社会の対等な構成員であるという認識を持ち、互いの人権を尊重して行動します。

関連する個別計画

- 東郷町男女共同参画プラン

基本目標6 みんなでつくるまち【参画・協働】**基本となる施策**

03 地域交流を促進する

現状と課題

地域の多様な課題を地域で解決するため、区・自治会組織を強化し、町民一人一人が人や地域とのつながりを大切にしながら、町民が主体的に課題へ取り組める仕組みを確立する必要があります。そのためには、区・自治会への加入を促進するとともに、ご近所同士の助け合い、支え合い、つながりがある地域づくりを推進するため、コミュニティ意識を高め、地区コミュニティ活動の重要性を啓発していくことが更に必要となっています。

一方で、本町においても都市化の進展に伴い、地縁的なつながりが徐々に希薄化してきており、社会の変化に対応したコミュニティのあり方を検討していくことが必要です。

地方創生の観点では、年齢や障がいの有無等を問わず、移住者や関係人口、地域住民等を対象とした、誰もが居場所と役割を持つコミュニティづくりを推進することが求められており、生涯にわたって誰もが活躍できるまちを形成していくことが重要です。

本町では、町民全体が参加できる交流事業を行っているものの、時代の流れとともに关心や期待も変化しており、変化に対応した事業のあり方が課題となっています。

◆文化産業まつりの様子

10年後の姿

- 地域でできることは地域で解決するという理念のもと、活発な地区コミュニティ活動が行われ、地区の絆が深まっています。
- 各種お祭りやイベントに多くの町民、事業者、各種団体が参加して、町民相互の絆が深まっています。

目標指標

指標名	単位	現状値	中間値 (2025年)	目標値 (2030年)
地区・世代間の人々の交流に満足している町民の割合	%	16.5	21.0	25.0



主な施策

施策① コミュニティ活動の推進と活性化

- コミュニティ活動の推進と活性化への取組に対して支援します。
- 地域活動や各種行事への参加を促進するとともに、コミュニティ活動に必要な情報提供に努めます。
- 社会の変化に対応したコミュニティのあり方を検討します。

施策② 全世代・全員活躍型の地域づくり

- 区・自治会が子ども会、老人クラブ等各種団体と連携し、地域交流を促進し、全世代誰もが活躍できる地域づくりを支援します。
- 高齢者同士や、子どもと高齢者の世代間交流を推進します。

施策③ 町民相互の絆を深める

- 年齢や障がいの有無等を問わず、誰もが居場所と役割を持つコミュニティづくりを推進します。
- 町民が参加したくなるような魅力あるお祭りやイベントを実施します。
- 町民と行政の協働による各種イベントを充実するとともに、町民、事業者、各種団体を主体としたイベントに対して支援します。

町民ができること

- 区・自治会へ加入し、積極的に活動します。
- より良い地域づくりを目指し、地域課題の解決に関わります。
- お祭りやイベントに積極的に参加します。



基本目標6 みんなでつくるまち【参画・協働】

基本となる施策

04 将来を見据えた行財政運営を進める

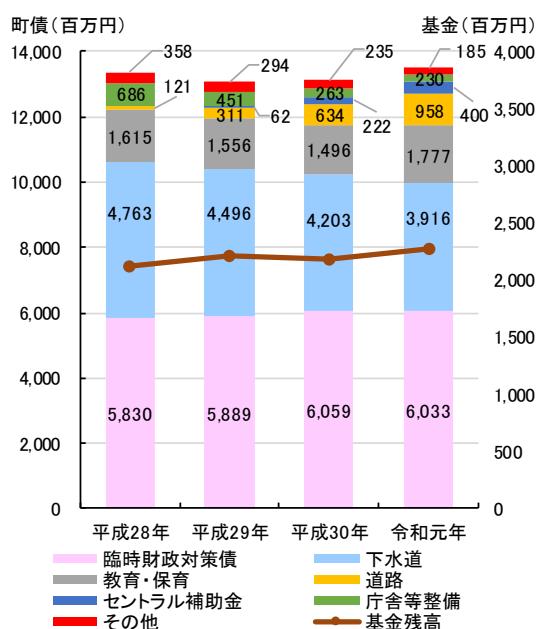
現状と課題

時代や生活環境の変化とともに多様化・高度化する町民ニーズに的確に対応していくため、総合的・横断的な課題に対応できる組織が必要です。また、職員数については、限られた職員体制でより効果的・効率的に業務を遂行する必要があります。

町税の収納率は、納税に関する啓発や納税催告の実施により高い水準にあり、納税の基本である自主納付・納期内納付が納税者に浸透してきています。さらに、役場、金融機関・郵便局窓口での納付だけではなく、口座振替、コンビニエンスストア納付、スマートフォン決済アプリによる納付等の多様な納税手段を確保し、納税者の利便性の向上に努めています。今後も時代の変化に合わせた納付手段の研究を行い、更なる収納率の向上に努める必要があります。

また、本町が保有する公共施設等の多くは、老朽化が進行しており、近い将来には多くの施設が更新の時期を迎ることが予想され、今後は公共施設等の修繕・更新に多額の費用が必要になることが見込まれます。このため、将来を見据えた財政運営に取り組むとともに長期的な視点を持って、公共施設等の利活用の促進や長寿命化等を計画的に進めていく必要があります。

◆町債・基金残高の推移



10年後の姿

- 町民にわかりやすく、効果的・効率的な行政運営が行われています。
- 自主財源が増加し、財政基盤が強化されています。
- 町民にとって真に必要とされる行政サービスを精査した上で、的確な予算編成を行い、安定した財政運営が図られています。
- 公共施設等の修繕・更新が計画的に行われ、町民が快適に利用でき、利用率が向上しています。

目標指標

指標名	単位	現状値	中間値 (2025年)	目標値 (2030年)
健全な財政運営に満足している町民の割合	%	11.3	15.5	19.7



主な施策

施策① 最新技術や民間活力を活用した行政サービスの向上

- 様々な技術や民間企業の資金やノウハウの更なる活用を進め、利用しやすい行政サービスを提供します。
- A I や I C T 等の新技術を積極的に取り入れ、事務の効率化を図ります。

施策② 行政組織の適正化と人材育成

- 的確な事務量把握に努め、適正な人員配置を行います。
- 組織の若返りに伴う経験不足を補うとともに、社会情勢の変化や高度化する町民ニーズに対応するため、職員研修の充実を図り、人材の育成に努めます。

施策③ 安定した財政運営

- 企業誘致や保有資産の有効活用等により、安定した自主財源を確保し財政の基盤強化を図ります。
- 中長期的な視点に立ち、健全な財政運営を推進します。
- 受益者負担の適正化を図ります。
- 納税者のライフスタイルの多様化、キャッシュレス化に対応するための納税手段の研究を継続し、納税者の利便性を向上させます。
- 収納率を向上させるために、効果的な納税催告と納税相談を実施します。

施策④ 町有施設の総合管理

- 長期的な視野で公共施設等の効果的・効率的なマネジメントを推進します。
- 公共施設等の管理・運営・整備において、民間企業の資金やノウハウの活用を検討します。

町民ができること

- 町の財政状況に关心を持ちます。また、町民にとって必要とされる行政サービスに適切な予算が編成されているか注視します。
- 税金に係る正しい情報を取得し、税金について理解を深めます。
- 納税者は、納期限内に納税を行います。

関連する個別計画

- 東郷町公共施設等総合管理計画
- 各施設長寿命化計画

基本目標 6 みんなでつくるまち【参画・協働】**基本となる施策**

05 多様な組織の連携を強化する

現状と課題

本町では、町単独で取組が困難なごみ処理や消防・救急、水道の事業について、近隣市と連携して実施しています。町民の多様な行政ニーズに対応していくためには、周辺自治体と連携し、更なる効率的な運営や新たな事業についての検討を進める必要があります。

本町と日進市、みよし市、豊明市、長久手市の5市町により尾三地区自治体間連携協力に関する基本協定を締結し、それぞれの資源や機能等の活用を進めながら、幅広い分野で連携協力することにより、地域社会の持続的な発展、地域の課題への対応と地域交流の活性化を図っています。

今後、将来の人口減少や超高齢社会を見据え、行政サービスの維持や新たに生じる様々な課題への対応、効率的な行政機能の運営のためには、自治体間のより一層の連携が求められます。

さらに、限られた人的・財政的資源の中、行政単独では取り組むには難しい課題については、産官学等の連携や、他の自治体と広域的な連携を推進していくことも重要です。

◆尾三地区の自治体

10年後の姿

- 近隣との自治体間連携や産官学等の連携、広域的な連携が進み、町民サービスの向上と効果的・効率的な行政運営がなされています。

目標指標

指標名	単位	現状値	中間値 (2025年)	目標値 (2030年)
周辺市との広域的な連携の強化に満足している町民の割合	%	11.5	14.6	17.7



主な施策

施策① 近隣自治体間の行政連携

- 近隣市との連携を密にして、一部事務組合※等の効果的・効率的な管理運営に努めます。
- 近隣市との連携を密にして、新たな連携事業の検討を行い、既に連携している事業については、より効果的・効率的な管理運営に努めます。
- 地域資源の相互活用に関する検討します。
- 今後の動向に応じ、火葬場等広域的な観点が必要な施設の整備のあり方を検討します。

施策② 大学や事業者等との連携

- 産官学等の連携や、民間企業のサービス活用により、効果的な事業を実施します。
- I o T・A I・ロボット等先端技術について、大学等の研究成果を活用したまちづくりの展開方法を検討します。

施策③ 広域的な連携

- 町民サービスの安定供給やサービス向上のため、近隣市以外の自治体と新たな広域連携について研究します。

町民ができること

- 広域連携による行政サービスや一部事務組合等による行政サービスを利用します。
- 産官学等の連携による新しいサービスを利用します。

用語解説

※一部事務組合：都道府県、市町村及び特別区が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体のこと。

計画の進行管理

(1) 目標指標の設定

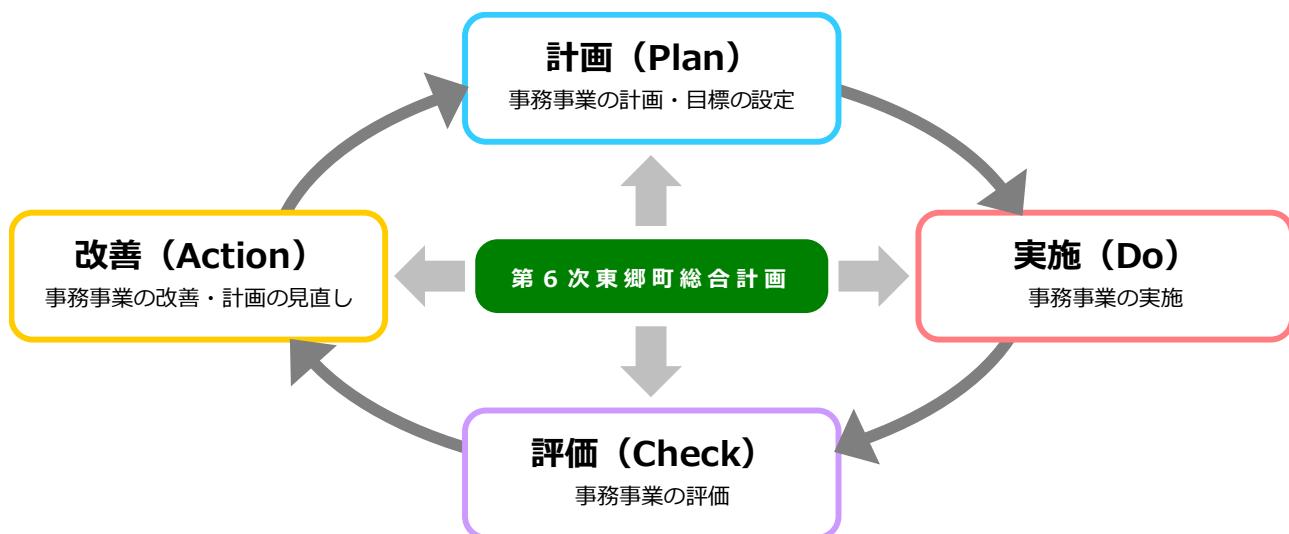
基本となる施策ごとに、住民意向調査での満足度調査等により測定される指標を設定しました。住民意向調査を定期的に実施することにより、指標の達成度を把握します。

(2) 実施計画の策定と行政評価の連動

基本計画に位置付けた各施策を推進していくため、向こう3年間の主要な取組を具体化した実施計画を策定します。実施計画は、毎年度見直しを行うローリング方式で策定します。

また、事務事業の計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）を繰り返すPDCAサイクルを基本とする行政評価を通じて、事業の見直しや新たな事業の立案を行い、次年度の実施計画や予算編成で具体化します。

こうしたサイクルを着実に実施することで、総合計画に掲げる目標指標や10年後の姿の実現に向けて、予算や人材等行政資源の効果的な配分を行います。そして、計画期間の中間年には施策の進捗を評価し、住民意向調査の結果等を踏まえ、必要に応じて基本計画の見直しを行います。



(3) 予算編成との連動

第6次東郷町総合計画を実現するためには、長期的な財政見通しと、健全な財政運営による財源の裏付けが必要となります。実施計画と、行政評価及び予算編成が連動するよう適切な進行管理を行い、総合計画の実現に向けた効率的・効果的な行政運営を行っていきます。

■第6次東郷町総合計画とSDGsとの対応

基本構想で定める将来都市像の実現

基本計画									
基本目標	SDGsとの関係								
1 誰もが元気に暮らせるまち 【健康・医療・福祉】	 1 穷困をなくそう  2 飲食をゼロに  3 すべての人に健康と福祉を  4 質の高い教育をみんなに  8 働きがいも経済成長も  10 人や国の不平等をなくそう  17 パートナーシップで目標を達成しよう								
2 子どもがのびのび育つまち 【子育て・教育・文化】	 1 穷困をなくそう  2 飲食をゼロに  4 質の高い教育をみんなに  10 人や国の不平等をなくそう  11 住み続けられるまちづくりを  16 平和と公正をすべての人に  17 パートナーシップで目標を達成しよう								
3 安全・安心で、自然と共生するまち 【安全・安心、自然・生活環境】	 3 すべての人に健康と福祉を  6 安全な水とトイレを世界中に  7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに  11 住み続けられるまちづくりを  12 つくる責任つかう責任  13 気候変動に具体的な対策を  14 海の豊かさを守ろう  15 陸の豊かさも守ろう  16 平和と公正をすべての人に  17 パートナーシップで目標を達成しよう								
4 快適に暮らせるまち 【交通環境・住環境・生活基盤】	 6 安全な水とトイレを世界中に  9 産業と技術革新の基礎をつくろう  11 住み続けられるまちづくりを								
5 産業と交流が盛んなまち 【産業・雇用・交流】	 2 飲食をゼロに  4 質の高い教育をみんなに  5 ジェンダー平等を実現しよう  8 働きがいも経済成長も  9 産業と技術革新の基礎をつくろう  17 パートナーシップで目標を達成しよう								
6 みんなでつくるまち 【参画・協働】	 4 質の高い教育をみんなに  5 ジェンダー平等を実現しよう  9 産業と技術革新の基礎をつくろう  10 人や国の不平等をなくそう  16 平和と公正をすべての人に  17 パートナーシップで目標を達成しよう								

資料編

1. 目標指標一覧	108
2. 策定体制	112
3. 策定経過	113
4. 総合計画審議会	114
5. 町民参画	117
6. 庁内検討組織	123
7. 索引	126



1. 目標指標一覧

1 誰もが元気に暮らせるまち

基本となる施策	目標指標	現状値 (2018年) (H30)	中間値 (2025年) (R7)	目標値 (2030年) (R12)	中間値及び目標値の考え方
1 健康づくりを推進する	健康づくりなどの保健事業に満足している町民の割合	33.8%	39.5%	45.0%	H21 住民意向調査(H23 現状値)と H30 住民意向調査の伸び率を見込む(中間値は半分)
2 地域福祉を充実する	社会保障制度の適切な運用に満足している町民の割合	14.3%	17.7%	21.0%	H30 住民意向調査の5段階の回答のうち、「不満」と回答した人を「満足」・「やや満足」に上げる(R12も同様)
3 障がいのある方がいきいきと暮らせる	障がい者(児)への福祉サービスに満足している町民の割合	12.3%	22.3%	25.6%	R7 は、現状値から 10%増、R12 は、H21 住民意向調査(H23 現状値)と H27 住民意向調査の伸び率を見込む
4 高齢者がいきいきと暮らせる	高齢者への福祉サービスに満足している町民の割合	18.2%	28.2%	34.0%	R7 は、現状値から 10%増、R12 は、H21 住民意向調査(H23 現状値)と H27 住民意向調査の伸び率を見込む
5 運動・スポーツを推進する	スポーツに参加できる環境に満足している町民の割合	22.4%	27.0%	30.0%	R7 は、現状値から 4.6%増、R12 は、H27 住民意向調査と H30 住民意向調査の伸び率程度を見込む
	定期的に運動・スポーツをしている町民の割合	41.9%	45.8%	50.0%	H21 住民意向調査(H23 現状値)と H30 住民意向調査の伸び率程度を見込む(中間値は半分)

2 子どもがのびのび育つまち

基本となる施策	目標指標	現状値 (2018年) (H30)	中間値 (2025年) (R7)	目標値 (2030年) (R12)	中間値及び目標値の考え方
1 子育てしやすい環境をつくる	子育て支援サービスに満足している町民の割合	30.2%	40.2%	47.7%	R7 は、現状値から 10%増、R12 は、H30 住民意向調査の5段階の回答のうち、「やや不満」と回答した人を「満足」・「やや満足」に上げる
	安心して子どもを産み育てられるまちと思う町民の割合	50.0%	53.0%	55.8%	H27 住民意向調査と H30 住民意向調査の伸び率を見込む(中間値は約半分)
2 健やかな子どもを育てる	小中学校の教育内容や教育環境に満足している町民の割合	22.6%	25.0%	30.0%	H30 住民意向調査の5段階の回答のうち、「不満」と回答した人を「満足」・「やや満足」に上げる(R12も同様)

基本となる施策	目標指標	現状値 (2018年) (H30)	中間値 (2025年) (R7)	目標値 (2030年) (R12)	中間値及び目標値の考え方
3生涯を通じた学びを推進する	教養講座など生涯学習の機会に満足している町民の割合	15.5%	25.0%	34.6%	H30住民意向調査の5段階の回答のうち、「不満」・「やや不満」と回答した人を「満足」・「やや満足」に上げる(R12も同様)
4地域文化を大切にする	文化財の継承・保存に満足している町民の割合	12.6%	14.4%	16.2%	H30住民意向調査の5段階の回答のうち、「不満」と回答した人を「満足」・「やや満足」に上げる(R12も同様)
5多文化の人々が共生できる社会をつくる	国際理解・国際交流の推進に満足している町民の割合	6.1%	10.0%	13.5%	H30住民意向調査の5段階の回答のうち、「不満」と回答した人を「満足」・「やや満足」に上げる(R12も同様)

3 安全・安心で、自然と共生するまち

基本となる施策	目標指標	現状値 (2018年) (H30)	中間値 (2025年) (R7)	目標値 (2030年) (R12)	中間値及び目標値の考え方
1犯罪や交通事故等の少ない安全・安心なまちをつくる	普段から防犯に心がけている町民の割合	65.1%	70.0%	75.0%	H30住民意向調査の5段階の回答のうち、「思わない」・「あまり思わない」と回答した人を「そう思う」・「まあそう思う」に上げる(中間値は半分)
	交通安全対策に満足している町民の割合	25.2%	30.7%	36.2%	H21住民意向調査(H23現状値)とH30住民意向調査の伸び率を見込む(R12も同様)
2災害に強いまちをつくる	地震や風水害などの災害に備えている町民の割合	39.6%	43.7%	47.8%	H21住民意向調査(H23現状値)とH30住民意向調査の伸び率を見込む(R12も同様)
	地震や風水害などの防災対策に満足している町民の割合	15.3%	20.4%	25.5%	H21住民意向調査(H23現状値)とH30住民意向調査の伸び率を見込む(R12も同様)
3緑豊かなまちを守る	自然環境の保全や創出に満足している町民の割合	14.6%	18.2%	21.8%	H30住民意向調査の5段階の回答のうち、「不満」と回答した人を「満足」・「やや満足」に上げる(R12も同様)
4環境にやさしいまちをつくる	普段から省エネを心がけている町民の割合	68.1%	73.0%	78.0%	H30住民意向調査の5段階の回答のうち、「思わない」・「あまり思わない」と回答した人を「そう思う」・「まあそう思う」に上げる(中間値は半分)
	普段からリサイクルに心がけている町民の割合	72.3%	77.0%	81.2%	H21住民意向調査(H23現状値)とH30住民意向調査の伸び率を見込む(中間値は半分)

基本となる施策	目標指標	現状値 (2018年) (H30)	中間値 (2025年) (R7)	目標値 (2030年) (R12)	中間値及び目標値の考え方
5美しいまちをつくる	美しい街並み景観に満足している町民の割合	14.9%	19.0%	23.0%	H30 住民意向調査の5段階の回答のうち、「不満」と回答した人を「満足」・「やや満足」に上げる(中間値は約半分)

4 快適に暮らせるまち

基本となる施策	目標指標	現状値 (2018年) (H30)	中間値 (2025年) (R7)	目標値 (2030年) (R12)	中間値及び目標値の考え方
1公共交通を利用しやすくする	バスなどの公共交通機関の整備に満足している町民の割合	13.4%	21.6%	25.5%	R7は、第5次総合計画の中間年の目標値、R12は、現状値に対して、H30 住民意向調査の5段階の回答のうち、「不満」と回答した人の約半分を「満足」・「やや満足」に上げる
2安心して通行できる道路を整備する	道路の整備に満足している町民の割合	16.0%	25.0%	30.0%	H30 住民意向調査の5段階の回答のうち、「不満」と回答した人を「満足」・「やや満足」に上げる(中間値は約半分)
3魅力ある市街地を整備する	開発による住宅地の整備に満足している町民の割合	16.7%	20.8%	25.0%	H21住民意向調査(H23現状値)とH30住民意向調査の伸び率を見込む(R12も同様)
4良好な住環境をつくる	東郷町を住みやすいと感じている町民の割合	66.5%	70.4%	74.3%	H21住民意向調査(H23現状値)とH30住民意向調査の伸び率を見込む(R12も同様)

5 産業と交流が盛んなまち

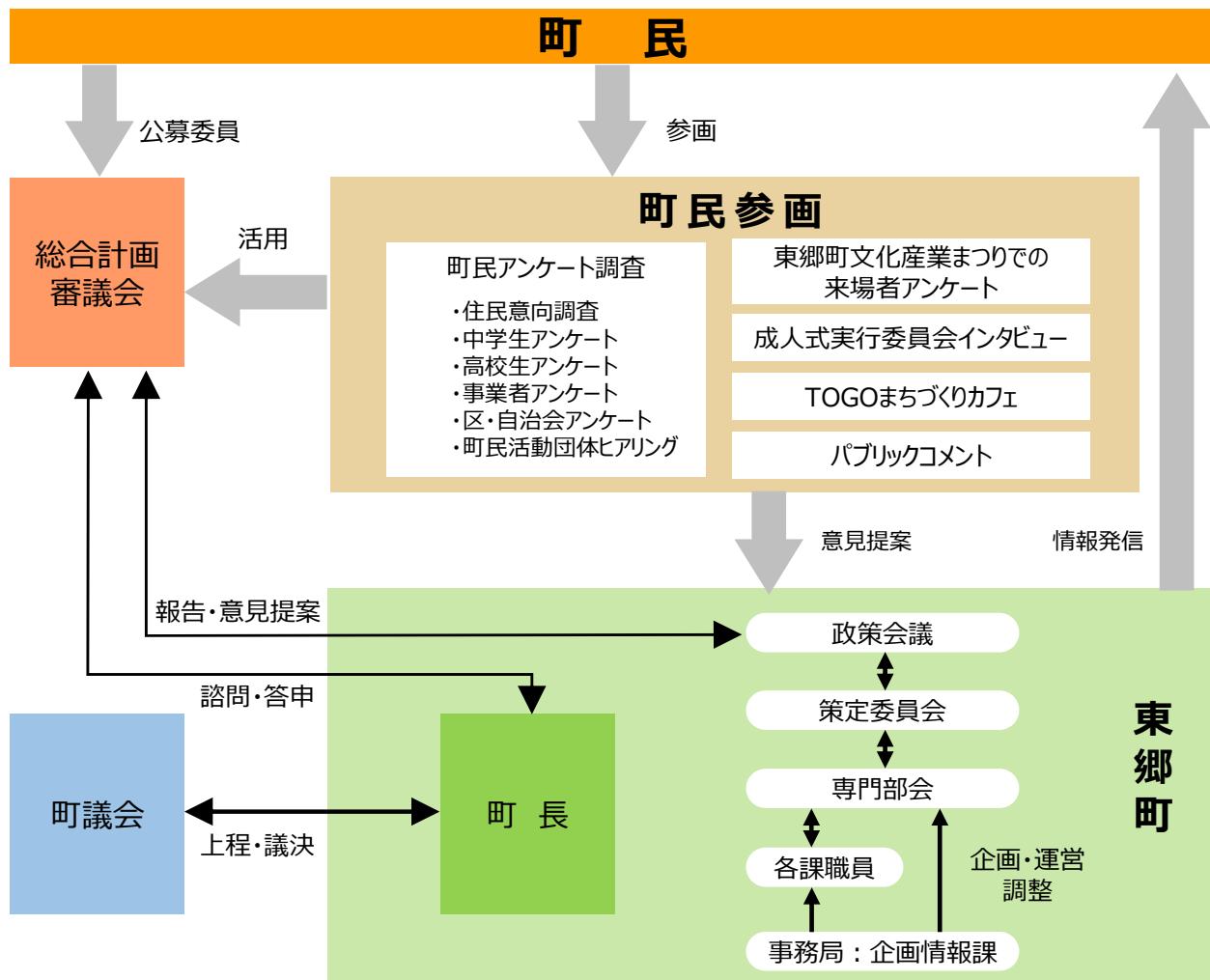
基本となる施策	目標指標	現状値 (2018年) (H30)	中間値 (2025年) (R7)	目標値 (2030年) (R12)	中間値及び目標値の考え方
1農業を活性化する	農業の活性化対策に満足している町民の割合	11.8%	16.0%	20.0%	H21 住民意向調査(H23 現状値)と H30 住民意向調査の伸び率程度を見込む(R12も同様)
2商工業を活性化する	商工業の活性化対策に満足している町民の割合	9.5%	13.2%	17.0%	H21 住民意向調査(H23 現状値)と H30 住民意向調査の伸び率を見込む(R12も同様)
3働く場を充実する	働く場や機会に満足している町民の割合	11.4%	16.0%	20.0%	H21 住民意向調査(H23 現状値)と H30 住民意向調査の伸び率を見込む(R12も同様)

基本となる施策	目標指標	現状値 (2018年) (H30)	中間値 (2025年) (R7)	目標値 (2030年) (R12)	中間値及び目標値の考え方
4まちの魅力の発信と交流人口・定住を増やす	東郷町に住み続けたいと考える町民の割合	81.7%	85.3%	90.6%	R7は、H27住民意向調査とH30住民意向調査の伸び率を見込み、R12は、現状値に対して、H21住民意向調査(H23現状値)とH30住民意向調査の伸び率を見込む

6 みんなでつくるまち

基本となる施策	目標指標	現状値 (2018年) (H30)	中間値 (2025年) (R7)	目標値 (2030年) (R12)	中間値及び目標値の考え方
1協働のまちづくりを進める	住民参画や協働の主体として町政に関わりたいと思う町民の割合	13.9%	24.5%	35.0%	H30住民意向調査の5段階の回答のうち、「あまり思わない」と回答した人を「そう思う」・「まあそう思う」に上げる(中間値は半分)
2自分らしく輝ける社会づくりを進める	性別にかかわらず個性と能力を發揮できる環境に満足している町民の割合	10.1%	13.4%	16.7%	H27住民意向調査とH30住民意向調査の伸び率を見込む(R12も同様)
3地域交流を促進する	地区・世代間の人々の交流に満足している町民の割合	16.5%	21.0%	25.0%	H30住民意向調査の5段階の回答のうち、「やや不満」と回答した人を「満足」・「やや満足」に上げる(中間値は約半分)
4将来を見据えた行財政運営を進める	健全な財政運営に満足している町民の割合	11.3%	15.5%	19.7%	H21住民意向調査(H23現状値)とH30住民意向調査の伸び率を見込む(R12も同様)
5多様な組織の連携を強化する	周辺市との広域的な連携の強化に満足している町民の割合	11.5%	14.6%	17.7%	H27住民意向調査とH30住民意向調査の伸び率を見込む(R12も同様)

2. 策定体制



3. 策定経過

年度	月	総合計画審議会	庁内		市民参画
			政策会議・策定委員会	専門部会	
令和元年（2019）度	7月				
	8月				区・自治会アンケート（7～8月）
	9月				事業者アンケート（9～10月）
	10月		策定委員会（10/2）	全体部会（10/2）	中学生アンケート（10～11月） 高校生アンケート（10～11月）
	11月				成人式実行委員会インタビュー（11/7） イベント来場者アンケート（11/10） 市民活動団体ヒアリング（11/26～27）
	12月	第1回（12/5）			
	1月				
	2月				第1回まちづくりカフェ（2/9）
	3月	第2回（書面開催）		基本構想検討部会（3/6）	
	4月			基本構想検討部会（4/23）	
令和2年（2020）度	5月				
	6月				
	7月	第3回（7/31）	策定委員会（7/22）	基本構想検討部会（7/15）	
	8月				
	9月			基本計画部会（9/17-18）	
	10月			基本計画部会（10/19-23）	
	11月	第4回（11/5）	政策会議（11/26）		第2回まちづくりカフェ（書面開催）
	12月	第5回（12/10）	政策会議（12/24）	基本構想検討部会（12/3） 基本計画部会（12/1・3・4）	
	1月				パブリックコメント（1/5～25）
	2月	第6回（書面開催）			
	3月				

※平成30年度に住民意向調査を実施しました。

4. 総合計画審議会

(1) 東郷町総合計画審議会条例

東郷町総合計画審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、東郷町総合計画審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、東郷町自治基本条例（平成25年東郷町条例第36号）第13条第3項に規定する総合計画に関し、必要な調査及び審議を行わせるため東郷町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について町長が任命する。

- (1) 教育委員会の委員 1人
- (2) 農業委員会の委員 1人
- (3) 町の区域内の公共的団体の役員又は職員 3人
- (4) 学識経験を有する者 5人
- (5) 公募により町長が選任した者 8人

(会長)

第4条 審議会に会長、副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（平成3年6月20日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年5月10日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年6月24日条例第26号）

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(2) 総合計画審議会委員名簿

区分	氏名	役職名
教育委員会の委員	小出 直美	東郷町教育委員会教育長職務代理者
農業委員会の委員	寺澤 秀治	東郷町農業委員会会长
町の公共的団体の役員若しくは職員	小野田哲也	あいち尾東農協東郷支店基幹支店長
	金田 英和	東郷町商工会副会長
	杉原 辰幸	東郷町社会福祉協議会会长
学識経験者	荒木 裕子	名古屋大学減災連携研究センター特任准教授
	井料 美帆	名古屋大学大学院准教授
	宇都宮みのり	愛知県立大学教授
	佐野 治	福井県立大学教授
	秀島 栄三	名古屋工業大学大学院教授
公募委員	石切山智子	
	磯村 敏文	NPO法人TEAM・I代表
	高岡 俊彦	中部ケーブルネットワーク(株)東名局長
	野々山利博	

※各区分五十音順

(3) 総合計画審議会の開催状況

回数	開催日	審議内容
第1回	令和元年12月5日	(1) 総合計画策定について (2) 総合計画策定体制及びスケジュール (3) 意識調査結果等について
第2回	令和2年3月16日 (書面開催)	(1) 第5次総合計画の評価 (2) 各種アンケート結果等 (3) 第6次総合計画策定に向けた東郷町の地域課題 (4) 基本構想のうち将来都市像(素案)
第3回	令和2年7月31日	(1) 第2回東郷町総合計画審議会(書面会議)に係る意見について (2) 第6次東郷町総合計画基本構想(素案)について (3) 今後のスケジュールについて
第4回	令和2年11月5日	(1) 今後のスケジュールについて (2) 第6次東郷町総合計画基本構想(素案)について (3) 第6次東郷町総合計画基本計画(素案)について
第5回	令和2年12月10日	(1) 第6次東郷町総合計画序論(素案)について (2) 第6次東郷町総合計画基本構想(素案)について (3) 第6次東郷町総合計画基本計画(素案)について
第6回	令和3年2月4日 (書面開催)	(1) 第6次東郷町総合計画(案)について (2) 答申(案)について

※第2回・第6回審議会は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、会場へ参集する会議形式ではなく、書面形式で行いました。

(4) 総合計画審議会 諒問

東企発第178号
令和元年12月5日

東郷町総合計画審議会会長様

東郷町長 井 俣 憲 治

第6次東郷町総合計画について（諒問）

東郷町総合計画審議会条例（昭和39年条例第10号）第2条の規定に基づき、第6次東郷町総合計画について貴審議会の意見を求める。

(5) 総合計画審議会 答申

令和3年2月4日

東郷町長 井 俣 憲 治 様

東郷町総合計画審議会
会長 秀 島 栄 三

第6次東郷町総合計画案について（答申）

令和元年12月5日付け東企発第178号で諒問のありました第6次東郷町総合計画案について、当審議会で慎重に審議した結果、その内容について、総合的かつ計画的な行政運営の指針として適切であると認め、ここに答申します。

なお、総合計画の推進に当たっては、時代の変化に的確に対応しつつ、町民、議会及び町がそれぞれの役割を担い、協働でまちづくりを進めていただき、目指す将来都市像「人・まち・みどり ずっと暮らしたい とうごう」の実現に努められるよう要望します。

5. 町民参画

第6次東郷町総合計画を策定するに当たり、多くの町民の皆さんのご意見をお聞きし、計画づくりの参考とすることを目的として、アンケートやヒアリング、ワークショップ等を実施しました。

(1) 住民意向調査

調査対象	東郷町在住の18歳以上の住民 5,000人
抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出
調査方法	郵送配布・回収
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・東郷町の暮らしやすさ等について ・日常生活の意識等について ・東郷町の取組について ・これからのまちづくりについて ・自由意見
調査期間	平成30年（2018年）11月～12月

(2) 中学生・高校生アンケート

区分	中学生	高校生
調査対象	町内の中学校に通う中学2年生	東郷高等学校に通う1年生
調査方法	学校を通じた配布・回収	学校を通じた配布・回収
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・回答者について ・東郷町での暮らしについて ・現在の東郷町について ・将来の東郷町について ・ボランティア活動について ・自由意見 	<ul style="list-style-type: none"> ・回答者について ・東郷町での暮らしについて ・現在の東郷町について ・今後の進路について ・将来の東郷町について ・ボランティア活動について ・自由意見
調査期間	令和元年（2019年）10月～11月	令和元年（2019年）10月～11月

(3) 事業者アンケート

調査対象	町内の事業者 200 事業者
調査方法	郵送配布・回収
調査項目	<ul style="list-style-type: none">・事業者の概要について・東郷町における事業環境について・従業者について・まちづくりとの関わりについて・自由意見
調査期間	令和元年（2019年）9月～10月

(4) 区・自治会アンケート

調査対象	区・自治会
調査方法	郵送配布・回収
調査項目	<ul style="list-style-type: none">・区・自治会の概要について・区・自治会活動について・東郷町の強み・弱みについて・町政に対する評価について・これからのまちづくりについて・自由意見
調査期間	令和元年（2019年）7月～8月

(5) 町民活動団体ヒアリング

調査対象	町内でまちづくり活動を行う団体 5団体
調査方法	団体ごとに個別にヒアリングを実施
調査項目	<ul style="list-style-type: none">・団体の概要について・活動を進めていく上で課題について・協働のまちづくりについて・東郷町の強み・弱みについて・これからのまちづくりについて
調査期間	令和元年（2019年）11月26日（火）、27日（水）

(6) イベント来場者アンケート

令和元年（2019年）11月10日（日）に開催された東郷町文化産業まつりの来場者に対して、「東郷町の良いところ・良くないところ」を尋ねるアンケートを行いました。また、東郷高等学校の協力を得て、来場者の方々に「未来の東郷町への思い」をメッセージカードに記入していただきました。



【主な意見】

東郷町の自然が
残りますように。

楽しいまちに
なってほしい。

給食で
お米のタルトを
もっと食べたいな。

東郷町に
たくさん的人が
増えますように。



(7) 成人式実行委員会インタビュー

調査対象	東郷町成人式実行委員会メンバー 令和元年度に成人を迎える方7名
調査方法	グループインタビュー
調査項目	<ul style="list-style-type: none">・東郷町の好きなところ、住みよいところについて・東郷町への定住意向について・東郷町に住み続けるために必要なものについて・東郷町での就業意向について
調査期間	令和元年（2019年）11月7日（木）

【主な意見】

東郷町の好きなところ
は、公園が近くにあり、
子どもたちの声が
よく聞こえるところ。

東郷町の好きなところは、
学校に広いグラウンド等が
あり、都会の学校にはない
魅力があるところ。

東郷町に住み続けるた
めに、じゅんかい君の
ダイヤをもう少し
増やしてほしい。

東郷町には、働くところ
や希望する職種が
少ないイメージがある。

(8) TOGOまちづくりカフェ

東郷町に在住、在勤、在学の高校生以上の方を対象として、TOGOまちづくりカフェを実施しました。カフェにいるようなリラックスした雰囲気の中で、東郷町の「これからまちの姿」について対話ををしていただきました。なお、第2回まちづくりカフェは、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、書面にてご意見等を募集しました。

◆概要

回数	実施日	主なテーマ	参加者数
1	令和2年（2020年） 2月9日（日）9:30～12:30	○東郷町ってどんなまち? ○10年後、どんなまちになってほしい?	27人
2	令和2年（2020年） 11月に書面開催	○10年後の東郷町のめざすまちの姿を実現する ためには、どんなコトがあるとよいと思う? ○めざすまちの姿を実現するために、私にでき ることは?	10人



【主な意見】

子育て中の人人が、子育てについて学べる場や話せる場が定期的にあるといいな。

町民全員が防災活動を自分事としてとらえているまちになるといいな。

交流が盛んなまちを実現するため、交流の場に積極的に参加したい。

産業が元気なまちを実現するため、どのような店舗が東郷町にあるとよいかなど、自分の意見を言いたい。

(9) パブリックコメント

第6次東郷町総合計画（案）に対する意見募集を行ったところ、1人の方から11件の意見が提出されました。

実施期間	令和3年（2021年）1月5日（火）から令和3年（2021年）1月25日（月）まで	
意見提出者数	1人	
意見数	【区分】	【意見数】
	総合計画全般に関する意見	11件

6. 庁内検討組織

(1) 東郷町総合計画策定委員会設置要綱

東郷町総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 庁内各部局の連携のもと、東郷町自治基本条例（平成25年東郷町条例第36号）第13条第3項に規定する総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するため、東郷町総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、総合計画に係る基本構想案及び基本計画案を作成し、町長に報告するものとする。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、企画部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、企画情報課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定により任命された日から令和3年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は、策定委員会を代表し、その事務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集する。

(専門部会)

第7条 策定委員会に、その審議事項を検討させるため、専門部会を置く。

- 2 専門部会は、次の事務を行う。
 - (1) 策定委員会へ付する事項の調査及び検討
 - (2) 基本構想素案の検討
 - (3) 基本計画素案の検討
 - (4) その他総合計画に関する必要な事務
- 3 専門部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 4 部会長は、部会員の互選により選出する。
- 5 専門部会の部会員は、別表第2に掲げる担当部署のうち、それぞれ課長補佐級又は係長級の職員をもって充てる。ただし、それぞれの担当部署の長が別に指定する場合はこの限りでない。
- 6 専門部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 7 部会長は、幅広く職員の意見を聴くため、必要に応じて別の会議を設置することができる。
- 8 部会員の任期は、第5項の規定により任命された日から令和3年3月31日までとする。ただ

し、部会員が欠けた場合における補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第8条 策定委員会及び専門部会の庶務は、企画部企画情報課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 第5次東郷町総合計画策定委員会等設置要綱（平成21年6月1日施行）は、廃止する。

別表第1（第3条関係）

人事秘書課長
未来プロジェクト課長
地域協働課長
総務財政課長
安全安心課長
税務課長
収納課長
福祉課長
高齢者支援課長
住民課長
保険医療課長
こども保育課長
子育て応援課長
健康推進課長
産業振興課長
下水道課長
環境課長
建設課長
都市計画課長
セントラル開発課長
学校教育課長
生涯学習課長
給食センター所長

別表第2（第7条関係）

専門部会	分野	担当部署
保健・医療・福祉部会	保健、医療、福祉	福祉課 高齢者支援課 保険医療課 こども保育課 子育て応援課 健康推進課 東郷診療所 給食センター
教育・文化部会	学校教育、生涯学習、文化、スポーツ、コミュニティー、交流	地域協働課 こども保育課 子育て応援課 産業振興課 学校教育課 生涯学習課
参画協働部会	町民参画、行財政運営	人事秘書課 地域協働課 総務財政課 税務課 収納課 住民課 会計課 議会事務局 監査委員事務局
生活環境部会	消防、防災、防犯、交通安全、環境	未来プロジェクト課 地域協働課 安全安心課 環境課 建設課 都市計画課
産業・基盤整備部会	農業、商工業、市街地整備、公園、道路、交通、下水道	未来プロジェクト課 産業振興課 下水道課 建設課 都市計画課 セントラル開発課 給食センター
基本構想検討部会	基本構想	未来プロジェクト課 地域協働課 総務財政課 安全安心課 福祉課 高齢者支援課 子育て応援課 健康推進課 産業振興課 環境課 都市計画課 学校教育課

7. 索引

基本計画における主なキーワードを抜粋し、掲載している主なページを示しています。

	主なキーワード	基本計画中の掲載ページ
あ	IoT(モノのインターネット)	103
	ICT(情報通信技術)	85、95、101
	空き家	70、71、81
い	いじめ・不登校	52、53
う	運動・スポーツ	46、47
え	AI(人工知能)	75、84、85、91、101、103
	エコモビリティライフ	68、69
	NPO	94、95
か	介護予防	45
	かかりつけ医	39
	学校運営協議会制度	53
	環境美化	71
	感染症	39、64、65
き	企業誘致	86、101
	救急医療情報システム	39
	緊急輸送道路	64、65、76
け	景観	70、71
	下水道	80、81
	健康寿命	38
	健康増進	38、39
こ	公園・緑地	67、81
	公共交通	68、69、74、75
	交通安全対策	63
	広報、広聴	95
	高齢者の社会参加	45、54
	国際交流	58、59
	国際理解教育	59
	こころのバリアフリー	43
	子育て支援	51
	子ども会活動	53
	子どもの貧困	51
	ごみの適正処理	69
	コミュニティ活動	98、99
	コミュニティ・スクール	53

	主なキーワード	基本計画中の掲載ページ
さ	災害	64、65、80
	在宅医療	44、45
	産業拠点	78、79、87
し	自主防災組織	64、65
	自助・共助	64、65
	疾病予防	39
	シティプロモーション	91
	自動運転技術	75
	児童虐待	50、51
	就労支援、就労拡大、就労家庭	42、43、44、45、50、51、88、89
	巡回バス	74、75
	省エネルギー	68、69
	生涯学習	54、55
	障がい者(児)福祉サービス	43
	小規模企業	86、87
	商工業の振興	86、87
	上水道	80、81
	少人数教育	53
	消費者被害	63
	消防体制	65
	食育	38、39
	食品ロス	39、68、69
	人権	96、97
す	スマート農業	85
せ	生活困窮者自立支援制度	41
	生活排水対策	71
	生活保護制度	41
	青少年の健全育成	53
	生態系	66、67
	性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)	96、97
	成年後見制度	41、45
	世代間交流	99
	セントラル開発、東郷セントラル地区	68、69、70、71、74、78、86、90、91
そ	創業支援	89
	総合型地域スポーツクラブ	46、47
た	耐震化	64、65
	多文化共生	58、59
	男女共同参画	97
ち	地域共生社会	40

	主なキーワード	基本計画中の掲載ページ
ち	地域交流	98、99、102
	地域生活拠点	78、79
	地域包括ケアシステム	41、44
	地域防犯ボランティア	62、63
	地球温暖化対策	69
	中小企業	86、87
	長寿命化、町有施設の総合管理	76、78、100、101
て	定住促進	90、91
	DV(配偶者等の親しい間柄での暴力)	96、97
	伝統芸能	55、56、57
と	特殊詐欺	62
	都市拠点	70、78、79、91
	都市計画道路	76、77
	図書館	54、55
な	南海トラフ地震	64、80
に	認知症	44、45
	認定こども園	51
の	農業	84、85
は	バスター・ミナル	74、75、78、79
	バリアフリー	75、78、79
ひ	ひとり親家庭	51
ふ	不登校	52、53
	不法投棄対策	71
	ふるさと納税	86、87
	文化芸術	54、55、56
	文化財保護	57
へ	平和教育	96、97
ほ	保育サービス	50、51
	防災・減災	64、65
	防犯意識、防犯体制	63
	ポートの振興	47
ま	MaaS	75
み	水辺環境	67
	民俗芸能	57
ゅ	ユニバーサルデザイン	75、78、79
よ	幼児教育	50、51
り	緑化	66、67
ろ	ロボット	85、103
わ	ワーク・ライフ・バランス	89

第6次東郷町総合計画

令和3年3月発行

- 発行 東郷町
 - 編集 企画部企画情報課
 - 住所 愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1
 - 電話 0561-38-3111（代表） ●ファックス 0561-38-0001
 - URL <http://www.town.aichi-togo.lg.jp/>
-



東郷町

